

332.1-Ka44㊦



1200500737480

332.1

KA44



始



KE 3C-41

332.1  
KA94



神長倉真民著

明治維新財政經濟史考

東邦社刊





## 序

今吾々日本人は二つの大きな仕事を成就せねばならぬ重大任務を負うてゐる、その一は米英の打倒である。二は大東亞共榮圏の建設……進んでは世界新秩序の建設……八紘爲宇の大理想顯現である。そしてこのうち、どの一つに失敗しても吾々の大使命である世界維新の大業は完成しない。米英打倒戦に失敗すれば、もとより大東亞共榮圏の建設も、世界新秩序の建設もあり得ないが、よし、米英の打倒に成功しても大東亞新秩序の建設に失敗すれば、結局世界維新は實現せず、折角米英を打倒したことまでが失敗……無駄骨折に歸するであらう。そのことは建武中興の失敗により實物教訓が示されてゐる。

建武中興は、北條政權の打倒には見事に成功したが、それに續く新秩序の建設において失敗した。そのために建武中興の全面的な失敗となり、折角北條政權を打倒したものの、足利政權を招致する爲の無駄骨折でしかかなかつた結果となつた。かく考へ來れば今日吾々の負うてゐる責務は、眞に重にして且つ大なるものと云はざるを得ない。何故なれば第一の任務たる米英の打倒は、國の興廢を賭けて戦はねばならぬ古今未曾有の大武力戦である上に、第二の任務たる新秩序建設は、世界的規模においてなされねばならない大事業であるが、その、どの一つに



失敗しても、吾々の世界新秩序建設の全面的失敗となるからである。

建武中興の失敗は、新秩序建設の失敗に因由してゐるが、その新秩序建設が巧く行かなかつたのは、主としてその経済的行詰りに原因してゐた。朝廷は武勳の功臣に對して十分の恩賞を與へることが出来なかつたことが、その最大原因であつた。後醍醐天皇には、この經濟上の行詰りを、新貨幣の鑄造と楮幣の發行とによつて打開せんと御計畫遊ばされたのであるが、この御雄略を輔佐し奉る老巧の臣がなかつたためにそれも行はるゝに至らず、遂に足利尊氏の乗ずるところとなつて萬事休したのである。

それに反し明治維新の成功は、徳川政權を打倒し得たばかりでなく、次の新秩序建設にも見事成功したからであつた。明治戊辰の年において東北も平定され、新秩序建設に對してもその方策が示され、その礎石が置かれた。この基礎づけの成功が、やがて維新大業の赫々たる成功となつたのである。

明治維新が新秩序建設に成功した……結局大業の成功を贏ち得た最も大きな原因の一つは、その經濟政策の成功であつた。朝廷は新秩序建設の費用として約五千萬兩の國費を支出してゐるが、當時にあつては天文學的數字であつたこの巨額の經費を支辨し得たことが、明治維新を成功せしめた最大原因であつた。もし朝廷がこの大經費を調辨し得なかつたならば、新秩序建設に着手し得ざるは勿論のこと、國內裁定にも果して成功し得たかどうかも疑問である。明治維新が建武中興の覆轍をふまなかつた最大原因は、實にその經濟政策にありといふも過言でない。

但しこの論断は從來の維新史の所論……ひいて世間一般の了解とはかなり方向を異にしたものである。從來の維新史の解釋によれば、大業の成功には、その經濟政策は殆ど重要な役割を演じてゐない。朝廷は御用金を課し不換紙幣を發行して僅かに一時を彌縫してゐる間に、幸にも國內が鎮定したものとしてゐる。だが、その謬妄なることは本書の中に説明されてゐる通りである。そしてこの謬妄を是正することが本書の目的の一つでもあるのだが、私はそのことを説明するために努めて事實と文獻による實證的方法をとらざるを得なかつた。従つて本書にはかなり頻繁に諸種の文獻が引用されてゐる。中には本文を了解する上にはさして必要がなくとも、私の立論の根據を明かにし、又獨善的獨斷を避ける意味のために引用したものも尠くない。私の所論が從來の維新史常識とかけ離れてゐるだけにかういふ煩瑣な手数も必要とされたのである。

明治維新の經濟政策について特に注意せらるゝ點は、單に國內の裁定に止まらず、新秩序建設に對する新經濟理念とその政策とが、最初より確立されてゐたことである。維新の變革により覺醒甦生した國民が、その新經濟理念を指導精神とし、天皇と共に天神地祇に誓つた新國策の線に添うて、營々半世紀に亘る努力によつて、世界史上の奇蹟と云はれる大發展を成し遂げたのである。

然らばその新經濟理念とは何ぞや、曰く皇道經濟精神である。その天地神明に誓つた新國策とは何ぞや、曰く富國強兵これである。日本精神を指導精神とした富國強兵主義……これが世界にその類を見ない維新の大業となつたのである。



丁度わが明治維新と時を同じくして米國もまた南北戦争の試煉を経て甦生の旅程に上つたのであるが、彼等の指導理念としたものは利己主義、個人主義、自由主義による富民主義であつた。そして富民即富國であり、強兵であると考へて、わが日本に戦争を挑み來つたのである。奇しき因縁といふべきである。

維新の際確立された皇道經濟理念は、王政復古に際し「諸事神武の創業に原づき」と仰せ出された趣旨にもとづき復活再確認されたわが肇國以來の大精神であつて、千古不磨のものである。今後の世界新秩序建設にあつても、吾々の行動を指導するものはこれ以外にはあり得ない。富國強兵といふも、この理念から自然的に必然的に生れ來つた政策であつて、根本は皇道精神である。但し皇道經濟といつても、それは單に自由主義、利己主義でない他のものは早斷されない。皇道精神と實際經濟との結びつきが、もつとも至難の問題であり、現今爲政者の研究工夫を要するところである。その點に對し、日本歴史の上において最も示唆に富むのが明治維新の財政經濟である。皇道經濟の範は、實踐によつて明示されてゐるのである。かく考へ來る時、私は今こそ維新經濟の實相を明かにし、いさゝかでも國策に貢獻すべき絶好の機會であると感した。即ち、これが本書を執筆するに至つた動機である。

維新史は再三歪められて來てゐる。明治中期までの維新史は殆ど薩長元老や古老の自慢談の埒外を出てゐなかつたが、その後この反動として、徳川方の反響的意見が歓迎された時代もあつた。更に唯物論の流行した時代には、唯物史觀にあてはめた維新史が流行した一時期もあつて、維新史そのものも甚だしく近時その再吟味の叫ば

れてゐるのが……殊に經濟の面においてはその必要が痛感される。この面は最初から殆ど誤解妄斷のまゝに打捨てられてゐたのである。

本書は維新史の再吟味書の一巻である。

本書の腹稿は數年前に出來てゐたが、その後、私は、眼疾のため著述を斷念してゐた。然るに、大東亞戦争の勃發は、私をして自分の視力などを顧みる迫あらしめなかつた。徵用令の外にハミ出してゐる私としては、さゝやかではあるが、多年の研究による文筆の奉公以外に御國に盡すべき方法はない。最後の視力の消ゆるまでと決心して、この筆をとつたのであつた。

多少なりとも、國民總力戦のうちに參加出來るとすれば、私の本懐これに過ぎるものはない。

昭和十八年六月

著者



## 例言

- 一、維新初政の大藏大臣ともいふべき地位にあつた三岡八郎は、明治四年から由利公正と改名したために、記述上甚だ都合が悪い。止むを得ず、本文の記事はすべて三岡八郎とし、引用の談話は全部由利公正談とした。
- 一、本文中に引用した資料にはその都度典拠を記入してあるから、別に列記しない。たゞ由利公正談だけは、「子爵由利公正」「由利公正傳」「由利公正」「史談速記録」等に収録のものより適宜摘録した。
- 一、極めて稀な例ではあるが、引用資料中難讀のものに送り假名を加へた場合がある。また而、者、之、等は、て、は、のと假名に直した。
- 一、幕府といふ文字は、やかましくいへば慶應三年十月以降は問題になるのだが、その後の記事にも「朝幕」等と記してある。但しさうする方が了解に都合がよいと考へられた場合だけである。
- 一、紙數その他の考慮から、最初の草稿の約三分の一が削除された。その中には當然取上げられねばならない問題や資料もないではなかつたが、それ等は他日また復活する機会もあらう。



# 目次

序文	一
例言	三
緒論	三
第一編 獻金經濟篇——明治維新と財政問題——	三
一、王政復古と財政問題	三
二、徳川慶喜の退京と納地問題の紛糾	三
三、高割論の勝利とその誤謬	三
四、朝廷會計の窮狀	四
五、三岡八郎の登京と金穀納所の設置	四
六、遂に獻金を論告す	四



七、一金なしで御越年……………	五
八、禁裡御料に對する誤解……………	五
一、三岡八郎(由利公正)の略歴……………	六
一、三岡八郎と維新の財政經濟……………	六
二、三岡八郎の生立ち……………	六
三、三岡經濟學の由來……………	六
四、殖産貿易策の成功……………	六
五、坂本龍馬と三岡の關係……………	七
六、三岡と坂本の再會……………	七
七、三岡の登京……………	八
八、三岡、財務長官に登用さる……………	八
二、鳥羽伏見戰爭と財政會議……………	九
一、鳥羽伏見の開戦と軍費難……………	九
二、獻金運動の街頭進出……………	九

三、意外に多かつた分捕品……………	一〇
四、參百萬兩御用金案決す……………	一〇
五、三岡、紙幣發行論を提唱す……………	一一
六、幕府發行の紙幣と藩札について……………	一一

第二編 御用金經濟篇 — 會計御基金(國債)の募集 —…………… 一二

一、大阪十富豪に登京を命ず……………	一二
二、參百萬兩御基金の諭告……………	一二
三、募集裏帳作製の苦心……………	一三
四、會計御基金の性格……………	一四
一、御親征費の徵募と東征軍の進發……………	一四
一、御親征費十萬兩の徵募……………	一四
二、御親征費か東征費か……………	一六
三、御基金の全般的募集に着手す……………	一五



四

四、薩長二藩の納地建白……………一五

五、東征軍の金穀調達方針……………一五

六、派遣軍の軍資窮乏——東海道軍の場合……………一六

七、派遣軍の軍資窮乏——東山道軍の場合……………一六

二、江戸開城と經濟問題……………一七

一、江戸城の授受方針……………一七

二、金銀座回收始末……………一七

三、江戸金銀座にまつはる秘密……………一八

四、江戸攝收後の大總督府會計……………一九

五、御用金と獻金……………一九

六、獻金の變り種……………一九

七、横濱に對する課金其他……………一九

三、大監察使東下費募集……………二〇

一、三條大監察使東下の事情……………二〇

二、甲鐵艦回收問題……………二〇

三、大阪に於ける大監察使東下費募集……………二〇

四、諸株仲間の調金成績……………二二

五、大隈携行の二十五萬兩の出所……………二二

六、彰義隊の討伐……………二二

四、政府の財政的危機……………二二

一、戦費五十萬兩の請求……………二二

二、國債募集の諭告を發す……………二三

三、天皇宸襟を惱ませ給ふ……………二三

四、大阪に於ける國債募集再開始……………二三

五、銀目廢止の布告……………二四

六、大阪の銀目手形と恐慌……………二四

第三編 紙幣經濟篇——紙幣(太政官札)の發行……………二五



- 一、紙幣發行に對する反對論……………二五五
- 二、五箇條の御誓文と紙幣論……………二六〇
- 三、紙幣に代る代案……………二六三
- 四、紙幣發行途に決す……………二六七
- 五、紙幣製造に着手す……………二七二
- 六、紙幣發行いよいよ公布さる……………二七三
- 一、紙幣の貸付(發行)……………二八〇
- 一、商法司並びに商法會所……………二八〇
- 二、大名(府・藩・縣)に對する貸付……………二八二
- 三、民間貸付……………二九〇
- 四、紙幣貸付の維新財政への貢獻……………二九五
- 五、紙幣相場の取締……………三〇〇
- 二、紙幣發行の趣旨目的について……………三〇六
- 一、布告に現はれた紙幣發行の趣旨目的……………三〇六

- 二、紙幣發行の趣旨目的に對する誤解……………三二〇
- 三、維新紙幣の眞使命……………三二七
- 三、明治維新と皇道經濟……………三三二
- 一、維新紙幣と皇道精神……………三三一
- 二、日本特有の皇道紙幣……………三三六
- 三、皇道紙幣と資本主義紙幣……………三三九
- 四、皇道主義と資本主義……………三四四
- 五、五箇條の御誓文と新經濟政策……………三四六
- 四、明治維新の財政經濟と三岡八郎……………三五三
- 一、本格的な經濟家としての三岡八郎……………三五三
- 二、經世的財政家としての三岡八郎……………三六〇
- 三、革新的財政家としての三岡八郎……………三六七
- 四、維新の功臣としての三岡八郎……………三七八
- 五、上野戰爭より御東幸まで……………三九二



- 一、上野戦争後の東京の會計……………三九一
- 二、東京に於ける御用金……………三九七
- 三、横須賀製鐵所回收問題……………四〇一
- 四、オリエンタル・バンクより五十萬弗を租借す……………四〇八
- 五、東京に於ける貨幣鑄造……………四一一
- 六、大阪に於ける貨幣鑄造……………四一四
- 六、東京に於ける紙幣發行……………四二〇
  - 一、御東幸費の調達……………四二〇
  - 二、御東幸と東北平定……………四二六
  - 三、東京に於ける紙幣反對論……………四三三
  - 四、遂に紙幣發行に決す……………四三七
  - 五、遂に相場公許を布告す……………四四〇
  - 六、東京に於ける紙幣相場……………四四四

七、紙幣相場の再禁止……………四四八

- 一、紙幣五千萬兩増發を布告す……………四四八
- 二、相場投機者の横行……………四五三
- 三、京阪に於ける相場取引の處置……………四五七
- 四、紙幣相場再禁止さる……………四六一
- 五、紙幣相場問題の教訓……………四六六
- 六、紙幣相場の後始末……………四六九

雜編……………四七五

- 一、御基金始末……………四七七
- 二、爲替方三家の「御用勤方記」……………四八五



明治維新財政經濟史考



## 緒論

本書は題名の示す如く明治維新の財政經濟……維新の大業がいかなる經濟理念により、またいかなる經濟政策によつて完遂されたかを明かにせんことを企圖したものである。明治維新は肇國以來未曾有の大變革であり、且つ明治元年の一年間は殆ど戦火の裡に終始したから、その戦費も相當巨大なる額にのぼつたであらうことは、今次事變の經驗によつても、容易に推想し得られるところである。當時全くの無一文から出發した新政府は、いかにしてこの巨額の戦費を調達したのであらうか。不思議にも今日までの維新史は、この點を明かにしてゐない。従來維新經濟史と題した著述は決して少しとしないが、その多くは維新以降の經濟發達史であつて、維新の新政府が、いかなる經濟政策によつてあの多艱なりし時局を鎮定し、新生日本の基礎を定めたか、この間の事情を明かにした著述は殆どこれを求むることは出来ない。著者の貧しき書庫には、さういふ目的をもつて書かれた著述は、僅かに一冊を蔵するのみであるが、それも残念ながら多くの誤謬獨斷に充ちてゐるため、江湖に推薦するに躊躇する位のものである。

大事變、大戦争の背後に大經濟を伴ふことは、われわれは今時事變によつて實物教訓を與へられてゐる。明治



維新の變革にも、その背後に大經濟を伴うたことは論をまたない。ところが維新の新政府は、徳川幕府より財權の引渡しがなかつたため、全く掛値なしの無一文で出發したのである。慶應三年十二月廿六日の夜半、朝廷より京都の富豪三井、小野、島田の三家に對して御用金を命じた際の諭告に「未だ幕府より會計方の引渡なければ、恐多くも一金の御貯之なき姿にて、何分にも御手薄の御儀なり」とある通り、王政復古、天皇御親政といつても、肝腎の政治費は一金もなく、慶應三年の暮れの如きは、當時朝廷の金策に奔走した岡谷繁實の遺談によれば、遂に一金なしで御年を召された」實情であつた。

然るに、かく一金なしで御年を召された三日目が鳥羽伏見の戦争である。二月には東海、東山、北陸の三道より徳川征討の師が進められ、幸に江戸城だけは西郷隆盛と勝安房との談判により無血開城となつたが、爾來翌二年五月の函館鎮定に至るまでは、實に戦争の連続であつた。後年政府より發表せられた歳計表によれば、慶應三年十二月より明治元年十二月に至る一期間に、政府の支出した經費は、實に三千餘萬兩の巨額に達してゐる。政府はいかにしてこの巨額の費用を支辨し得たのであらうか。

從來の史書によれば、政府はこの費用を御用金と紙幣の發行によつたものとして簡単に片づけてゐるが、談何ぞ容易なる。御用金といつてもその金額は實に參百萬兩に達してゐる。當時の日本の經濟力は、到底この巨額の徴金に堪へ得るものではなかつた。もしあの際新政府が、徳川式方法により、また徳川的理念によつてこの巨額の御用金の徴收にとりかゝつたならば、會津若松城の陥落以前に、政府自身が財政的に落城したであらうことは

想像に難くない。國家の富力が充實し、國民の經濟觀念が發達し、金融機關が整備し、政府の信用が絶對である今日に於てさへ、政府が事變公債の募集に、いかにその全力を傾注しつゝあるかを思ふ時、七百年政權から遊離してゐた朝廷が、あの兵馬倥傯の際に、數百萬兩の正金を徴收し得たことはむしろ奇蹟である。朝廷があつたからだけの金を徴收し得たのは、財政當局者によつて、合理的なそして極めて巧妙なる金融操作が試みられたからである。決して舊幕時代のそれの如く權柄をもつて強徴したものではなかつた。そこに維新經濟の老巧さが認められねばならないのである。たゞ御用金を課したなどと簡単に片づけられるべき問題ではない。その一見簡單に見える事實を今一段掘り下げて行かなければ、維新財政の眞實相を把握することが出来ないのである。然るに從來の史家は、この一段と掘り下げる勞をとらなかつたために、維新財政の革新的特性が、今に至るも社會に了解されてゐない有様である。

大方の参考のために、從來の維新經濟に關する研究が、いかに疎漏であり且つ表面的であるかを、二、三の事實について紹介して見よう。私は今維新の際の御用金……事實は、徳川時代の御用金とは全くその性格を異にするのであるが……この御用金に對する從來の研究の表面的なることを云つたが、驚くべきことには、かの明治卅七、八年に發行された「明治財政史」……通卷十五冊よりなる官板同様のあの權威書が、右の維新の際の御用金について、説明が粗雑である位のことではなく、全く一言一句も記載してゐないのである。右の御用金は、實は新政府最初の内國債……事變處理公債であつて、鳥羽伏見戦以後上野の彰義隊戦争に至る間の國費は、殆どこの



収入一本によつて賄はれ、その後も戦地の費用は、殆どこの御用金によつて賄はれたのだから、この御用金を省略することは、恰も後世の史家が、今日の事變公債を省略して、大東亞戰經濟史を書くと同様なのである。然るに「明治財政史」の如き權威書がこれを全く省略してゐるばかりでなく、學界に於てもあまり不思議とされてゐない。私は「明治財政史」の編纂者が、何故にこの御用金に關する記事を省略したかを知らないが、尠くともこれをもつて従來の史家が、維新の經濟なるものをいかに粗末に取扱つてゐるか、別言すれば、その真相を誤り傳へてゐるかを立證する材料とするには出来ようと思ふ。

明治維新の財政は、大體この御基金(御用金)と紙幣(太政官札)と舊貨の鑄造との三本建になつてゐるから、そのどの一つを缺いても、維新經濟の真相を傳へ得ないのである。然るにその鼎足の一つである御基金は、以上の如く權威書によつて抹殺され、また相當の學者の著述にも、徳川式御用金同様の取扱ひを受け、それに托された新經濟理念の如きは、全く捨てゝ顧みられないといふのが、維新經濟史の現状である。

明治維新の三財政策中、その主潮をなすものは紙幣である。これは金額からいつても總發行高は四千八百萬兩に達してゐるから、御基金の約三百萬兩、舊貨鑄造の約五百萬兩に比べて、その維新財政上に占むる重量は容易に了解することが出来よう。しかし一層重要なことは、この紙幣の性格である。この紙幣は實に明治維新の經濟理念を具象化してゐるものであつて、この紙幣の性格を知ることなしには、維新の財政經濟を語り得ないのである。然るに従來の史書によれば、この紙幣は、政府が財政の窮乏を救はんとして、苦しまぎれに濫發した不

換紙幣でしかなく、それはあたかもナポレオン戰爭のアッシニアや南北戰爭のグリーンバック同様の取扱ひを受けてゐるのである。だが、この紙幣こそが、維新經濟の指導理念を代表してゐるものであつて、維新以後今日にいたる約七十年間のわが經濟界を冥々の裡に指導し、遂に今日の富強を見るに至らしめたものは、實にこの紙幣に托された經濟理念だったのである。然るにこれまでの史書においては、左様な點は少しも顧みらるゝことなく、たゞ一口に政府が政費へ流用のために濫發した不換紙幣と片づけられ、従つてまた維新の際の財政經濟策そのものも、無計畫な、ドロ繩式な、急場間に合せの應急彌縫策に過ぎなかつたとされてゐるが、これがまた維新の經濟政策に對する常識でもあつたのである。

明治維新は、日本がその本然の姿にかへつた還元運動である。徳川三百年の幕府政治により、徳川のための徳川の政治にゆがめられてゐたものを、御親政……肇國の御精神による政治にとり戻したのが明治維新である。慶應三年十二月九日の王政復古の大號令に「諸事神武の創業に原づき」と仰せ出されたが、この肇國精神がもつともよく具象化されて、國民に働きかけたのが、實に右の維新紙幣であつた。

わが皇道精神は、上からいへば愛民、下よりいへば忠君愛國である。この上下よりの二つの精神が渾然融合したものが皇道精神なのであるが、この皇道精神を吾々は、維新紙幣の上に、はつきりと見ることが出来るのである。同紙幣の發行の目的は一面新秩序の建設にあつたが、他の一面に於て人民の困窮を救助せられる御仁恤の思召から出たものであつた。困窮救助といつても單なる貧民救濟ではなく、御用金徵收後の人民の困苦や、金融界



の梗塞を救はせられる意味で、御用金調達證書に對して、同額の紙幣を貸下げたのである。

當時御用金として發表された金額は五百萬兩であるが、これだけの大金を人民の懐ろから引上げたまゝにして置いては、人民はその生産、融通の資金を失ひ、經濟界は金融の梗塞を來たし、困苦と混亂が踵を接して襲來すべきは賭やすきところである。その困窮を未然に御救助の思召をもつて、三千萬兩の紙幣を發行し、これを貸與する方策がたてられたので、これはいふまでもなく、わが皇室の萬民愛撫の御精神より出たものである。徳川三百年の治世中には、絶えて見ることの出来なかつたものである。

徳川時代の御用金は、獻金同様のもので、返済するといふ約束にはなつてゐても、取上げ放しといふのが不文律になつてゐた。そのために、人民はいかに困苦しようと、財界がどうならうと、その點は少しも顧みるところがなかつた。それに反して維新政府は、維新の大業は、國家の大業であるから、その費用は人民にも負擔せしむるが、そのために人民を困苦に陥らしめるやうなことがあつては、御親政の趣旨に悖るといふので、紙幣を貸下げたのである。こゝに吾々は徳川的理念より皇道精神への大轉換を認めねばならない。

また、この紙幣の構想者の考へによれば、人民にこの紙幣を貸與することによつて、その臣道を実踐せしめんとしたもので、當時の三千萬人の國民が、一人一兩の御奉公のつもりでこの紙幣を遣ひ出すことによつて、新生日本の建設に協力する……かういふ意圖がふくまれてゐたのである。その發行額を三千萬兩としたのも、一つにはそこから來てゐた。すなはちこの紙幣は、上からいへば愛民、下からいへば報國、この二つの精神……皇道精

神によつて發行されたもので、外國の資本主義紙幣とは、全くその性格を異にしたものである。構想者たる三岡八郎の建白書にも、その點において外國紙幣とは別なものであることを斷つてあり、當時の布告文にもその發行の趣旨目的が明かに記載されてあるにかゝはらず、どういふものか、それらの點は從來の史家によつて全く取り上げられず、今にナポレオン紙幣やグリーンバック同様の取扱を受けてゐる。別言すれば、維新經濟の核心的な……御親政とともに我が經濟界の指導精神として蘇つて來た皇道精神は、全く没却されてゐるのである。前に「明治財政史」が維新の御用金を全く抹殺してゐることを述べたが、同書はまた維新紙幣の發行の趣旨目的をも曲解し、その何より大切な精神的な點には何等觸るゝところなく、俗書と同じく、その一半の目的は政府財政への流用にあつたとしてゐる。

なほこの紙幣に對するもつとも普遍的な誤解の一つは、それは外國の戦争の場合によく見る戦時紙幣と同様、國費に流用のため發行されたものとしてゐることである。しかしこれは、當時の布告にもはつきりうたつてある如く、財界の梗塞救済と、殖産貿易の振興……新秩序建設を目的として發行されたもので、國費流用の意圖は微塵もふくまれてゐない。當時の財政擔任者は、はつきりした理論的根據のもとに、事變處理は國民の當然負擔すべきものとしてこれを國債(御用金)による方針をとり、新秩序建設には國家資本の參畫は當然であるといふ明確なる理論のもとに、紙幣を發行してこれを民間に貸下げたのである。だから當時の紙幣は、世人の想像する如く、國費として會計局の窓口から拂ひ出されたのではなく、みな人民へ貸下げの形式で、商法會所なる機關を通じて



支拂はれたのである。(明治元年十二月頃まで、この方針は厳守された)然るに立派な學者の著書が殆ど悉くがそれを國費流用のために發行されたものとし、布告面にうたはれてある趣旨目的の如きは、表面を飾る口實に過ぎないとしてゐる。中にも某經濟學博士の如きは、それは「瞞着」に過ぎないとまで極言してゐるのである。維新政府が、あの維新の際に、事變處理と同時に新秩序建設に着手した……それも三千萬兩といふ當時にあつては天文學的數字である巨額の資本をもつて、新生日本の建設に着手したことは、實にその識見の高邁と、その構想の雄大とにおいて、世界に誇るべき事例といつてよいのである。

古今東西の歴史に革命維新の事例は尠くないが、その事變の渦中にあつて、かくの如き雄大な構想、かくの如き高邁なる理想のもとに、新秩序の建設に着手した例があるであらうか。これはまことに維新史の壯觀であり、また日本歴史の誇りである。然るにこれが瞞着の一言で片づけられてゐるのである。かくの如きことは、わが神聖なる維新の大業に對する侮辱でなくて何であらう。だが、これがわが維新經濟史の現状なのである。

また、維新の財政經濟策に對する誤解の一つは、その政策は突然政權を奉還された朝廷が、當面の急にせまられ、ドロ細式にとつた一時的の彌縫手段に過ぎないとしてゐることである。従つて御用金は勿論、紙幣もどしどし政費として遣ひ出されたものと考へられてゐるが、事實は全く反對に、その政策は、その擔當者たりし三岡八郎が、約十年の長きに亘り、工夫に工夫を重ね、しかも一度福井三十二萬石の藩内にこれを施行して大成功を納めた實驗證明付のものだつたのである。慶應三年十二月三岡が朝廷の御召しに接し、郷里福井を出發する際には

その經濟政策はすでに彼の懷中に藏されてあつたのである。その實施にあつては政府の内外に反對もあり、相當の混亂も經驗せねばならなかつたが、そのプログラムには變りなく、専門の棋客が定石を置くが如き確實さをもつて、着々實行されて行つたのである。紙幣の發行の如きも、ナポレオン紙幣などの如く、窮餘の策として刷り出したものではなく、産業資金としては紙幣を利用すべきであるといふ三岡の經濟學と、一度福井における實驗に基づいて發行されたもので、およそ世人の了解とは正反對のものであつた。その不換紙幣だつたことも、ナポレオン紙幣やグリーンバックと異なり、皇道紙幣たる本質上、外國紙幣の如く引換へを必要としないといふ理論的根據をもつてゐたのである。これは世界經濟史上曾て類例を見ない君臣愛によつて發行された特殊の紙幣だつたことを、こゝに特記して置きたい。

この點はもとより外國人などにわからう筈がないから、最初は盛んに攻撃されたが、英國公使パークスは一度三岡よりその説明を聴くに及んで、濶然としてこの紙幣の性格を了解し、三岡の歸る時には、馬の轡をとつて送り出したといふことである。然るに日本の學者には、今に至るもこの點は殆ど了解されず、外國の霸道紙幣や資本主義的紙幣と同様に取扱はれ、維新の經濟政策は、不換紙幣の濫發以外の何ものでもないとされてゐるのである。

かやうな例は、擧げ來れば際限もないが、今日の狀態では、維新經濟史なるものは、大體誤謬のかたまりといつても、大して過言ではない。本書を読まれる諸君は、立派な官板書や權威書によつて、意外の誤りが冒されて



ゐることに驚かされることは、恐らく一再に止まらないであらう。これはわが學者の通弊であるところの、自ら進んで根本資料による研究をせず、先人の研究に便乗して疑問を疑問としない怠惰と無關心から來てゐるが、その他にも一つ根本的なことは、彼らの多くが外國流の利己的唯物史觀をもつてわが維新維新を見つてゐることである。彼らはその外國流の唯物史觀をもつてわが皇道精神を核心とする維新の經濟を律し、そして律し切れないものはこれを捨て、顧みなかつた。例へば維新紙幣の如きも、唯物的經濟論からは到底理解し得られないところから、瞞着などいふ片言をもつてあつさり葬り去つたのである。

以上は、私の維新の經濟史に對してもつてゐる不滿の二、三を例示したに過ぎないが、さういふ理窟は抜きにしても、吾々は一體あの維新の大業は、いかなる經濟政策によつて完遂されたのか、それを一通り知らうとしても、それを満足さしてくれる適當な經濟史は殆どない。二、三の問題についてバラ／＼に研究した論策はないことはいないが、御用金、紙幣、鑄貨、この三政策を統合して纏つた知識としたものは、私の知る限りでは某氏の一著あるのみである。だが、これはあまりに誤謬と獨斷と曲解にみちてをり、江湖に推薦するに躊躇される。だから結局われわれは、日本の歴史中にあつて、もつとも重大な意義を有する維新の經濟史を知らうとしても、適當の著書を得られないのである。

本書は、私のこの不滿をみたさんとして、みづから材料を蒐集し且つ料理したものであるが、材料については大不滿を我慢せねばならなかつた。といふのは維新財政の擔當者たりし由利子爵家所藏の資料も、大藏省所藏の

根本資料も殆ど悉く烏有に歸してゐるため、市井から集めたホンの断片的な資料に我慢せねばならなかつたからである。その上執筆にあつては、この乏しい資料のうちから、紙數の關係を慮つて割愛したものも尠くなかつた。いづれにしても私としては、これ以上の資料は當分得られさうにもないから、善くても悪くてもこれで我慢する外はない。だが、従來もつとも誤解され、かつ閑却され、そして維新經濟史にとつては最も大切な問題である精神的な面については、私の考へは大體盡されてゐる。これによつていくらかでも維新經濟の神髓を明かにすることが出來たとすれば、私の本懐はこれに過ぎない。

維新經濟の重大意義は、王政復古の大號令と五ヶ條の御誓文とによつて、皇道經濟主義が確立せられ、産業立國、富國強兵の新國是が決定されて、國民にその方向が明示されたことである。日本國民は爾來七十餘年間、その皇道精神に遵據し、その與へられた方向に向つてひたむきな努力を續け來つた結果が、今や世界を驚倒せしめつゝある偉大なる經濟力となつたのである。事の成るは成るの日に成るにあらず、日本の今日の經濟力は、實に維新の際、その局にあつたものが、よく大業の性格を認識し、あの混亂の中にあつて新秩序建設に着手した高邁なる識見によるものであることを、この機會において特に注意して置きたい。戦ひぬくことと建設の兩面工作は、わが國では維新の際すでにその範を示されてゐるのである。

日本の明治維新以來の經濟的發展は、東西の歴史上奇蹟的の事例であるが、その事實を説明するものは、維新



以來わが國民の經濟活動を指導し來つた日本精神……皇道經濟精神以外にないことは、本文中に詳説してあるが今後日本國民の東亞の指導者として、大東亞共榮圈の建設者としての活動を指導するものもまたこの皇道主義であらねばならない。八紘爲宇の大理想の顯現は、この皇道精神による外はないのである。近時政府當局者の口より屢々維新の經濟策に對する理解ある言説がきかれ、且つその政策の上にも、その精神が取り入れられつゝあることは、まことに喜ばしい次第であるが、この際國民一般にも、維新の經濟精神を理解せしむることは、現に日本國民に課せられてゐる世紀的大業完成の心構へを確實にするために、極めて必要なことと信ずるのである。本書著述の主要目的もまたそこに存する。

なほ讀者諸君に維新の財政經濟の概念をはつきりさせるために、あらかじめ大體の輪廓を述べて置く。

慶應三年十二月九日の王政復古の大號令渙發と共に、政治は朝廷みづからの手……別言すればその經濟によつて行はれることになつたから、その當夜開かれた小御所會議においても、まづ徳川への財權返還要求が決議された。これが辭官納地問題である。

然るにこの納地問題が容易に解決しなかつたため、朝廷ではやむなく、十二月廿六日京都府下の豪商、寺社等に對して獻金を命じた。鳥羽伏見戰爭は實にこの獻金によつて戦はれたのである。

鳥羽伏見戰爭後、政府も非常時財政確立の必要を感じ、まづ京阪の富豪に三百萬兩の御用金を賦課することに決し、明治元年正月廿九日をもつて、京阪の富豪に對してその旨を諭告した。舊幕時代の用語に従へば御用金で

あるが、事實は事變公債である。當面の事變處理を目的としたもので、最初の切出しは三百萬兩だつたが、後二百萬兩を追加された。元年二月御親征費の名の下に、このうち十萬兩を急徴したのを手始めに、次々に徴收され五月の上野彰義隊戰爭までは、政府の財政は殆どこれ一本に依存してゐた。

第三は紙幣の發行である。これは事變處理費……當面の國費の窮乏を補ふ目的ではなく、新生日本の新秩序建設と、當面人民の困窮救済を目的としたもので、すべて民間へ貸出され、直接政府の會計へ流用されたわけではなかつた。しかしこの紙幣の貸出しによつて、御基金の調達を容易ならしめたから、元年六月以降は政府の會計は御基金と紙幣の二本建となつた。七月以降は、舊貨幣鑄造と共に三本建となり、これとてにかく奥羽の戰亂を鎮定したのである。

第四に擧げらるべきは貨幣の鑄造である。江戸に於ては四月から行はれてゐたが、元年七月から大阪に於て本格的に行はれた。また江戸に於ても後には相當大規模に鑄造され、その鑄造額は東西を合して五百萬兩餘に達したから、有力なる財源であつた。殊に維新財政の特殊性として、關東地方並に戰地に於ては紙幣は流通せず、すべて正金によつて賄はれたから、この舊貨幣鑄造の效用は大きかつた。

以上の御用金、紙幣、鑄貨の三政策が維新經濟の大宗であるが、なほこの外に二、三の財源を數へることが出来る。その一つは外國貿易である。東京でも大阪でも、政府自ら生絲輸出を營み（當時のことだから、別に法規によつたわけがなく、半官半民的にやつたのである）これによつて貨幣鑄造用の地金を得た。この利益も相當額に上つたや



ものであるが、實際の數字は明らかでない。

また徳川の舊領地よりの収入も考へられる。これは實際には慶應三年分は大平幕府に收められて消費されてゐた關係もあり、且つ幕府の天領なるものは四方に散在してゐたから、朝廷の手配も十分でなく、従つて新政府の手に入つたものは、總體の上からいへばいくらもなかつたやうである。

幕府は亡んでも徳川の臣下は饑乏しむるわけには行かないから、江戸に於ては乏しい總督府の會計の中から、徳川に救助金を與へるといふ始末であつた。従つて舊徳川領より収入となつたものは、殆どいふに足りなかつたやうである。しかし從來舊幕の手にあつた貨幣鑄造権を回收して、大阪と東京に於て鑄造を開始したことや、關稅收入を收め得た等の幕府收入の移讓があつたから、この點よりいへば、かなりの財源を得たともいへる。しかし他方舊幕府の負擔となつてゐた支出も繼承したから、……例へば甲鐵艦や横須賀製鐵所回收の如き……必ずしもそれらの収入の全部が政府へ納まつたわけではない。例へば横濱の關稅收入の如きも、その大部分が横須賀製鐵所の佛蘭西人技師(約四十名)の月俸として支拂はれたかも知、政府の得るところはいくらでもなかつた。東京に於ても相當の稅收入があつたわけだが、これらもみなその使途がきまつてゐたから、特に政府の所得となつた部分は極く尠なかつた。舊天領中の大なるものには日田縣、高山縣の如く縣を置いたが、そこからの収入は、やはり縣内の統治費にあてられたわけである。しかしこれらの収入も、相當大きな役割を果してゐることはいふまでもない。

また、戊辰の際の官軍の出兵には、戰費は各藩自辨の建前であつた。これらも政府からいへば、一種の消極的収入と見られぬこともない。何故ならそれだけ政府の支出は少なくて済んだのだから……但し後に各藩へ貸付けられた紙幣の一部は、これらの關係から義捐された。

なほこの外に外債収入があつた。東洋銀行から五十萬弗、英商オールドより四十萬弗借り入れてゐる。東洋銀行よりの五十萬弗は横須賀製鐵所回收費にあてられたもので、オールドよりの分は、貨幣鑄造の地金にふりむけられた。この外に英商グラバより二十萬兩一時的に借り入れたが、これは年内に返済したやうである。

以上の諸收入を合計して(獻金は除外)慶應三年十二月より明治元年十二月に至る約一箇年の収入は、

通常歳入	三、六六四、七八〇兩
例外歳入	二九、四二四、五三三
計	三三、〇八九、三三二
となつてゐる。例外歳入はまた、	
太政官札	二四、〇三七、三八九兩
調達借入	三、八三八、一〇四
外國商社借入	八九四、三七五

と分かれてゐる。右のうち調達借入といふのは、京阪地方における御基金立金、東京、横濱における調達金で、普



通御用金と云はれてゐるものである。外國商社よりの借入は前記東洋銀行とオールドよりの借入金である。

右の收入に對し、支出は次の如くなつてゐる。

通常歳出	五、五〇六、二五三兩
例外歳出	二四、九九八、八三二
合計	三〇、五〇五、〇八五

通常歳出の五百五十萬兩は、大體經常の國費と戰爭の費用……事變處理費であつて、例外歳出の約二千五百萬兩は、紙幣を府、藩、縣並に農、町民等に貸下げられたものである。この點は世人から全く誤解されてゐるが、紙幣は決して國費流用や戰費に宛つる目的をもつて發行されたものでなかつたことは、これで立證される。明治初年の通常經費は五百五十萬兩だつたので、例外歳出の二千五百萬兩は、今日でいへば特別會計に屬する勸業資金である。歳入中の太政官札二千四百萬兩と見合ひ勘定と見てよい。

然れば明治元年の歳出約三千萬兩といつても、そのうち普通經費（戰爭費も包含）は約五百五十萬兩で、その約五倍にあたる二千五百萬兩は、大體勸業費……新秩序建設の方面に使用されたのである。私は本文中において、維新の經濟政策の敬服すべき點の一つは、もつぱら新秩序建設に重點を置き、且つ、事變の平定をまたずに、戦ひながらの建設政策をとつたことにあることを力説しておいたが、そのことは事變處理費の約五倍にあたる金額を、新秩序建設にふりむけてゐるこの一事によつても、十分了解し得られよう。從來の史書によれば、この二千

五百萬兩の大部分が、通常國費に流用されたことになつてゐる。

維新財政の擔任者は越前福井藩士三岡八郎（後の子爵由利公正）であるが、その政策も大體彼の腹案通りのものが行はれたのである。岩倉具視や大久保利通、西郷隆盛等王政復古の革新陣營の人々に、別に財政經濟に關する用意があつたわけではなかつたが、偶然にも三岡の出現によつて、用意周到に考案された新經濟政策が行はれたのである。このことも本文中に相當詳しく述べてあるが、何といつても維新の際三岡が福井の片田舎から、それも五年に亘る幽囚中より起されて、あの非常時財政を擔當し、しかもよく事變を鎮定し、新日本建設の牢乎たる基礎づけに成功したことは、全く奇蹟的な事實である。三岡も後には反對者も多くなり、且つ病氣のため遂に退職の止むなきに至つたが、その當初においては、彼の經濟論は廟堂を壓したものとやうである。木戸孝允はその日記（明治元年閏四月十日）に「三岡八郎經濟の才、官代中一人彼の右に出るものなし」と記してゐることによつて、その一般を想像することが出来る。しかし彼の威令が行はれ、彼の政策が曲りなりにも遂行されたのは、元年十一月頃までであつた。元年十二月東京において紙幣を遣ひ出すに當り、東京府會計官は、彼の承諾なしに紙幣相場を公許し、且つ紙幣を國費に流用することを公布する非常手段を取つた。この頃をもつて三岡財政は終りを告げたものと見てよい。彼もまたこの時をもつて辭職を決意し、翌二年二月遂にその職を去つた。本書において取扱はれてゐるのは、大體三岡時代の經過である。



近頃皇道經濟學云々の論をきくやうになつたが、その皇道經濟主義が明治維新の際既に確立され、そして見事に實踐されてゐる事に氣付いて居る人は少いやうである。維新の經濟政策の根幹をなすものはかの太政官札であるが、之は全く皇道精神によつて發行せられたるもので、明治維新の經濟理念を具象化してゐるものである事は後章に詳述される。明治維新の大業は實に皇道紙幣によつて完遂せられたのである。かう云つたならば私の言を奇矯と爲す人があるかも知れない……否世人の多くは左様に考へるであらう。それが今迄の維新經濟に關する常識であるが、その全く誤解なる事は本書によつて明かにされる筈である。そして之が又本書著述の主要なる目的の一つでもある。

## 第一編 獻金經濟篇

——明治維新と財政問題——



## 一、王政復古と財政問題

慶應三年十月十五日、朝廷に於かせられては、徳川慶喜の大政奉還の建白を「尤もに思召され」御聽許の御沙汰をくだされた。これによつて六百七十二年の長きに亘り武家の手にあつた政治の權が、目出度く朝廷へ還つたのであるが、實際は、これは單なる文書上の取引に過ぎず、政治は依然として徳川の經濟と徳川の手によつて行はれてゐたのである。

慶喜が大政奉還の建白を奉つたのは十月十四日で、それが敕許になつたのは翌十五日だから、返す方にも返さるゝ方にも、その授受に關する實際上の準備は少しも出来てゐなかつた。よつて朝廷においては、慶喜の建白聽許の詔と同時に、次の如き御沙汰を下されたのであつた。

大事件外夷一條は盡衆議、其外諸大名伺、被仰出等は、朝廷於兩役取扱、自餘の儀は召の諸侯上京の上御決定可有之、夫迄の處支配地、市中取締等は先づ是迄の通にて、追て可及御沙汰候事。

「大事件、外夷一條（外交）は衆議を盡し」といふ點が眼目となつてゐるが、これは從來とても大體さうなつてゐたから、實際上政治が徳川の手によつて運行せらるゝことは、從來と殆ど變りはなかつた。すべては「召の諸侯上京決定」……諸侯會議を開催し、その上で新政の諸方針を決定し、然る後朝廷自ら政治を取り行はうとい



ふ段取りになつてゐたのである。

朝廷に於ては、遅くとも十一月中旬には諸侯會議開催の豫定をもつて、十萬石以上の諸侯に對し、十月中旬に上京するやう通牒したが、その多くは登京を拜辭し、十一月に入るも在京の諸侯は僅かに十六名に過ぎなかつた。しかもそのうち四名は間もなく退京したために、豫定の如く會議を開催することが出来ず、荏苒日を送つてゐる間に……別言すれば新政に關し何等の方途も定められざる間に、十二月九日突如として王政復古の大號令が渙發されたのである。

王政復古の大號令渙發の経緯については正史にゆづるが、この一舉により朝廷にある徳川の勢力は一掃され、日本の政治はこの日より、御親政の名のもとに、岩倉具視一派の革新派の人々の手によつて行はるゝこととなつた。十月の大政奉還はほんの名目だけの取引に過ぎなかつたが、この時より政権は名實ともに朝廷に歸つた……別言すれば政治は朝廷の會計によつて行はるゝこととなつたのである。

だが、王政復古の大舉もまた、大政奉還の場合と同様咄嗟の間に行はれたので、新しく朝廷に上つた岩倉一派の人々の間にも、新政に對する實際上の用意はよく出来てゐなかつた。そのために不用意と不慣れとから来る諸種の混亂や戸まどひを経験せねばならなかつたが、わけても財政の問題には、新政の劈頭から困惑させられた。それは、王政復古……徳川の勢力の放逐が、あまりに急速に行はれたため、徳川方と財權の授受を行ふ隙がなく、財權を握つたまま慶喜に行かれたからである。従つて政府は、一度追ひ拂つた慶喜の後を追ひかけて、その

握つてゐる財布を取り戻さねばならなかつた。

十二月九日……王政復古の大號令の渙發された當日、宮中にあつた松平春嶽は、岩倉具視から、會計に關する相談を受けたことを次の如く自記してゐる。

九日(十二月)晝か夜か忘れたり、岩倉公より慶永(春嶽)へ申参り(會ひたい)候故、御所御下段へ参り候處、今般破格の御英斷を以て、日本一國中の大改革仰せ出され候に就ては、慶喜公は願の通り政權返上並に將軍職廢せられ候旨御仰渡有之、且又此度御英斷を以て御變革仰せ出され候へ共、朝廷に於ては兵馬の權方も無之、第一會計の目途も無之候。就ては、追々此等の儀仰せ出し可有之候へ共、慶喜公に於ては、幕府所有高の内、幾分か獻上有之様慶喜公へ相達し申べくとの事、尤も尾張大納言、越前宰相兩人へ仰せ付られ候旨也(逸事史補)

この當夜開かれた有名な小御所會議に於ても、結局主題となつたのは會計の問題であつた。多少の異論もあつたが慶喜に對して辭官納地……官は一等を下りて諸侯の列に加はり、領地のうち二百萬石を納めて、朝廷の御用途にあてる……を請求することに決し、その使者も、前もつて岩倉から談のあつた如く尾張大納言と松平春嶽の二人に命ぜられたのである。

◎「岩倉公實記」

具視之を駭して曰く……内府果して反省自責の心を懷かば、當に速に官位を醵退し、土地人民を還納し、以て大政維新の鴻圖を翼賛すべし。今や政權の空名のみを奉還して、土地人民の實力を保有す。其心術の邪正是掌教を指すが如く明瞭なり、何ぞ遽に之を召し、朝議に參預せしむ可けんや。朝廷當に先づ内府に曉諭するに官位醵退と土地人民還納との二事を



以てし、其反省自責の實效を徴すべし。

この辭官納地は、本來朝廷より請求されるまでもなく、慶喜より返還を申出るのが本當である。交渉の使者を命ぜられた徳川慶勝と松平春嶽はこれを慶喜より内願の形式にしようとしたが、慶喜の態度は彼らの豫期に反し極めて煮え切らないものであつた。當時の實情よりすれば、多少諒とせねばならぬ経緯もあつたが、このために事態の悪化は免れなかつた。慶喜は、辭官に對しては異議を云はなかつたが、納地問題に對しては婉曲に謝辭した。

◎「徳川慶喜公傳」

公（慶喜）は「敕諭を承るについては衣冠ならでは適はず、さあらば外見にも觸るべければ」とて、黄昏に及び始めて衣冠に改めて御沙汰を拜承せり。乃ち「將軍職を辭すること聞召され候」とありければ、公は畏まりて「敕諭御請の趣は、兩人より宜しく奏し給ふべし」と頼み給ふ。さて後二侯（徳川慶勝、松平春嶽）は詞を改めて「辭官納地の二事を奏請すべき内諭なり、官位は一等を辭し奉り、納地は四百萬石の中、二百萬石を政府の入費として差出すべし」と申したるに、公此二事少しも異存候はず、されど即令旗本の人心いかにも收拾し難き上、幕府の石高は世に四百萬石と稱すれども、其實二百萬石の收入に過ぎず、其全額を獻上せば差支少からず、一應老中以下へ申聞け、人心鎮定の上にて御請すべければ、兩人より其旨執奏し給はるべし」と答へらる。二侯も之を諒し辭し去り、參内復命せるが、大藏大輔（春嶽）の復命書には、慶永に於ても天地に誓ひ御請合申上ぐれば、徳川内府内願の筋御聞届あるやう願上げ奉る」と附記し、大納言（慶勝）も「辭官納地の事は、何分某等に御任せ下されたし」と請へり。

西郷吉之助、大久保一藏は、「領地返上儘ならずば、實跡顯はれず、此處駁と言上に及ばずしては其詮なし」と論じたれども、大藏大輔辯論頗る力め、僅かに朝裁を仰ぐを得たり」

慶喜は、人心の激昂と納地の高に藉口して奉答の延期を請うてゐるが、人心の激昂は別として、納地の高を徳川の純收入（二百萬石）全部を要求されたものゝ如く言つてゐるのは、どういふわけであらうか。春嶽等からも、世にいふ徳川の所領四百萬石の半分の二百萬石であることは、はつきり云つてある筈である。世に徳川の所領四百萬石といふのは、全所領八百萬石のうち、旗本へ與へてある采邑約四百萬石を除いた残りの四百萬石をいふのである。だがこれは草高だから、これを農民と五公五民……五〇對五〇の割合で分けるとすれば、幕府の純收入は二百萬石しかない。慶喜はこの二百萬石を要求された如くいつてゐるが、朝廷の要求は、草高としての二百萬石の要求だつたことはいふまでもない。慶喜は朝廷の要求を故意に曲解して、回答延期の口實にしたものと思はれない。

こゝで徳川の財政の建前について一言して置く。幕府の財政は頼朝の鎌倉幕府以來足利幕府までは、大體に於て大名課税策をとり、諸國の大名に相當の課金をしてゐた。その代りに、將軍家の所領は案外尠なく、足利氏の所領の如きは僅かに三十六萬石と云はれてゐた。そのため一朝將軍家の權勢が衰へはじめ、地方諸侯が貢租を怠るやうになると、幕府は忽ち財政難に陥つた。これが足利氏の没落を早めた一因でもあつた。豊臣氏はこれに鑑みるところあつてか、大名課税策を止め、その代りに自家の所領を二百萬石に増加したが、徳川氏に至つては、更にその所領を増加して八百萬石とし、一切大名には課税せず……別言すれば經濟は大名に倚存せず、政費は徳



川の一手持ち、すなはち財政の獨立方針をとつたのである。勿論戦争の場合には兵賦を課し、臨時の造營、大土木等には御手傳を命ずる等のことはあつたが、根本方針としては會計の獨立策をとり、大名に課税しなかつた。その代りみづから八百萬石の大封と貨幣の鑄造權や鑛山、開港場等を直轄し、政治に關する一切の費用を幕府の自辨としてゐた。だから幕府が政權を奉還するといふ以上、その所領のうちより、政治費に相當する部分を朝廷に返還するのは當然である。もし豫定の如く諸侯會議が開かれてゐたら、このことも何とか方法がついてゐたであらうが、その以前に王政復古となつたため、今は朝廷より直接要求の形をもつて徳川に迫る外はなかつたのである。

序に、徳川家の収入に關しては、「吹塵録」に次の如く記載してゐる。その収入は大體に於て四百萬石といへるわけである。

◎徳川家領國高……吹塵録

◎享保元申年同十巳年迄十ヶ年平均

四百十二萬七十五石餘

◎天明六年より寛政七卯年まで十ヶ年平均

四百三十九萬二千四十一石餘

◎天保三辰年より同十二丑年迄十ヶ年平均

四百十九萬七千五百五十三石餘

なほ全國石高三千萬石といふのも大體實際に合つてゐるが、その内譯は次の如くである。

全國石高内譯

天保十三年……六十餘洲並琉球國共。合高三千五十五萬八千九百十七石

内

◎高四萬二百四十七石餘……禁裏仙洞御料

◎高四百十九萬千二百二十三石餘……御料所高（幕府の純收入）

◎高二千二百四十九萬九千四百九十七石餘……萬石以上總高

◎高二十九萬四千四百九十一石餘……寺社御朱印地

◎高十七萬九千四百八十二石餘……高家並交替寄合

◎高三百三十五萬四千七十七石餘……公家衆家領、寺社除地の分並萬石以下拜領高並込高の分

幕府の石高八百萬石といふ場合は、全國總石高から「萬石以上總高」二千二百四十九萬餘石を控除した八百五萬九千石をいふのである。

なほ幕府歳計の收支は天保の末年頃で次の如くであつた。

◎天保十三寅年元拂差引凡調

第一編 獻金經濟篇



金九十二萬五千九十九兩餘……元立

此譯

金五十五萬三百七十四兩餘……御年貢金

金三千二百三兩餘……川船運上

金三萬四千六百三十三兩餘……寄合小普請御役金

金一萬六千六百三十三兩餘……獻上金銀

金二萬二千七百九十二兩餘……長崎上納金

金二萬五千九百三十二兩餘……國益金

金七萬六千六百九十六兩餘……諸權借返納

金十四萬六千八百四十六兩餘……品々納

外

金五十五萬七千三百二十二兩餘……金銀吹立益金

金二萬九千七百二十七兩餘……西丸御普請御手傳年割上納

小以 金五十八萬七千四十九兩餘……不時納

すなはち經常收入九十二萬五千餘兩に對し、臨時收入（貨幣改鑄益金）五十八萬七千餘兩の割合になつてゐた。

である。前記の收入に對し他方支出の方は次の如くであつた。

右拂

金百四十五萬三千二百九兩餘 御入用

外

金十五萬六千四百六十九兩餘……不時御入用

是は西丸御入興、臨時所と御普請御復修分、銅吹方、日光御參詣、前年御入用渡等の分

右元拂差引

金五十二萬八千百十兩餘……御不足

こゝに差引御不足五十二萬餘兩と出てゐるのは、經常支出に對する經常收入の不足で、全部の總計に於ては、九萬七千兩程の不足に過ぎない。

なほ以上は天保末年の數字だから、幕府の末年……瓦解直前には大分變つてゐた。第一幕府の財政の規模が非常に大きくなり、それを賄ふ歳入も、米穀收入が主座收入たる地位から下り落ち、改鑄益金（舊貨幣の外に貯蔵の金銀の大法馬金が盛んに鑄つされた）や關稅收入の如き金錢收入が主要財源となつてゐた。しかしその詳細を知る根本資料はないから、以上の古い數字によつてその概略を想像する外はない。



## 二、徳川慶喜の退京と納地問題の紛糾

前述の如く慶喜は、納地問題に對しては、不可解な理由のもとに確答を與へず、暗に不承諾をほのめかしてゐたが、十二月十二日に至り、彼は、仲に入つてゐた春嶽や慶勝にも謀らず、朝廷にも無斷で、納地問題に對する奉答もそのままにして風の如く京都を引拂つて大阪城に入つてしまつたのである。慶喜の置手紙（奏開書）には麾下士卒の激昂を鎮撫し「禁闕の下御安心の御場合に仕度き迄の儀に御座候」とあつたが、理由は何にもあれ、慶喜に大阪城に據られたことは、朝廷にとつては、まさに電撃的痛打であつた。慶喜を京都に押へて置いてこそ、朝廷の云ひ分も通せるが、遠く大阪へ去られては、もはや自家薬籠中のものでない。そればかりか、虎をかつて野に放つたやうなものである。衰へたりといへども徳川の實力をもつて、あの難攻不落の堅城により、東西の交通を断たれては、京都は全く袋の鼠である。

十二月十三日、岩倉具視は、薩摩の岩下佐次右衛門、西郷吉之助、大久保一藏の三人に、次の手書を提示してその意見を徴した。文に曰く

第一、薩長土藝四藩の議論離合に關せず、斷然と薩長二藩の兵を以て乘輿を擁衛し、敕命を奉ぜざる者は之を討伐し、成敗は天に任すべき事

第二、尾越二藩の周旋に由り、徳川氏反正の實を顯はして辭官納土を奏請せば、寛大の處置を以て既往を咎めず、議定職に採用し、他の公卿諸侯も亦議定參與兩職の中に登庸し、氷炭相容れ、正邪相合し、皇國を維持すべき事。

第一は、薩長二藩の兵をもつて、徳川に武力的壓迫を加へしめんとする強硬策であるが、右文中「乘輿を擁衛し」の一句は特に注意されねばならない。當時の朝廷方には必勝の成算がなく、敗戦の場合の用意をしてゐたことがこれで知られる。

第二は妥協案であるが、これは慶喜ばかりではなく、十二月九日に一旦宮中から退けられた佐幕派の公卿までも再び登用して、議定、參議の要職に据ゑようといふのだから、實に思ひ切つた讓歩である。だが、會議の結果はこの第二案をとることに決したのである。これには兵力よりもむしろ金力の缺乏が、大きな働きをなしてゐることは疑ひない。

岩倉、西郷、大久保等の意見が、前記の如くひとまづ妥協で行くことに決したので、納地問題も、春嶽、慶勝を通じて再交渉せられることになつた。従來の史書では、この問題は政治問題として取扱はれてゐるが、事實は新政劈頭の經濟問題である。王政復古より鳥羽伏見戦争にいたる約三週間、政局はこの財權問題をめぐつて旋轉したのだから、この経緯を一通り述べることにする。

この問題の再交渉は、十四日岩倉から松平春嶽にむかつてなされてゐるが、その時春嶽から、改めて朝廷の希望……官は何等をくだり、土地は幾何を返納すべきかを明示されたいと請求した。これに對して岩倉は「辭官は



惟前内大臣と稱するのみ。決して貶官に非らず、土地の納額は奏請書の案成るを待て之を議せん」(岩倉公實記)と答へてゐるが、翌十五日、岩倉から示された奏請書の案なるものは次の如くであつた。

先日、以尾越兩藩御沙汰の旨有之候處、今以御請無之に付、不得止辭官の儀被仰候。且領地の儀は返上、以天下の公論、可被從其宜候事。

この案によると、納地は朝廷からの命令の形式となり、且つ領地は一旦「返上」し、然る後天下の公論を以てその宜しきに從ふといふのである。當時の實情よりいへば、これはたゞ徳川方の不承諾を要求するが如きものである。

尾、越、土の三侯もこれにはもとより賛成しかねた。後藤象二郎は主人容堂の意を帶し、岩倉に對して次の代案を提出した。

王政復古に付、政府御用途可差出、旁以天下の公論、可被從其宜候事。

「領地の儀は返上」は、削除され、たゞ「天下の公論を以て其宜しきに從ふ」となつたのである。これまた朝廷側には到底容れらるべき修正ではない。こゝに於て岩倉と後藤との間に、かなり激烈な辯論が交はされた。

◎「岩倉公實記」

具視之を覽て曰く、政府御用途可差出の八字は、文意頗る曖昧なり、決して採用する能はず。

象二郎曰く、然らば之を改めて、王政復古に付ての御用途徳川家より差出候儀は以天下の公論云々に作らば如何。

具視曰く、猶ほ未可なり。

象二郎曰く、若し此の如く文意を改むること能はざれば、容堂は惟暇を乞うて藩國に還らんのみ。

具視曰く、前少將は國家の柱石にして、朝廷之に倚頼し給ふこと久し。今や一論書案の故を以て朝廷を云らんと欲するは所謂私忿を挾んで公義を忘るものなり、夫れ朝廷を去りて猶ほ天下に對する面目ありとせば、其爲さんと欲する所に任ずのみ、余は敢て之を留めず。

これに對して「象二郎再び言ふ所なくして去る」とあるが、事實は岩倉の方も幾分後藤の要求を容れ、翌十六日に至り、岩倉より示された案は次の如くであつた。

今般辭職被聞食候に付ては、辭官仕度、且王政復古に付、政府御用途の儀は、天下の公論を以て所領より差出候様仕度奉存候事。

納地は「徳川の所領より」とあり、朝廷側の徳川單獨負擔論は、こゝにはつきり明示されたのである。

これに對する徳川方は、納地は天下の諸侯と共に頭割をもつて差出すといふ高割論であつた。徳川方の意見を徴すべく大阪に下つた中根雪江、田中邦之輔に對し、徳川方の示した案は、「……且政府御用途の儀は、追て天下の公論を以て、全國の高割にて相供し候様御決定相可然事」とあつたが、この主張の理由は、次の記事によつて知られる。

◎「徳川慶喜公傳」

伊賀守(板倉、老中)が斯く全國高割の句に執着せしは、徳川君臣の主張を代表せしものなり、蓋し徳川家に領地を返上



せよと迫るは、犯罪者に命ずる言のみ、且つ國家の財用を供給するには諸大名一同の義務なれば、高割にするを公平とす。況んや公（慶喜）は既に「朝廷の經費は諸大名一般、其高に應じ、割賦して獻せしむべし」との意見なるをや、朝廷若し此意を以て宣下せらるれば、事の行はるゝ容易ならんのみ、然るに専ら之を徳川家に責めんとするは、新政府の用途といふよりは、寧ろ徳川家に對する挑戦のみ。

これが徳川方の主張であるが、これには大なる誤謬がふくまれてゐる。前に述べて置いた如く、徳川の八百萬石中には、天下の政治費は全部ふくまれてゐるのだから、徳川はまづその分を差出すのが至當である。朝廷の徳川の單獨負擔論もその趣旨から來てゐるものと思はれる。徳川が政治費分としてまづ何百萬石かを提出して、然る後の全國高割論でなくては、實際に合はないのである。

しかしこの高割論は、徳川八百萬石の由來を知らざる人々にとつては、公平の論にきこえるところから、當時廟堂に於ては、公卿の間にも、この方に賛成するものが多かつた。その結果、朝廷においては、十二月廿三、廿四の兩日にわたり、徹夜の大會議が開かれたが、徳川の高割論が優勢であつた。そのために大久保利通が、岩倉の依頼により、一字一句も削除訂正相成らずといつて差出した草案も、多少の修正を肯諾せざるを得なかつたが、結局成立した文案は、次の如くであつた。

……政權返上被問召候上は、御政務用度の方、所領の内より取調の上、天下の公論を以て御確定可被遊候事。

こゝにはなほ「所領の内」よりとあるが、この點については、岩倉は松平春嶽に讓歩の内諾を與へてあつたや

うである。

これを朝廷方の最後案として、松平春嶽と徳川慶勝とが大阪に持下つたのは十二月廿五日であつた。この日江戸に於ては、幕府の手によつて薩摩屋敷の襲撃が敢行され、朝暮の間を斷ち切る大きな楔がすでに打込まれてゐたのである。

### 三、高割論の勝利とその誤謬

大阪に於ても、相當議論があつたことは、廿八日に至り漸く成案を得たことによつても知られるが、廿八日、慶喜、春嶽、慶勝の間に成立した妥協案は次の如きものであつた。

辭官の儀は前内大臣と可稱、御政務御用途の儀は、天下の公論を以て御確定可被遊との御沙汰の趣、謹承仕候段、可然可申上候事。

これによると徳川單獨負擔論も高割論も一樣にぼかされて、そのいづれに決するかは、天下の公論を以て御確定遊ばさるべしとの御沙汰を謹承するといつてゐるが、慶喜より別に次の一札が兩人に渡されてあつた。曰く御政務御用途の儀は、天下の公論を以て御決定、皇國高割を以て相供候様不相成候ては、臣子の鎮撫行届不申、容易に御請も難申候間、其段厚御心得御盡力有之様致度候事。



徳川方は飽くまで高割論を固持し、兩人も、これに聽從したのである。但し兩人の朝廷に致した復命は、次の如くなつてゐた。

今般御沙汰御座候兩事件の趣、慶喜へ申聞候處謹承仕候旨申出候。此段申上候也。

尾張前大納言  
越前宰相

これだけでは、慶喜は徳川單獨負擔論を承認したものゝやうに受取られるが、この點につき「徳川慶喜公傳」は、「此復命書に皇國高割云々の事を認めざりしは、容堂の建議の批答に、朝議内決とあれば、是が爲紛議を生ぜんは得策にあらずとて、斯く殊更簡なる復命に及びたりしとぞ」といつてゐるが、この容堂の建議といふのはやはり全國高割論で、それは十二月廿四日に提出されてゐる。そしてその批答には「岩倉公實記」によれば、即日批答に曰く。右書之趣御内定候」とあるから、朝廷に於ても、尾張、越前兩侯下阪の時すでに全國高割論に讓歩してゐたのである。「岩倉公實記」にも慶應四年正月元日、岩倉と中根雪江との間に、次の如き問答が重ねられたことを記載してゐる。

具視曰く、内府（慶喜）上京せば、能く辭官納土の二件を行ふことを得るや否や。雪江曰く、是二事は大阪の臣僚が讒々論議して止まざる所なり。内府は衆心請定するを見て、將に輕裝上京せんとす。上京の日、直に朝參を聽して議定職に補し、且政府の經費は全國に課することを得べきや。具視曰く、内府上京直に辭官納土の二事を奏請せば、即ち其批可を賜ひ然る後議定職亦補す可く、政府經費亦全國に課すべし……。

右により、岩倉も高割論は承諾してゐることが知られるが、これは岩倉一個の默諾であつて、西郷や大久保には内密にしてあつたやうである。いづれにしても岩倉がかく高割論に屈したのは、朝廷側にどうにもならぬ弱味があつたからである。朝廷はこの頃、戦争どころか年を越す金もなく、有志は金策のため四方に奔走してゐたのである。

かく納地問題は徳川方に有利に進展し、この上は慶喜の輕裝出京を待つばかりになつてゐたのであるが、形勢急轉して正月三日に鳥羽伏見の開戦を見るに至つたのは是非もない次第であつた。「徳川慶喜公傳」の著者は、次の如く述懐してゐる。

辭官納地の紛議解決したれば、公が不日に上洛し給はゞ、薩長いかに跳梁すとも、また擧兵の機會を得べからず。時局は漸く開展して、順境に一變すべきかと思はれたるに、尾越二侯が歸京復命の日に當りて、薩邸焼打の飛信、俄然として京阪の人心を震駭せしめたり。此に於てか、是まで公の訓戒によりてしぶくにも恭順を守りたる旗本の將士は、最後の勸忍を破りて、怒髮冠を突き、皆劍を按じて争ひ起り、今は諭告も戒飭も耳に入らず、一抹の砲煙は早くも鳥羽伏見の半空にたなびけり。

かくして徳川は、自ら好んで滅亡の淵に踏み込んだのである。

この問題で注意されることは、徳川の高割論が勝利を占めたことゝ、徳川方が土地私有論らしいことを主張したことである。高割論は、ちよつと聞くと常識的であり、公平のやうでもあるから、外國人などもこの方に賛意



を表してゐた。

十二月廿一日、寺島宗則より大久保利通へ宛てた書翰に、英國公使館のアーネスト・サトウの言なりとして、次の如く報じてゐる。

幕の内存を察するに（著者註。サトウは當時大阪に在り、幕府方の消息に通ず、今それを寺島に語れるなり。故にこれはサトウ曰くとあるべき處）官爵土地（辭官納地）は決し歸し申聞敷、却て兵營修復の様子を見るに、逆寄せ可致、從來の通りにて安閑として、彼より官と地を歸すを御待ち成され候事は萬甲斐無之、幕領のみ削り、他の侯領を差出さず候事、外國人には至當と存じられず候……

やはり高刺論は、外國人間にも、むしろ公平と考へられてゐたのである。サトウの手記によれば、徳川は納地は實行せぬだらうといつてゐるが、これは慶喜が、領土私有論らしいことをパークスに言明してゐるからである。この納地論については、朝廷方は普天の下、率土の濱、王土王臣にあらざるはなしと返土の當然なることを主張したるに對し、徳川方……主として越、尾、土の主従は、徳川の關八州は、舊領駿、遠、參、甲の四ヶ國と交換したものであると主張し、朝廷側の論を「例の普天率土論」（戊辰日記）などと冷評さへしてゐるが、何人と交換しようと、吾が國は尺寸の地といへども王土ならざるはない。徳川方の論は奇怪至極のものである。

徳川方が維新の際、納地問題からんで領地私有論らしい言議をなしたのは、當面の感情に惑はされたものといへ、遺憾である。それに反し薩長の指導者は、さすがに明確なる認識をもつてゐた。勤王論をもつて起つた人々として、さうあることは當然でもあるが、薩藩が元年二月、その領地十萬石を朝廷の御用途として献上せんとするに當り、その建白書には「代々預り奉り候領地の内」云々といひ、また獻納の文字を使用せず、特に「返獻」といつてゐる。普天の下率土の濱、王土王臣にあらざるはない。これを直接知行してゐる武門武家は、一時天子より預り奉つてゐるに過ぎない。故に今これを返獻するといふ。この明確なる認識あつてはじめて版籍奉還が行はれ、廢藩置縣が一片の布告によつて實施せられ、維新の大業が完遂されたのである。明治維新は國體明徴運動なりと云はれる所以も、またこゝに在る。

なほ朝廷より要求した納地の高は、最初は徳川の所領四百萬石と見て、その半分の二百萬石といふことであつたが、松平春嶽が下阪して交渉に當つた時には、徳川の所領八百萬石と見て、うち五百萬石返納、徳川は三百萬石の諸侯として残るといふことに朝議が變つてゐたやうである。春嶽の「逸事史補」に「廿日頃より専ら朝廷御評議有之、徳川へ其封五百萬石を上納し、三百萬石の諸侯とし、議定職に列せんとのことなり、此儀篤と慶喜へ説諭可致旨 改めて尾張大納言慶勝並慶永苦勞ながら、大阪へ下り候様の命に付、直に翌日出發」云々とある。

竹越與三郎氏の「日本經濟史」は、この時の納地の要求について「岩倉、已に徳川氏を場外に逐ふ。然れども彼は、天下を治むるには金穀の力なかるべからざることを信じ、而して此金穀は徳川氏より之を奪ふを以て捷徑と信じたり 新朝廷は先づ金穀を得ざるべからず。故に岩倉が主として徳川氏の封祿を奪うて之を朝廷に收めんと欲する所以にして」云々といつてゐるが、「徳川より奪うて」はあまりに日本の國體と當時の事情を無視せる言



ひ方である。當時朝廷の要求は單に朝廷の御用途として徳川所領の幾部分の返還を求めただけで、しかもその高割論にすら譲歩してゐるのである。

#### 四、朝廷會計の窮狀

政治を運轉するガソリンである政治費……納地問題の解決を見ずして、遂に鳥羽伏見の開戦となつたのだが、然らばその間……十二月九日より伏水開戦までの約二十日間の朝廷の會計は、いかにして賄はれてゐたのであらうか。

岩倉は十二月九日王政復古の一舉斷行にあたり、政治、軍事に關する準備は相當に手を盡し、諸般の布告の如きも、玉松操をしてあらかじめ起草せしめてあつた。當日彼は坊主頭に冠をつけ、これを入れた文函を捧げて登朝したのであつたが、會計の一事だけは極めて不用意であつた。その結果は「逸事史補」の記載の如く、彼らは朝廷に乗込んだ當日から、金の心配をせねばならぬ始末であつた。

しかし事情はどうあらうと、政治費がなくては政治の運轉は出来ない。これには智謀湧くが如き岩倉も尠からず當惑した模様である。十二月十三日、岩下、西郷、大久保等との會議が、徳川との妥協案に決したのも、恐らくかうした事情に制せられたのであらう。驚くべきことには、この日……これもこの會議の席上で決せられたこ

と、思ふが、岩倉は同日、戸田大和守を大阪に下し、徳川慶喜にむかつて、金の無心を云はしめてゐる。慶喜はこの時、納地問題に決答も與へず、後脚で砂をかけるやうな態度で京都を去つたのだが、朝廷はその無禮を咎めることもせず、その後を追うて金を無心したのである。

#### ◎「徳川慶喜公傳」

前中將（岩倉）は又新政府の財源が僅に帝室御料三萬石に止まり、政治の運用意の如くならざるを憂慮し、從來宮中御臺所向の御用を奉仕せる戸田大和守に内命して、密に公（慶喜）に請ふ所あらしむ。因りて大和守は大阪に下り、十二月十日登城謁見して獻金の事を勧めまゐらす。公開召して「それは恐多き御事なり、如何にもして獻上すべきながら、今や城中人心激昂を極められたれば、誠に困難なりと宣ふ。大和守押返して、具に朝廷御手簿の事情を言上し、勅「先帝の御一周年祭も既に近づきたれども、それすら行はれ難き有様なり」と申すにぞ、公はいたく打驚き給ひ「さらば星野豊後守 勘定奉行並に申談すべし」と仰せられしかば、やがて豪旨を傳へたるに、豊後守答へて「小堀數馬 代官」の方に收納金のあれば、それを獻らん」といへり。斯くて大和守歸京の後、數馬に命じて追々に獻らしむ。朝廷始めて急を救ふを得たり。同書の著者は更に附言して「嗚呼朝廷は薩長の擁する所となりて、彼我の衝突は目捷の間に迫り、戰機鬱勃して社稷の存亡も亦豫期すべからざる時に當りて、公が皇室の爲に快く獻金の沙汰に及ばれしは、偏に勤王の忠誠に出でたるなり」といつてゐるが、戸田自身の手記には「再三再四御差支のかどを申談じ」などとあり、慶喜公傳の記するやうに、すらりと事が運んだのでもなかつた。朝廷側の記録も掲載して事實の真相を明かにして置く。

#### ◎「岩倉公實記」



十二月十三日(慶應三年)、戸田忠至に命じ朝廷度支の事を掌らしむ。蓋し忠至は、前きに幕府の命を承け、之を管するを以ての故なり。時に府庫匱乏し度支急を告ぐ。具視乃ち忠至に曉諭して曰く、徳川内府は水戸贈亞相の子たるを以て、毎に尊王の心を懐くは予曾て之を知る。今子が大阪に往き、朝廷度支の急を告げ、之を供給せんことを説かば、内府は必ず拒絶すること無からん。予其れ往け。府を勉めよ。忠至曰く、吾死を決し、以て大阪に往かん。具視之を勵ます。十四日夜、忠至舟を伏見驛に就り、澁川を下る。十五日拂曉大阪に達す。直に城内に入り、徳川慶喜に謁し、之を説きて曰く、先帝一周年祭の期已に近づくに雖、府庫匱乏し其祭典を修するの資なし。敢て請ふ金若干萬兩を獻せんことを。慶喜曰く、城中衆心激昂するを以て、金を朝廷に獻せんは誠に難し。少時沈思す。忠至之を促す。慶喜乃ち勘定奉行星野豊後守に獻金の事を命ず。豊後金壹千兩と代官小堀數馬への命令書とを忠至に授け、且曰く、小堀は天領の貢納金を保管して京都に在り、此命令書を小堀に授け、以て其金を出さしむべし。即時忠至金苞を車載して城門を出づ、敢て誰何するもの無し。忠至竊に以謂く、幕吏或は我を舟中に殺し金苞を奪還せんことを謀るならんと、頗る戒心す。十六日東都に還る。直に之を具視に報ず。具視大に悦ぶ。是に於て忠至は、數馬に命じ貢納金を出さしむ。朝廷の度支始て急を救ふことを得たり。こんなことは岩倉の心臓にしてはじめて出来たことであるが、岩倉といへども背に腹は代へられず、腹の中では血涙をのんでゐたのであらう。小堀數馬からはその後何度にか五萬兩ほどの金が納められたやうだが、さし當り役立つたのは、戸田が自身持歸つた壹千兩であつた。維新の新政は、實にこの千兩函一つをもつて出發したのである。

◎徳川慶喜公傳

又公爵岩倉具定氏が、其父(具視)より聞く所なりとて、嘗て著者(澁澤榮一)に語れるは、當時朝廷が數馬の手を経て

受納したるは、前後五萬兩ばかりと覺ゆ。公慶喜が彼の際に於て尙ほ能く皇室の爲に盡されしは、眞に忠誠の至極なり  
きといはれき

「丁卯日記」(中根雪江手記)の慶應三年十二月十六日の條下に、中根雪江に對する永井玄蕃頭(幕府若年寄)の談として、次の如く記載してゐる。

先刻もその筋の者(著者註、戸田大和守か)來り、御膳米(禁裡の)竭んとす。如何可仕哉と申すに付、夫は誠に恐入たる儀なり、何分御指支へ無之様、是迄の手續にて可取計旨申聞け候事候得ば、二十日三十日は御差支へも有之間敷、御貯金大分有之に何地へか散逸して寡少の事に相成たる由、第一指當りたる御一周(孝明天皇の御周年祭)の御法會等御出來被成間敷、如何様相成候事やらん、京市中の混雜、伏見、大津の廢驛、行旅難澁、イヤハヤ王政どころにも無之……

これで當時、朝廷には、政治費はさて置き、畏れながら、御膳米さへ盡んとする有様だつたことが知られる。幕吏はこの朝廷の窮狀を見て、「イヤハヤ王政どころにも無之」と冷笑してゐたのである。

### 五、三岡八郎の登京と金穀出納所の設置

戸田大和守が千兩箱一つと小堀數馬への指令書を携へて歸京したのは、恐らく十二月十六日であらう。朝廷もこれによつて漸く小買物位は現金で出来たわけである。戸田は以前から禁裡の度支を司つてゐたが、王政復古後



も引續いてその職に在つたのである。十八日に至りかねて朝廷より召命を發してあつた越前福井藩の三岡八郎が登京したので、廿三日これと名古屋藩の林左門の兩名に金穀出納所取締を命じ、同廿七日には金穀出納所を學習院内に置いた。これで漸く會計の體制だけは整うた。金穀出納所は、今日の大藏省の濫觴である。

三岡八郎は坂本龍馬の推薦によつて新政府に登用され、これより約一年間政府の財政を一身に擔當した新政初代の大藏大臣である。その略歴は後段に紹介される。

◎「岩倉公實記」

是より先き戸田忠至大阪より至り、小堀數馬に命じ其保管する所の貢納金を出さしめ、以て一時度支の急を濟ふと雖、施政の順序を立つるに従ひ、費途益々多端にして之を供給するに難からんとす。具視大に憂ひ東西本願寺、興福寺等の僧侶を諭して金穀を獻せしめ、又都下の豪商三井三郎助、小野善助、島田八郎右衛門に金穀を貸與せんことを諭す。且熊谷久右衛門等をして洛の中外の豪富に金穀を獻納し又は之を貸與せんことを説かしむ。十二月二十三日金穀出納所を創置し參與林左門、三岡八郎に其取締を命ず、是に於て朝廷會計の途始て緒に就く。

この記事には、少しばかり時日の倒錯がある。例へば三井、小野、島田の三家への獻金諭告を金穀出納所設置以前の如く記して居る如きがそれであるが、社寺への獻金諭告などは、こゝに記する如く岩倉の手を通じて、それぞれ私的交渉があつたものと思はれる。但し現金の納入までには至つてゐなかつた。

「岩倉公實記」をはじめ普通の史書には、慶應三年十二月廿三日を以てはじめて金穀出納所が創設され、同時に三岡八郎、林左門の兩名がその取締を命ぜられたやうに出てゐるが、「明治財政史」には「同月十二月十二日、

一乗院里坊に參與役所を創設し、其管下に金穀出納所を置き、同月二十七日假に京都學習院に之を設く」とあるから、金穀出納所なるものは、すでに十二月十二日より存在してゐたのである。

中央財政機關としては、正月十七日新たに會計事務課が設けられたが、金穀出納所は、その管轄下に依然存続し、明治元年二月三日に至つて廢せられた。「明治財政史」は金穀出納所を左の二期に分けてゐる。

(一) 參與假攝時代

慶應三年十二月十二日より  
明治元年正月十七日に至る

(二) 會計事務課時代

明治元年正月十七日より  
同 二月三日に至る

なほ、同書は、會計事務課と金穀出納所の關係については、「會計事務課とは、事務分配上の名稱にして、金穀出納所とは、會計事務課の執務の場所即ち役所の名稱たりしが如し」といひ、更に註して「明治元年一月十七日官制改革以後と雖も、尙金穀出納所の名稱は存在せるを以てなり」といつてゐるが、正月十九日金穀出納所内に會計事務裁判所が設けられたとなす説もある。序に維新財政史に關係ある期限内に於ける中央財政機關の改廢は次の如くである。

(一) 金穀出納所時代

慶應三年十二月十二日より  
明治元年二月三日に至る



(二) 會計事務局時代

明治元年二月三日より

同 閏四月二十日に至る

(三) 會計官時代

明治元年閏四月廿一日より

同 二年七月七日に至る

なほ首腦當局者の任免は、金穀出納所時代の初期……三岡八郎、林左門の取締任命以前の約十日間は、従前より禁裡の度支を司つてゐた戸田大和守が、引續きその職を執行してゐた。彼が大阪へ金無心の使者となつたのも、かういふ關係からである。三岡、林が金穀出納所取締に就任後も、戸田は依然會計事務に關係してゐた。

第二期の會計事務課時代には、岩倉具視、中御門經之、淺野茂勳、西四辻公業の四名が會計事務總督に任ぜられ、三岡八郎、小原仁兵衛、鴨脚光長の三人が會計事務判事を命ぜられた。(正月廿三日華頂宮博經親王も總督に任ぜられた)

次に會計事務局時代は、最初は別に長官はなく、三岡や小原仁兵衛が會計事務局判事として執務したが、二月二十日より中御門經之が會計事務局總督となつた。

會計官時代には、萬里小路博房が會計官知事に任ぜられた。八月二十二日議定中御門經之が會計官知事を兼任したが、二年五月十五日、再び萬里小路が知事に任命された。たゞ三岡の會計長官としての地位については、やや明瞭をかくものがある。彼が慶應三年十二月廿三日金穀出納所取締を命ぜられて以來、二年三月その職を去る

まで、會計事務に關與してゐたことは事實であるが、彼の履歴書や職員録では、いかなる地位にあつて會計事務を見てゐたのか明かでない。

彼の提出にかゝる「百官事歴」中の履歴によれば、次の如くなつてゐる。

慶應三年十二月十八日 參與任命

同 廿三日 金穀出納所取締任命

明治元年 正月九日 會計事務掛任命

同 二月廿日 會計事務局判事任命

同 閏四月廿一日 廢三職八局、參與職被仰付

以上で終りになつてゐるが、職員録を調べて見ても、その以後は、彼の名は參與職の部に掲載されてゐるだけで、會計官の中に入つてゐない。だから元年閏四月廿一日からは、彼は參與として、會計顧問のやうな地位にあつたやうだが、しかし諸種の記録により、彼が會計の實權を握り、財政の切盛りをしてゐたことは明かである。あゝいふ草創の際であり、岩倉なども、自邸を大藏省の出張所のやうにして紙幣の貸出しをしてゐた事實より見て、彼は無任所大臣のやうな形で、會計の大綱を總攬してゐたものゝやうである。二年二月彼が辭職の際の辭令には「會計御用並大阪府判事御用取扱、治河造幣掛等兼勤總て被免候事」となつてゐる。



## 六、遂に獻金を諭告す

十二月二十七日、金穀出納所は學習院内に置かれ、これで執務役所も出来たが、朝廷には肝腎の出納すべき金穀がないのだから、開店休業の形である。殊に三岡は單なるソロバン政治家ではなく、彼独自の經濟政策を國策として遂行せんとするのだから、その經濟政策が廟堂の承認を得ないうちは、手の下しやうがない。それで彼は金穀出納所へは顔も出さずに、時の到るを待つてゐた。當時朝廷は草創の際として諸事紛亂の有様で、岩倉等に對しても、ゆつくり彼の經濟學を説明する機會がなかつたのである。當時朝廷の混亂の有様について、彼は次の如く語つてゐる。

御所内の景況は彼の狭い御廊下がございますな、その御廊下の處へ屏風圍ひをいたして、何々藩と云ふ札が貼つて、三四人位づつ一部屋持つて居る。勿論その部屋といふも漸く火鉢が一個ある位で、其處で茶も酒も取つて飲んでゐるといふ有様です。全體お互に勤王やら佐幕やら知れないから、銘々構へて要心しながら話すです。(中略)

何でも十二月廿四日頃だつたと思ひます。私に金穀出納所御用掛を仰せつけられました。私は少し會計のことには考へがあつて出納所に少しも出頭せず、ぢかに岩倉へ參り申上るには「閣下は如何なる方針でおやりなさるか、私も御用を蒙つたからは、力のあらん限りはやります。併し聊か思ふ所があるから、先づ公の思召す處を伺つて後に私の考へを申上げます」と云ふと、岩倉公の仰せには、「素よりどこまでも心配をして呉れねばならぬ。御上の御不自由位の事は、いか様の

事でも御堪へなさると云ふ御思召であるから、どうか金穀の方は任じてやつて貰ひたい」と言はれますから、私は意外に思つて「これは怪しからんことを承る。苟くも天下の政を爲さる御上が、御勘辨節約云々などは誠に吝かな事でありませぬ。そんな吝かな事では到底いけません」と申すと、岩倉公もふーんとお考へになつて、それではどういふものかとお尋ねになるから、私は「苟くも天下の大事を御掌握なさるに就て、決して吝かな事ではいけない。今度百萬兩の財政を整へるに、喰はんで居るやうな事では到底いけません」と申して「そこで如何にも大きい腹を持つておやりになることなれば、どうか私を御先きに使つて貰ひ度い」と申しました。岩倉公も「如何にも大きな事を云ふ」とてお笑ひになりました。

この談話によれば、岩倉の如きでさへ、當時は、財政は單に朝廷の用度を辨すれば足る位の考へしかもつてゐなかつたのである。

こんな工合で三岡は役所に顔も出さずに引込んでゐると、烏丸卿から呼びに来た。廿六日伺候すると、二十六萬兩ほどの金の都合がつくまいかといふ相談である。この時は、孝明天皇の御一周年祭を數日後にひかへて、どうしても拾七萬兩ほどの金が必要といふのに、朝廷には役人に食はせる辨當代もないといふ惨めな状態であつた。孝明天皇の御一周年祭の費用などは、當然徳川より奉獻すべきものであるが、もうその頃は、いかに強心臓の岩倉でも、これを徳川に要求し得ないほど、朝幕間の關係は切迫してゐた。

## ◎由利公正遺談

夫れから二十四日の日になりますと、烏丸さんから來て呉れと云ふことで、二十六日に烏丸さんへ行きました。何の御用かと思ふと、此御一新と云つた騒ぎに、御辨當其他諸御臺所入用が、二十六萬兩拂はねばならぬ。けれども、一



文もない、どうか此方法を付けて呉れねば、最早辨當も喰べられぬと云ふ話である。

裸で出た者に、二十六萬兩をどうかせよと云つても仕やうがない……宜しうござります、二十六萬兩が二百六十萬兩でもどうかせねばならぬ、御心配遊ばすなど云つた。然るにどこで借りやうにも、どう仕やうもない。どうにも分別がないから、酒を飲んで遊んで居つた位で、何ぞ機會が有つたならば、大經濟を起さねばならぬと思ふけれども、更に機會がない。さうして見ますと、もう致し方が無くて、夫れなりに目を閉ぢて、年をくゞつて仕舞ふた。

三岡は田舎武士の野太さから、暢氣なことをいつて酒を飲んでゐられたらうが、他の會計官は左様なん氣なことを云つてはをられない。各自手わけをして金策に奔走したが、いづれも成功しなかつた。その結果、廿六日の夜に入つて、いよ／＼府内の富商社寺等に對して獻金を申しつけることに決した。三岡はこの相談にあづかつてゐない模様であるが、他の會計官……戸田大和守あたりから、直接岩倉等の許可を得たものであらう。

三井家の記録によれば、同家へ金穀出納所から即刻出頭の召状が來たのは、廿六日の亥の刻といふから、今の午後十一時頃であつた。紛々たる議論の末、漸く決定したことは、この夜半の召喚で想像が出来る。三井家文書には「當時國庫窮乏、一金の御貯なく、夜中の急使は朝廷輻輳の急ありたる爲めなり」とも記されてゐる。

召喚は三井三郎助、小野善助、島田八郎左衛門の三家へ同時に發せられたのであるが、三家からは主人に代つて名代が伺候した。出納所に於て讀みきかせられた獻金諭告は、次の如きものであつた。

今般幕府太政を奉還し、直に大阪城に引上げたるに付、天下の政事は都て朝廷より仰出でらるべきは勿論の儀に候得共、未だ幕府より會計方の引渡なければ、恐多くも一金の御貯之れなき姿にて、何分にも御手薄の御儀なり、依之金穀出納所

を置かれ、金穀集方盡力中に候處、方今の形勢より察するに、朝幕の間、何時兵端を開くべくやも計り難く、諸經費及軍資の支出に差支ふるの懸念なきにあらず、其組織は、年來輩下に住居し、往昔より禁裏御兩替相動め來り候儀に付、更に金穀出納所御用達申附候。此御場合を恐察し奉り、急ぎ勤王一途に盡力致すべし。

これが、新政府が國民に呼びかけた第一聲であつた。「未だ幕府より會計方の引渡しなければ、恐多くも一金の御貯へ之なき姿にて」……これが目出度き御親政初頭の實情だつたのである。三井家ではその翌日、小野（善助、善右衛門）、島田の兩家では十二月晦日に各千兩宛獻金した。「復古記」には、十二月晦日の條下に「都下の豪商三井某等四人、金を獻する差あり」として「京都府記」の「三井三郎助、島田八郎左衛門各千兩、小野善助二名千兩」を引用してゐる。

また同じ十二月晦日の條下に「本願寺光澤書を上り、奉上の意を陳じ、且つ即位の資を獻せんと請ひ、東本願寺光勝も亦奉上他なきを陳じ、興福寺の僧侶米（千石）を獻じ、且つ王事に従はんと請ふ。是日光澤の意を嘉賞し、興福寺獻米の請を許す」とあるのも、廿六日に諭告を受けた結果であらう。

この時の獻金諭告は、上記三家以外の富商や社にも下されたから、熊谷九右衛門の一千兩をはじめ、越後屋彌右衛門の五百兩、加賀屋茂兵衛の百兩、南都興福寺の千兩等續々獻納があつた。なほ西本願寺から三千兩、東本願寺から千兩の申込があつたが、現金納入は正月四日であつた。

この獻金諭告は、大阪方面にも及ぼす計畫で、林左門（金穀出納所取締）熊谷久右衛門の兩人が大阪に下り、廿



九日鴻池善右衛門外九名の富豪に對し、早速登京致すべき旨を傳達したが、彼等は諸種の事情を述べて命に應じなかつた。

### 七、一金なしで御越年

この時諭告を受けたものは、いづれも多少にかゝはらず應分の獻金をしたが、何にしても暮に押詰つてのこととて、年内に納入された金額は、概算二萬兩を出でなかつた模様である。二十數萬兩の御入用に僅かに二萬兩足らずの金では、全く焼石に水である。次の岡谷繁實談によれば、慶應三年の暮は……あの輝かしい明治天皇御親政最初の歳暮は「一金なしで御年を召された」といふ惨めさであつた。

#### ◎岡谷繁實遺談……「史談速記録」

先帝（孝明天皇）の崩御になると、御調度類は、悉く御新規になる様子で、机とか火鉢とかいふものは、一切の物が御新調になりますこと、其御拂ひは十七萬兩である。夫が慶應三年の暮の御話でござりました。

十七萬兩の御買掛りで、御拂ひ出しにならねばならない、處が金がない。大政返上になつた時で、戸田は實に苦しみました。幕府に申し遣はせば、大政返上致した上は、幕府にては知らない、御勝手になされと申すこと、十七萬兩の御拂ひに一金もない。其節尾張公に戸田が願つて、其御盡力で漸く壹萬兩の金が出来て、夫れで慶應四年は、やうやう明けたやうなことでござりました。

十二月二十六日のことであります。戸田から私に來て呉れといふことでござりましたから、參りましたれば、斯ういふ次第で御年を召すことが出来ぬ、誠に困るから、三日間に一萬兩の金を工夫して呉れと申すことで、尤も藩の分領が河内にありまして、戸田にも始終三千四千の金は用立て、居りましたが、何に致せ、三日間といふことでありますから、大阪に行つて借りて來るより外はない。三條小橋に近江屋喜八郎といふ者が居た、夫れは兼て知つて居る者で、夫れに話して壹萬兩用立て、呉れと申すと、丁度戦さが始まらうといふ時であるから、金どころか、着物まで持運び、丹波路、伏見街道等に逃る始末で、遂に近江屋も本國迄取りに來る間がないから、御用立てることが出来ないといふことで、致し方がない。

夫れから小池小兵衛といふ者を以て、熊野金の方に申し遣はしましたが、是も戦争が始まるといふことで、本國に金を運んで仕舞つたあとで出來ない。夫れから、彦根藩の岡本半介、是れは彦根が十萬石削られたから、どうかあれを元通りに致したいといふが志願で、京師に出て盡力致したもので、其節丁度京都に居りましたから、誠に好都合と存じて、幕府の周旋人にて繁實と同門なりし新井謙治と申す者を以て、岡本半介に申入れた。ところが十萬石を取戻す手掛りが出來たものであるから、好都合であるけれども、彦根に行かねば仕様がなといふことで、これも出來ない。遂に一金なしで御年を召されました。

以上の如き状態だつたから、十二月九日以来の諸拂ひは……この中には、孝明天皇の御一周年祭の諸掛りもあつたから、かなりの金額に上つたらうと思はれるが、それは一切そのままにして、朝廷は頼冠りのまゝ越年したのである。鳩居堂の番頭林宇兵衛は次の如く語つてゐる。



## ●「世外侯維新財政談」

人村登庸とか云ふて、百人あまり諸方から集まられたさうですけれども、其人達に著せる蒲團等も、何處からも出所が無い。取敢へず百四五十疊の蒲團をお貸しせぬと、其人達を疑かすことが出来ぬ。何處か蒲團をと云ふが、何ぼう其頃は、焼けた後でございましたので、此方にも蒲團の用意は深山に有りませぬ。兎も角も、貸物屋で借りてでも宜いから、御用達せぬとどうも成らぬと云ふに付いて、あれこれと奔走して、百三十疊ほどの蒲團を借集めて、運んだりした事があるのです。

其等は私は子供ながらに「借りたれば何れ借賃の支拂をせんらぬが、是は何處からするか」と云つて尋ねたらば「イヤ是は岩倉さんから御支拂になるのだから、岩倉さんに取敢へず、記帳して置け」と云ふて記帳したばかりで、何處からも出ず仕舞でございました。それで今から二十年許り前でございます。今の岩倉具綱公が、私の子供の時分から御心易くて、御互に向さんも子供の時分の話も出、自分も共に御遊びした頃の話もし合つて「イヤ御一新前後は非常な事でありまして、百三十疊の蒲團をお貸致しましたが、その貸賃は御殿から出ると云ふことで記帳して置きましたが、遂に何處からも出ず仕舞で、帳面は其儘に消してしまひました」と云つて笑ふた事もありました。それは二十年も前でございますし、今の岩倉具綱公は、つい私共の横町が御屋敷でありましたので、始終互に門へ出ては、友達のやうにして遊んで居た、それで至つてお心易いでございます。

以上の如く、王政復古といつても、朝廷には、政治を動かす財力は全くなく、手頼るところは僅かに薩長二藩の武力だけだつたのに反し、徳川方は、さすがは八百萬石の大封を擁し、三百年天下に號令し來つた將軍家だけあつて、まだ相當の財力も残つてをり、且つ旗下や譜代大名の徳川に對する忠誠の念も相當熾烈なものがあつた

から、慶喜の鼻息も大阪退去後次第に荒くなり、納地問題に對しても、高割論を持出して、頑として譲らなかつたのである。現に十二月十八日には、戸川播磨守が「正を擧げ奸を退け」云々といふ岩倉一派に對する彈劾の上奏文を携へて上京し、同時に諸藩に對しては、件の上奏を示し「思召しに感激せる面々は人數召連れ、早く下阪致さるべし」と通牒してゐるが、「淀稻葉家文書」の中には、大政奉還取消しの上奏文と思はるゝ文書さへ残つてゐる。こんな鼻息だから納地の徳川單獨負擔論などは、てんから受けなかつたのである。

東久世通稱伯は回顧談「維新前後」に於て、この頃の宮中の形勢について「當時は徳川家のために密に款を通じたもの獨り大名ばかりでない、公卿の中にも内通したものがあつた」云々といつてゐる。王政復古後といへども宮中の形勢は、決して樂觀を許さざるものがあり、徳川へ政權再委任論さへ出てゐたのである。寺島宗則（後の伯爵）の手記によれば、その頃大久保利通に會ふと、彼は大息して「將軍還政すると雖も、實地之を取ること能はざるを以て、一應從然の如く、政權を將軍に託するの外なしとの廟議あり、遺憾の至りならずや」と語つたと記してゐる。これで廟堂の大勢も察するに難くない。岩倉が徳川の高割論に屈したのも、かゝる情勢に制せられたのであらう。薩長の武力は相當たのむに足るとしても、肝腎の朝廷が、僅かに日々入つて來る獻金によつて細飯米をつないでゐる有様では、徳川と戰爭などは思ひも及ばぬことだつたに違ひない。



## 八、禁裡御料に對する誤解

どの維新史を見ても、維新の際の朝廷の會計状態を述べる場合、朝廷の収入は禁裡御料の三萬石に過ぎず云々と書いてあるが、これは誤りである。禁裡御料の三萬石といふのは文久二年までのことで、文久三年と元治元年の二回に各現米十五萬俵を増獻することにしたから、維新の際には、三萬石の外に三十萬俵（現金にて代納）の御収入があつたわけである。なほその外に現金の獻納もあつたから、幕末には禁裡の御收納は五、六十萬石の大名に匹敵したと云はれてゐる。但しこれはどこまでも禁裡御料であつて、國の政治を料理する費用ではない。だから、維新の際御親政の當初においては、徳川より財權の返還はなかつたから、朝廷には政治費は全く一文も無かつたといふ方が當つてゐる。

## ◎「尊王論發達史」……三上參次

關原役の翌年即ち慶長六年五月十四日に御料以下の整理をなす。即ち御料所は從來諸所に散在せるを山科附近に集め、仙洞御料及び公家衆の所領は洛外及び近江・丹波の中に定む。其如何なる高に整理せられしかは不明なるも、同時に興へられたる公家衆の高を見るに、後の徳川時代を通じての公家衆の高と幾分か尠く、秀吉の時より幾分か増加せしが、御料も幾分か増加せることならん。

次に元和九年八月に至り、大内御料として洛外の地壹萬石を加へて二萬石となりしものゝ如し。其後寶永二年二月十三日に綱吉は更に壹萬石を獻す、禁裡の御料所は概略三萬石と見るべし。

しかし、この外に現金の獻納も相當にあつたのである。

## ◎同上（續）

御料地には關東より代官を遣はして收入を取扱はしむ。御料地よりは三萬石なるも、毎年多少の補足をなせり。臨時の事・御入内・御即位・御修理は勿論、平年とても毎年獻上せり。吹塵録に見ゆる金額及御所御領記によれば、天明年間の御足高は三萬五千四百五十兩を毎年獻上せり。内壹萬四千五百五十兩は一ヶ年の常高といふ。此費は御召の衣服・諸向の賄・禁中の小修理に充つ。又内七千兩は御所宮方・攝家方の建物修繕等に用ゐ。内壹萬兩は御神事下行米、其他之に關係せる費用、内七千兩は臨時の御調度なれば年によりて變化あるも、三萬兩より五萬兩以下を獻上せり、されば禁裡の御經濟は三萬石三萬兩なり。

諸書に、禁裡御料を三萬石に過ぎずとしてゐるのは、この事實に據るものと思はれるが、幕末……文久三年以後は、この外に現米三十萬俵の御收納があつた。

## ◎同上（續）

文久三年將軍家茂の上洛するや、御手許金御裝飾料にも御差支あるを見て、年々十五萬俵の米を獻上することゝなる。然るに朝廷は伊勢神宮、神茂兩宮等の神社の神事・公家などに分配あるによりて、御手許は御手薄なり。元治元年再度上洛の時に年々更に十五萬俵を獻じ、合計三十萬俵を獻上することに定む。此三十萬俵は石代にて納むることゝせり。之が差支ありとて慶應三年七月に從來の御賄料三十萬兩の獻進を止め、山城一國の中より公卿衆の領地・寺社領・宿驛の料を除



きて一切の収入を合せて進獻せり。是は二十餘萬石に上るといふ。

最後の山城一國の收納獻上のことは實行されずに終つたから、幕末に於ける皇室の御収入は、三萬石三萬兩の外に、三十萬俵（四斗俵）あつたのである。

いまこの現米三十萬俵を、大名の石高に換算すれば、五公五民の收納として、四十八萬石の石高に相當するか、これに古くからの御料三萬石三萬兩を加へれば、大體六十萬石位の大名の收納にあたる。よし六十萬石が百萬石でも、一天萬乗の君の御料として、決して十分とは申上げられないが、多くの史書はこれをたゞ三萬石に過ぎないとしてゐるのは事實を誤るものである。

なほ、宮廷の御収入については、幕府から派遣されて宮中の勘使兼買物使を勤めてゐた坂本柳佐といふ人が、明治二十七年三月、史談會に於ける講演中に次のやうに述べてゐる。

御所へ幕府よりの御仕向けを今に直しますと中々のものです。信長の時分は三千石、豊太閤になつて五千石、それから家康に至つて七千石、二代將軍の時が一萬五千石で、東福門院御入内の節一萬五千石、都合三萬石であつた。九州邊の人は禁裏へ三萬石では酷いではないかと云つたが、それは禁裏御料といふ名儀で、その實銀で七百四十五貫目といふのが御臺所ばかりの御入用であつた。その他御神事その外の内下行米、諸向御修繕及臨時の入費等すつかりでは四、五十萬石の御扱ひになつてゐる。幕府の人でも三萬石は酷いなどと云つた人がありましたが、さうではない。どうしても攝家から以下の堂上方の知行は酷いが、合算すれば、丁度五、六十萬石以上になつて居りました。

## 一、三岡八郎（由利公正）の略歴

### 一、三岡八郎と維新の財政經濟

これよりいよく鳥羽伏見の開戦となり、維新の非常時經濟もその本格的段階に遷入するのであるが、その前に、維新經濟の構想者であり且つその擔任者でもあつた三岡八郎の略歴を紹介して置きたい。

維新の際とられた經濟政策は、それは殆ど全く三岡八郎一人の考案になり、且つその實施にあつても、最初の一年間は、彼一人が全責任を負うて遂行したのだから、三岡經濟即維新經濟といつても過言ではない。しかもその三岡經濟なるものは、彼が維新政府に登用されて後に考案計畫されたものではなく、その十年以前に於て彼自ら獨創的に考案し、且つ一度それを自藩（越前福井）に實施して大成功を納めた實驗證明附のものだつたから、明治維新の財政々策の指導精神、その構想、或はその機能等を説明するには、三岡が福井に於てその經濟學を案出した徑路、或はその實驗の次第を物語るものが、もつとも效果的でもあり且つ便宜でもある。



また、彼が無名の田舎侍から……しかも彼は文久三年秋より、新政府に登用される日まで五年の長きに亘り幽囚されてゐたのである……登用されて、一躍新政府の大蔵大臣として、古今未曾有の非常時財政を擔任するに至つたのも、その福井に於ける經歷によるのだから、記述の順序としても、この際の略歴を紹介して置く必要がある。殊に、維新の經濟政策に對する誤解を解く上に於て……。三岡經濟……すなはちわが維新の經濟政策ほど世に誤解されてゐるものはない。あの偉大なる維新の大業を成就した經濟政策は、もつともよく國民に知られてゐねばならない筈であり、またその真相をよく闡明することが、歴史家の任務でもあるにかゝらず、今日まで一向その努力が拂はれず、その真相は維新以來すでに七十餘年を経過した今日、なほ依然として世俗的あて推量から來た誤解に蔽はれたまゝである。その世俗的アテ推量といふのは、三岡經濟學の真相を窺むることなく單に常識的に、維新の際とられた諸政策……殊にその樞軸をなす紙幣（太政官札）の發行を、財政の窮乏を救ふためにとられた一時的の彌縫糊塗策に過ぎないとなし、その中に盛られた構想者の崇高なる精神や雄大なる企圖に對して、何等の注意が拂はれてゐない事實をいふのである。通俗論はそれに止まらず、公文書（當時の布告文等）に明記されてゐる趣旨目的（紙幣發行の）に對してすらも、それは單に表面を飾る口實に過ぎないと片づけてゐる實情である。だが、これらの誤解も、三岡がその經濟學を編み出すに至つた経緯や、そのテスト・プラントに於ける實驗の次第が明かにされれば、自ら解消される問題である。要するに維新の經濟政策に對する誤解は、三岡その人に對する誤解から來てゐる部分が多いから、その誤解を解くには、誤解の本尊たる三岡その人の正體を明かにすることが、一番手取り早く且つ有效な方法である。

三岡の受持つた仕事は地味な財政であり、しかもその仕事そのものが、今日まで誤解の雲に蔽はれて、その眞價がよく知られてゐないから、肝腎の維新史上にも彼の名は華々しく傳へられてゐない。しかし維新の大業に於ける彼の功績は決して西郷や大久保やの元勳者に劣るものではなかつた。何れの時代に於ても、軍人や政治家の功績は華々しく傳へられ、財務家の功はその割に認められないばかりでなく、何かしら誤解から來た非難や惡評を伴ふものであるが、彼の場合もその例に漏れない。だが、歴史上の記録こそ華々しくないが、彼こそは維新大業の成否をその雙肩に擔うたといつても過言でなかつた。戦争は或は西郷がゐなくても勝つことが出來たであらう。政治も大久保がゐなくても、どうにか遣り了せたであらう。しかし會計ばかりは、恐らく三岡がゐなかつたら、とてもあれだけに遣り抜くことは出來なかつたらうと思はれる。何故なれば、財政には當時彼に代るべき人物は一人もゐなかつたからである。

私は、明治維新の成功の一因は、たしかにその財政經濟の成功に在ると信じてゐる。よく建武の中興が失敗し維新の大業が成功した原因はいづかに在りやといふことが論題とされるが、もとよりその原因は一にして足りない。しかし私は、その最も主なる原因の一つは、財政問題の成否にあつたと考へてゐる。もし維新の際三岡財政によらず、當時廟堂に行はれた御用金或は賈金論で進んだとすれば、朝廷の財政は、恐らく官軍が江戸へ到着する以前に於て早くすでに破綻を見てゐたであらう。とにもかくにも……それは決して樂な道ではなかつたが、ど



うにか奥羽鎮定まで戦ひ抜いたのは、軍費……正金が細々ながらも續いたからであつた。しかしてこれは一に三岡財政の賜と云はなくてはならない。何故なら他の御用金策や賈金策では、とてもそれまで正金の供給を續けられる日本の經濟ではなかつたからである。別言すれば、當時の日本の經濟總體が徳川時代の鎖國經濟のままで、規模も狭小であり、その實力も極めて脆弱だつたから、とても尋常一様的手段……例へば御用金や賈金政策などでは、あれだけの戦費(正金)を供給する力はなかつた。それをどうにか供給し得たのは一に三岡の創案により、戦費調達後の金融界の陥穴を紙幣によつて補ふといふ政策をとつたからである……序に、當時關東より東奥、北越の戦地には、正金以外は通用しなかつた。

建武中興の際にも、後醍醐天皇には、やはり紙幣の發行を御計畫遊ばされたが、實行を見るに至らずして止んだやうである。その間の事情は詳かにされてゐないが、當時の土地分配問題の行詰りより考へて、天皇にはこの行詰りを、紙幣の發行によつて打開せんと思召されたものと推測される。實に中興の大革新にふさはしい革新的御計畫である。當時もしこの革新的經濟政策……紙幣發行が實行に移され、これを巧みに運用するだけの財政家が天皇のお側に近侍してゐたならば、建武の中興も或はあんな無慚な失敗に終らなかつたかも知れない。それにつけても、維新の際の三岡の出現に……五年の幽囚から、あたかも冬眠から醒めた如く、のこ／＼と中央政府に現れ來つたことに對して、何か神秘的なものさへ感ぜずにはゐられない。

彼は當時に於て類を絶した財政家であつたが、恐らくわが歴史を通じて、類例の尠い大財政家であらう。維

新の大業を遂行するに……新日本建設にしつくり合つた、全く時代の要求にびつたり合つた彼が如き財政家が、すでに文久三年の頃より、將來の非常時財政の擔任者として待機せしめられてゐたことに想到する時、私は一層「大維新劇」の演出者の大手腕に感服せずにはゐられない。彼を維新政府へ推薦した坂本龍馬は、文久二年の秋、彼とはじめて會見した時より、彼を將來皇政復古の場合の大藏大臣ときめてゐたのだが、當の三岡は文久三年の秋より、新政府に登用せられる慶應三年十二月に至るまで、實に五年の長きに亘り自邸(福井)に蟄居謹慎を命ぜられ、舞臺裏で待機してゐたのである。

## 二、三岡八郎の生立ち

三岡八郎(明治四年由利公正と改む)は、最初石五郎といつたが、後八郎と改めた。越前福井松平家の世臣である。父は次郎大夫義知といひ、近習役をつとめ百石を食んでゐた。八郎は文政十二年十一月十一日、その長子として生れた。才氣煥發といふ才人型ではなかつたやうだが、體軀強健にして武術に長じ、殊に槍術をよくした。福井松平家は幕府の親藩にして且つ三十二萬石の雄藩であつたが、藩祖以來財政の窮乏に苦しみ、二百餘大名中藩札を發行した最初の藩でもあつた(寛文元年)。その藩札は最初は五萬兩だつたが、幕末開國當時には廿萬兩に達してゐた。有名な松平春嶽侯は、田安家から入つてその封をついだ人であるが、公が十六歳にしてはじめて



御國入りの時には、藩の重臣が代る／＼侯の前に伺候して財政の窮乏を訴へ、弱年の侯が途方に暮れる様子は、見るも氣の毒であつたといふことである。

爾來聰明なる公は、率先して勤儉主義を勵行したために、藩の財政は幾分持直したが、その代り藩士の生活はかなり惨めなものであつた。百石取りの三岡の家でも、魚肉を口にするのは一ヶ月に數度に過ぎず、母親なども着替へがないために客の前に出られず、襖のかけから挨拶するといふ有様であつた。かういふ事實に刺戟されて三岡は十九歳の時から、草鞋ばきで藩内を歩き廻り、藩の財政を實地について調査すること前後五年、廿四歳の時、遂に藩の財政は、年々二萬兩づつ不足してゐることを確めた。

「藩はこの年々二萬兩の不足を、どう始末してゐるのだらう」……彼はその解答をきかうとして、再三勘定奉行長谷部甚内の私邸を訊ねたが、長谷部はその都度たゞ酒を振舞うだけで、遂に解答を與へなかつた。これは勿論與へ得なかつたのであるが、三岡はかういふ點に一種の天稟をもつてゐたやうである。彼は才氣煥發といつた才子型の人物ではなかつたが、事に當つてはじつくり考へて、その神髓を掴むといつた天分をもつてゐた。

安政元年、ペリリが日本へ再渡來の時には、彼はすでに家督を相続し、年齢も廿六歳になつてゐた。福井藩はその時、江戸灣の警備を命ぜられたので、彼も國元より呼び寄せられてその警備にあたり、黒船の偉容も親しく観ることが出來た。

彼が黒船を見て受けた感銘は、攘夷の容易ならざること、言ひかへれば、國難の重大性であつた。彼は當時の

感激を次の如く語つてゐる。

浦賀まで一人で探偵に出掛けた。行着いた時に丁度黒船が蒸氣を焚いて何處か測量にでも出掛けるのか、錨綱を捲いてゐる。一寸見た處でも偉い物で側へ行つても寄りつけさうにない、小銃位で撃透すことは勿論出來ぬ。軍艦の大砲も大きくて嚴重だ。それに對して此方では、火繩銃で備を立て、居るのだから、向ふの奴の眼から見たら可笑からうと、其の時氣がついた。そして蒸氣を焚いて行くのを見ると、その速いことは、なか／＼追付けるものでない。その側を通る苦船や帆掛船は木の葉のやうにしか見えん。これ迄のやうな汪洋な考で騒いでも、役に立つまいと深く感じて歸つた。

當時黒船を見て、かういふ感想を抱いたのは、必ずしも彼一人には限るまい。否それは黒船の偉容を目撃したものの一様に起した感想であらう。だが、その次に考へたことは、彼獨特のものであつた。曰く

その時分幕府に獻策した種々の書付を借りて見たが、皆世界交通の事情を知らず一途に鎖港攘夷の説ばかり、自分が軍艦を見ての所感に照して考へると、どうしても役に立つものがない。そこで始めて攘夷の空論たるを知つて、彼國がどうしてかういふ精銳な武備が出來たか、其原因を研究せねばならんと思ひついた。當時の志士論客の議論は誠に立派であつたがさてその實行手段と來たら何の考案もない。一事を起すにも、一物を改めるにも、必ず財政經濟を伴ふものだが、彼らの念頭にはさういふことは更に浮はなかつた。

蓋しこれは掛値のない當時の志士論客の實情であつた。

維新當時の經濟を語るには、吾々はまづ一つの心構へをもたなくてはならない。それは當時の人々の經濟知識は、今日の經濟常識では律することの出來ない極めて幼稚なものだつたといふ事實である。一事を起すにも一物



を改むるにも、必ず財政經濟を伴ふといふのは今日の常識である。だから今日は一つの法律案には必ずその施行豫算が計上される。もしその豫算を計上しなかつたならば……そんなことは絶対にないが……その提案者の精神状態を疑はれるであらう。然るに徳川時代にあつては、この談話にもある如く、計畫はあるが、豫算は伴はない、經費のことなどは、頭から考へないといふのが常識であつた。財源のない計畫、それは繪に描いた餅でしかないが、當時の攘夷論者の多くは、この繪に描いた餅を看板にして擔ぎ廻つてゐたのである。

だが三岡は、かゝる空疎な攘夷論の中にあつて、まづ攘夷をなすには彼に劣らざる堅艦巨砲を持たねばならぬが、その堅艦巨砲を持つにはいかにすべきかといふ點から考へを進めて行つた。それを買ふにしても造るにしても、先立つものは金である。然ればまづその金をつくらなくては不可ない。大名も幕府も貧乏でその金はないとしたら、その金はいづこより捻出して來るべきであらうか。攘夷も鎖國もまづこの問題を解決してからである。三岡はこの根本的問題について追及して行つた。

### 三、三岡經濟學の由來

三岡は爾來、心をいかにして國防の資金……財力を得べきかの問題に悩まし、人にも聽き、自らも研究調査するところがあつたが、調査すればするほど日本の財力は心細い限りであつた。徳川の財力の如きも殆ど枯渇し、

その唯一の金穴とたのんだ佐渡の金山の如きも、すでに老衰して、産額は殆どいふに足りないことまで分つて來た。毎年佐渡より御金行列と稱して業々しく江戸へ輸送される金塊は、銅に鍍金したものだとかかつては、三岡もたゞ呆然たるばかりであつた。

その間に時勢は急回轉し、轟々たる攘夷論の間に、米國の總領事タウセント・ハリスは、遂に江戸に乗り込み將軍に謁見するに及んで、日本も開港の餘儀なきに至つた。その頃になり、三岡が多年苦心の問題にも、独自の解答が出來てゐた。彼は語る。

私は物産といふことについて發明したのは、誠に國越前がさういふ大困難で、何をしようにも金が無くては動かれぬ。どうすればこれが行けるかといふことは夜寝ても頭に決して忘れられぬ、どうも夢見ると金のことを夢見る、その揚句にこの江戸へ諸大名から這入る金の百分の一が國(越前)へ引けやうものならば、このやうに困りはしないと歎息心を起した。どうぞしてこれを引けさうなものだと思ふた揚句、ハテこれは引ける、それは民力ぢや、物産ぢや、物産に付けて引けば、百分の一を引くのは易い。物産さへ起せば、桑畑に金山が出來たと同じことだ。如何程の金山を得ると雖ども、民力で日夜に引く程大きなものはないと、始めて氣がついたのは、私の主人(春嶽)及び水戸の老公が幽閉されて橋本左内が縛られる、西郷が逃げて行くといふ年柄(安政五年)でした。

「稼ぐに追ひつく貧乏なし」……昔から労働の價値は常識的にわかつてゐたが、「労働は富の源泉なり」といふはつきりした認識のもとに、その思想を組み立てゝいつたのは、三岡の偉いところである。労働が富の根源であり従つてまた經濟學の基底であることは、アダム・スミスの富國論でも、カール・マルクスの資本論でも、まづこ



のことを巻頭第一章に於て説いてゐることによつても知られよう。三岡はスミスやマルクスと同じく、よく經濟學の核心を掴んだのである。

私が三岡八郎をもつて、日本に於ける本格的經濟學者の最初の人であるとしてゐるのはこの故である。徳川時代にも財政經濟を論じた學者は決して尠くはなかつた。しかし彼らは、この肝腎なものを掴んでゐなかつた。従つてその説くところも、常識的な思ひつき論以上に出てゐない。三岡に到つて、吾々ははじめて經濟の鐵則に遵據した本格的の經濟論に接する。發明でも工夫でも、その根本は簡單である。要はその本格的なるものを捕へるか否かにある。

サテ、働いて物をつくるにしても、先立つものは金……資本である。貨幣經濟社會に於ける商品の生産には貨幣—商品—貨幣の循環がある。その資本をいかにしてつくるか、先決問題である。

西洋各國が大産業を起し、大軍備を整へてゐるのは、大資本があるからである。彼等はその大資本を何處からいかにして得たのであらうか。彼等とても金銀貨をさして豊富にもつてゐるわけでない。それでゐて大金融をしてゐるのは、いかなる方法によつてゐるのであらうか。

#### ◎由利公正遺談

維新前の經濟は物を以て物に代へる經濟であつた。それはどういふわけかといふと、日本の正金といふものは、徳川家に引換へたものを集めても、全體で壹千萬圓聊か餘のもので、日本今日の世の中を運轉するに足るものではない。そこでど

この藩でも秋納むる米は大坂で金に替へるとかして用を辨じたものであります。そこへ洋艦が来て攘夷といふことになつた。そこで昔しの備へでは戦さが出來ないといふところから、鐵砲隊も組織しよう、海邊には臺場の一つも築かねばならぬといふことで段々穿鑿いたしますと、七萬石（福井藩の實收）を一粒も食はずに何十年やつても出來ぬ。士族の者に鐵砲を一挺宛與へる計算も立て、彈藥を備へることも計算もして見たが、舊藩の力ではどうしても出來ぬ。此儘では日本の經濟はどうしても立ち行かまいといふことを見込みました。

また次のやうにも語つてゐる。

日本の難問題は、經濟の點であると考へつきました。何となれば、その時は主人（殿様）が國を出るにも直ぐ人民に用金をかけねばならぬ有様であります。だがさうして國事に力を盡す時は、人民の怨みを買はねばならぬ。これはどうしても藩の同じ經濟で賄う道を作らねばならぬと考へつきました。西洋各國に於ては、金は格別ありませんでも、悉く金の代用は信用を以てするやうになつてゐる。日本に於ては金は正金で代用物が無い。日本で金の代用物になるものは米である。或は物産である。然らば米なり物産なりを姑く代用にして其間の媒介は何がしてゐるかといふと證文がしてゐる。誠に不自由極つた事のござりまして、これではとても廻らぬであらうといふ處から、何か代用にされる物を拵へねばならぬといふ事が心つきました。どうか代用物を作つて……その時は御維新といふ言葉がありませぬが、勤王の一助にしたいといふ考へを起しました。御一新の時この金札發行を建議いたしましたのは、その思想から持出しましたことで……。

これで大體三岡の產業論とその紙幣論との關係がわかるが、この產業資金としての紙幣發行の如きも、當時にあつては飛躍的前進であつた。徳川幕府は三百年の治世を正貨主義で終始したが、そのことはとりも直さず、徳川時代の經濟思想は、正金萬能主義を出でなかつたことを物語るものである。その正金萬能主義の中にあつて



よく紙幣の使命を認識してこれを活用せんとした三岡の活眼は、相当高く買はれなくてはならない。もつともその時代に於ても、各藩に於て紙幣……藩札は盛んに發行されてゐた。しかしそれは藩の財政窮乏の結果、それを救ふための窮策として發行されたもので、いはば經濟界の邪道に陥入つたものであつた。三岡の發行せんとする紙幣は、それに方向が與へられ、軌道が與へられた點に於て區別されねばならない。なほ三岡が前掲談話の末段に於て、維新政府に持出した紙幣論も、同様の趣旨に基くものであると語つてゐる。從來世に行はれてゐる維新紙幣に對する誤解曲解も、この一語によつて自然に解消さるべきである。

かくして彼は安政五年にいたり、藩廳に對してその殖産論と共に藩札五萬兩増發案を獻策した。

此時増發した國札の高は五萬兩、即ち従前福井の國札廿五萬兩を三十萬兩とせしなり。そこで此方法に由り産物を起すといふことについては、大きに熱心をして、何とぞして日本の富國の基礎を立てたいと思ふて、一切福井平四郎（小楠）に相談した。

その國札の運用については、次の如く語つてゐる。

その作用はまづ勞役者二十萬人と見積り、一人二分の資本を貸付ける。但し實際は一時に一分を渡さず、工業により多少長短の差あれども其の運轉自在、總會所の事宜に任せるので、例へば一人の女子が五十文の綿を買ひ糸を引けば、凡そ六十五文と爲る。無用の薬も繩に纏へば十文の値があるといふ様に、すべて人民の隨意に任せ、二十萬人で一日十文づつ稼げば一日二千貫文、即ち三百三十兩の富を爲す。三十日にして九千九百兩一ヶ月殆ど一萬兩の富を得られる。されば五萬兩の國債を起しても、決して憂ふるに足らぬ。速に決行せられ度いといつて圖を作つて示した。

#### 四、殖産貿易策の成功

途中多少の紆餘曲折があつたが、その計畫がいよく實行に移され、その製品が長崎や北海道方面へ輸出されたのは安政六年からのやうである。輸出品は絲・布・帶・木綿・蚊帳地・生絲・茶・麻・繩・草鞋・蓆等であつた。中でも特に力を入れたのは生絲輸出であつた。

##### ◎由利公正遺談

賣れ出す道が付いて來ると、どうも恐ろしいもので、是迄福井の有様といふものは、江州は隣國でありますから、江州商人が出來た物を江州へ持つて行つて、江州の産物として出るといふのが從來の習慣であります。その習慣のあるにも拘らず、先から荷を送つてくれと云つて來る……その元締から賣先へ手紙をつけさせた。此品は政府（藩廳）に於て業を勤めて世話した品である。嘘はない筈じやが、もし嘘があつたら、其品物をこつちへ返し届けて呉れ、かういふ風に云つてやつて品物には悉く札を付けて送る。先では大變満足して、これまで締りをして呉れる品ならば疑はないと云つて、吟味をしない。今は越前で蚊帳が出来る、絲が出来る、羽二重が出来るといふのは、皆その時の餘澤である。

さういふやうな譯で續々金が這入つて來ると、又一つ驚いたことがある。國には札所といふものがあつて札が二十萬兩發行してあります。窮乏元金の金といふ名目で金倉がいくつも建つてある。その金倉には金長持が幾つもあります。これは火災などの時は車を以て引出すといふ金長持ぢや。今の物産の錢は悉く金で這入つて來ますから、それを御金方へ預くべしといふので金倉の長持へ入れた。さうすると一分金ですから、七萬兩入るとその大きな金長持の底が抜けて倉の椽まで



抜けて大騒ぎをした。そこで私等は金長持を拵へるなら小さく拵へなければならぬ。大きな長持は役に立たぬといふことを初めて合點した。今一つ驚いたことは、一分金で二十萬兩餘り入れると、土藏の地伏が狂ひました。素よりこの藏は形容ばかりで拵へたのでせうが大騒ぎをしました。

絲の製造は昔からありましたが、儉約といふことのために絹物は賣つて仕舞つて、桑畑は畑にしてしまつたから、古い桑が少しばかりあつた。それで養蠶をひどく奨励した。その結果、私が長崎へ行つて始めて糸の交易に手をつけましたのは安政六年でありましたが、その時は二十五萬いくらといふ生糸を賣りました。その翌年は四十五萬兩餘賣つてをります。長崎でその金を受取つた時には、その時分金の廻し方がないので殆んど困つた。弗で受取つた所が、兩換が一度に出来ぬ。初めの時は幸に幕府で弗の入用があつて二十五萬兩皆換つた。それから長崎奉行が岡部駿河守であつたが、長崎奉行へ行つて拵合つて傳馬の觸出しをして貰つて國(福井)まで引きました。サア越前は糸の交易をして、何拾匹の馬へつけた金を取つたと云ふのが九州地の評判になつて、それで九州地も養蠶をせんならぬとなつたのはそのためであります。それから翌年もまた續いて四十五萬幾らでありますから、兩替は出来ぬ、徳川の末は金が無いといふことを知つてをりますから到底出来ぬと見切つてしまつて大阪まで引きました……。

この成功には、三岡も心氣自ら快然たらざるを得なかつた。一日横井小楠にむかつて「各藩ともわが藩と歩調を同じくして進めば、我國は數年ならずして世界に雄飛することが出来ませう」といふと、小楠もまた莞爾として「大理に従ふものは必ず興る、時機一變必ず遠からざらん」と答へた。

土州藩脱藩浪士坂本龍馬が、孤劍漂然福井に横井小楠を訪ねて來、そして横井の紹介で三岡に會つたのは、かういふ三岡の得意時代であつた。三岡の考へついたことは世の博識者は、それは素朴なマーカントリストの亞流

を出でないではないかと一笑に附するかも知れない。しかし學世鎖國封建の經濟思想に囚へられた反貿易論の渦中にあつて、彼が特に西洋經濟學の影響を受けることなしに、獨創的に、國家の富は國民の労働の大集成なることを悟り、また産業資金としての紙幣の效用を認めて、紙幣發行による産業貿易政策を實行したことは、斷然時流をぬいた卓見といはなくてはならない。

その頃神田孝平もまた商業立國論を考へてゐた。そしてそれが文久元年「農商辨」(手記本)となつて世に出てゐるが、その議論は商業立國の利を説くに止まり、肝腎の商品生産の經濟については少しも論じてゐない。商業といつても外國貿易をいつてゐるのだから、當然その輸出すべき商品の生産に論及せねばならぬ筈だが、單に貿易の利を説くに止まつてゐる點は、三岡の考へ方と好個の對照をなしてゐる。三岡の産業論も結局は貿易論である。だが三岡は、神田とは逆に根本的なものから先に考へて行つた。そして國を富強ならしむるには國民の勞力の活用でありといふ根本的なものをまづ擱んで、それからその勞力を活用する資本をどうするかといふ風に實行を目標にして問題を掘下げて行つたところに、三岡の財政家としての素質が發揮されてゐる。神田の論は學者の啓蒙的論策以上に出てゐないが、三岡の經濟論は本格的であり、且つ實踐的である。

##### 五、坂本龍馬と三岡の關係



三岡を維新政府に推薦したものは坂本龍馬である。大政奉還論の始唱者としての坂本龍馬の名はあまりにも著名であるから、三岡推薦の一條などは、彼の傳記の中でも、あまり問題にされてゐないが、坂本が維新の六年も前から三岡の才幹を見抜き、維新の際にこれを推薦した一事は、維新の大業に對する一大功勞といはなくてはならない。前にもいふ如く、當時三岡に代つて財務を擔當し得る財政家は他になかつたのである。もしあの際三岡がゐなかつたら、維新の大業も、財政部面から破綻を見たであらうことは、大體確實である。されば坂本がかねてより、皇政一新にあたり、最も大切なのは財政であるとして、三岡なるものをその大藏大臣候補として胸中に秘藏して置き、新政にあつてこれを推舉した一事は、冥々の間に維新の成功を決定的にしたものともいへる。維新に於ける三岡の功が大きければ大きいほど、彼を推薦した坂本の功も大きいわけである。

坂本は文久二年二度の脱藩をし、諸國遊歴の途次福井に横井小楠をたづね、その紹介によつて三岡とも會飲したのであるが、彼はこの遊歴に於て、幕府の大久保一翁とも會談し、それから大政奉還論と公議會論を吹込まれてゐることも、奇しき因縁といふべきであらう。これらのことは坂本傳にゆづり、こゝには彼と三岡の關係だけに止める。三岡は坂本との最初の會見につき、次の如く自記してゐる。

◎由利公正遺稿

文久二年の秋(日月詳ならず)、龍馬君我藩に來遊、小楠横井翁の客寓を訪はる。余亦偶相會し、共に輿に時事を討論し談數刻に及ぶ、是れか余君と相知るの初にして頗る意氣相投するか如し、爾後弊處へも屢々駕を枉られ、交情愈々親密、

互に心肝を吐露す。一日薄酒共に酌む。君酒間、君か爲の國歌を高唱せられ、聲調頗る奇なり、後弊藩の壯士輩、酒間常に國歌を唱歌するは是を濫觴とす。

右の自記を補足する次の如き遺談もある。

坂本龍馬は、御案内の如く浮浪で、諸方を漫遊して、丁度舊藩主春嶽公には、安政三年頃に、江戸で面會になつた人です。夫故に姓名は兼て知つて居つたけれども、私共はツイ懸違つて面會をせなかつたですが、其後福井にやつて參つた。丁度其時肥後の横井平四郎といふものが、福井へ聘せられて來て居つた時で、その横井を訪ふて參つて、横井と二人伴で私の宅へ參り、始めて懇意になつた人です。

小楠の邸宅は、私の家と足羽川を隔て、對ひ合つてゐた。或日親戚の招宴で遅く歸つた處、夜半に大聲で戸を叩く者があ

る、出て見ると、小楠が坂本と一緒に小舟に棹さして來た。

そこで三人が爐を抱へて飲み始めたが、坂本が愉快極まつて、

「君が爲捨つる命は惜まねど、心にかゝる國の行末」

といふ歌を詠つたが、其の聲調が頗る妙でありました。

この時は、三岡の全盛期であつたから、論談の中心はその産業經濟論であり、そしてその議論はたゞ觀念的な攘夷論をふり廻してゐた坂本を、少からず感動せしめたことは疑ひない。坂本にとつては、三岡の經濟の神髓に徹した議論は、恐らく天啓的のものでつたらうと思はれる。新知識、新思想の吸收に一種の天分をもつてゐた彼は僅か一夜の會談によつて三岡の産業經濟論を了解し、將來天運めぐり來つて自分達の意思が貫徹し、政權が朝廷



に違つた晩には、彼三岡を起たしてそのもつとも大切に且つ困難な財政の衝に當らしめようと、堅く心に決したのである。佐々木高行侯（土州藩士、當時佐々木三四郎）の日記に次の如く出てゐる。

◎佐々木高行日記……應應三年八月二十八日

八月二十八日、雨。少々不勝にて引籠り、喜之助、安兵衛來る。夜才谷梅太郎（坂本龍馬變名）來り、談話數刻、其夜止宿す。其節才谷の内話に、當所運上所に拾萬圓計有之趣に付、一朝事起らば、右金子は吾が物とすべし。其計畫豫め致し置度と色々相談せり。又曰く、是より天下の事を知る時は、會計尤も大事也。幸に越前藩光（三）岡八郎は會計に長じ候間、兼て咄合も致置候事有之候。其御舎にて同人を速に御採用肝要と申したり。

また慶應二年七月、坂本がその實兄に宛てた手簡の中にも「當時天下の人物といへば」といつて、西郷、木戸等と並べて「越前にて光（三）岡八郎、長谷部甚左衛門」と列記してゐる。以ていかに彼が三岡の人物に傾倒してゐたかを知ることが出来る。さらに慶喜の大政奉還直後、彼より新政府の職制について岩倉、西郷等の手元へ提出した意見書にも、參議として登用すべき人物として、西郷、大久保、小松（帶刀）木戸、後藤等一流の人物と共に三岡を推薦してゐるが、坂本はさらに直接三岡の意見を聴き、且つ彼を新政府へ引出すために、十月末に自ら福井まで出向いた。この時は、坂本は大政奉還論の始唱者として、或は海援隊長として、その名は江湖に喧傳されてゐたが、三岡の方は、五年の幽囚に全く時勢と隔絶し、僅かに讀書と思索によつて、その精神を鍊磨し、その經濟學に工夫を凝らしてゐたのである。

## 六、三岡と坂本の再會

三岡幽閉の事情についてはこゝに觸れないが、根本は、その頃どこの藩にもあつた勤王黨と佐幕黨との内訌に崇られたのである。福井の松平家は元來が幕府の親藩である上に、藩主（當時は隠居してゐたが藩主同様の地位にあつた）春嶽公は御三家の田安家の出身から、一藩の大勢は佐幕である。その中で三岡は勤王派に屬してゐたために、さしたる原因もな、文久三年秋より塾居謹慎を命ぜられ、それが新政府へ出仕の慶應三年十二月まで續いてゐたのである。

三岡は、その間に精神の修養もし、その經濟學にも一層の研鑽を加へることが出来たから、その幽囚も一概に不幸とのみはいへない。殊に彼の如き稀世の非常時型政治家が、さういふ政治家を最も必要とする維新の際まで、幽囚といふ形式でその生命を保護されてゐたことは、國家にとつてむしろ大幸と云はねばならない。

幽囚の身にも、慶喜大政奉還のことは傳へられてゐた。三岡はひそかに新政府のとるべき財政策についても、いろいろ考案をめぐらしてゐたのであるが、そこへ測らずも坂本が訊ねて來た。

◎由利公正遺談

福井藩は全體佐幕いぢまくの時でありました。其處に勤王の坂本が來たのであるから家老共は大變心配した。私は藩で幽



隠せられて居つて、他國人に會ふことの出来ない身體であつた。處で坂本は福井の煙草屋と云ふ宿屋に泊つて居りました。政府（福井藩）へちかづけに、三岡八郎に面會したいから會はせて呉れと云ふたから、政府に於ては非常に心配を致して、私の處へ徒士目付を寄越した。之は十一月一日の朝です。

而して私に云ふに、坂本が貴君に御目にかゝらうと云ふが、如何であるかと云ふ。私が、人が會ひたいと云ふて尋ねて呉れるのは實に樂みぢやが、併し政府の方で會はせるか知らぬと云ひますと、貴君が會ふて呉れれば宜いのぢやと云ふ、仍て私は直きに會はうと申しました。徒士目付は、夫れなれば、其由を直きに達しませうと云て歸つたが、愈々何時に都合したら宜からうと云ふことであつた。

私の考では、私の身體は、藩に於て嫌疑を受け幽囚中であるから、藩より立會の人を得て話を仕様と云ふ考で、私が坂本に面會するからには、どうか御立會を願ひたい。定めて政府に於て御懸念もあらうから、遠慮なく話の様子を御聽取なるやう願ひたいと云ひました。夫なれば今一度言ふて來ると云つて歸りました。そこで家老衆が集つて評議をした所、それは幸であるから、誰彼と云ふ評議で、其頃用人月番で松平正直（後の子爵）月番目付の出淵傳之丞の兩人を付けました。何時でも宜いといふから、翌朝五つ時を期し、たゞこ屋と云ふ旅宿に行くから來て呉れと云ふて居りましたから、私が參りますと、兩人は私が行く前に出懸けて待つて居る。

龍馬も待つて居たと見えて、「オーわれか、待つて居た、話したいことが澤山あつて來たわい」とか云ふのです。それから入らうとする前に「政權返上は出來たわい」と坂本が云つたです。「それも聞いたが、大分遣りつけたな」と私は云つた。「まアこゝで話さうから、此方へ入つて呉れ」と申します。私は入つて龍馬に云ふには、「私は咎を受けてゐるから今日は立會人を通して來た」といふと、「夫は妙ぢや、乃公も嫌疑を受けて、茲に探偵を伴れて來てゐるのだ」といふ。前申した岡本と云ふのは、土佐の徒士目付です。乃公も伴れてゐる。君も伴れてゐるならば、此處へ出さうといふので、私等

兩人は寒いから火爐にづり込んだ。併し立會人は役人ぢやから、床の間に坐らせ、次に岡本健三郎が坐つてゐる。

二人は一杯やりながら語り出した。

夫から段々政權返上の手續を話す爲めに、其所らに他人の居る事も忘れて、龍馬は朝飯前であるからと云ふので酒を取寄せて飲みながら話した。龍馬は「先づこゝ迄は遣つたが、是からは如何するか」と、私に突つて云ふ、私は「君等はどうか」と云ふと「是迄は遣つたが、是からは仕方がない」といふことであつた。

私は「戦争の用意をしたか」といふと、坂本は戦争はせぬ積りだと云ふ。私は、慶喜公は戦争をする積りはなからうが、之を承知せぬものが澤山あるから戦ふ用意なしには何事も出來なからうと云つたが、坂本は「それでも用意はないのぢや」と云ふ。然らば、戦争になると遁る積りか」と云へば「夫は出來ぬ」といふのです。「果して遁げぬとすれば、是非戦はなければならぬ」と申して、段々詰めると、坂本は「戦はぬ積りだけれども……假令戦争するにしても、人も金も無い、之れは實に致方がないが、定めて君は何ぞ分別して居るだらう」と云ふ。そこで私は「それは今、有無と云ふ事ではあるまい、朝廷に政權を御持ちになつて、天下の人民に君臨して、それで戦争が出來ぬといふ筈はない、天下の人民は、徳川の政治を厭ひ、皆朝廷の人民となることを渴望して居るから此事さへ明らかになつたならば決して用度に不足することはない」といつた。

私が豫て考へて居つた經濟なるものは、決して金銀に限らぬ、金でも石でも信用が基だと云ふことを考へた。朝廷の信用を損じないやうに定まつたならば、天下の財用に不足を來す氣遣ひはないと云ふ私の論であつた。

尤も其話の段取が長くなつて、朝の五つ時から始めて夜半過ぎまで懸りました。私は素より幽閉されて到底出られぬと考へて居るから、坂本が態々訪ねて來たから、是非其方法を坂本に傳へて置かなければならぬと考へて、其段取りを精しく話しました。而して私が「もう腹に入つたか」と申すと、彼「入つた」と云ふので「それぢや」と云ふて別れたのは夜半



過でありました。

この場の光景を、由利は別の場合に次のやうに語つてゐる。

私の言ふには、天子天下の爲に政を爲さる、天下の民は皆天子の民である、天下安寧の爲に財を散す、財則ち安寧の具なり、何ぞ財無く人無きを憂へんや。坂本曰く、われそんな事を云ふと思ふて態々來たわ、皆云へと、夫から、名分、財源、經濟の順序まで、豫て貯へた満腹の意見を語り、夜半九ツ過る頃まで我を忘れて咄した。則ち金札を發行せざれば、今日天下の計畫は出来ぬといふ事も委しく語つた。

この談話筆記は、實に面白く出来てゐる。二人が傍に監視人のゐるのも忘れて、朝の八時から、夜の十二時過ぎまで、夢中になつて語り合つた光景が、讀むものゝ暇に彷彿として浮き上つて來る。だが迷惑したのは、そこへ坐らされてゐた立會人である。

◎由利公正遺談(續)

坂本と私が談話にふけつた模様は、一事を以て申すと、自分等は酒を互に飲んだけれども立會者に飲ますことを忘れたことです。岡本が後に大變不足を言つて「實にひどかつた」と、毎度話しました。寒い時分にちやんと坐らせられて、何にも無しに朝から夜半まで引張られては、困つたであらうと思ひます。

以上で大體坂本と三岡との會見の様子は分るが、なほ當日、坂本と三岡の間に交された談話の内容について、當日その席上に立合つた用人月番松平正直(子爵)は、後年また次の如く語つてゐる。

◎松平正直談……「子爵由利公正傳」

處が、京都の形勢も、變態に變態を重ね、遂に幕府も大政返上を申請し、朝廷に於ても之を聞召しました。然るに土佐の坂本龍馬と申す人が、突然福井に來りまして、天下の大事を議する必要あれば、是非とも子爵閣下(由利)に遇はせて呉れと申出されましたが、子爵閣下はまだ幽閉中ゆゑ、遇はせて好いか悪いか問題になりました。其時執政の全權は田村巳三郎でしたが、坂本が天下の大事を謀るならば、面會を差許したが好からうといふ意見を述べたので、子爵閣下の幽閉されて居つたに係らず、遇はせることになつたのであります。其會見には、幽閉中故、特に私に立會を命ぜられましたのであります。

此會見に就きましては、閣下よりお話を直接に伺ふ方がよいのですけれども、御廟の序に、正直の記憶して居ります所を御參考迄に申し上げます。

坂本の云ふには、方今世界の大大勢に鑑み、我國の革新を圖るには、朝幕と分れて政令二途に出で、は、將來國家を奈何せん。されども無謀に討幕の兵を興し、天下の蒼生を苦しむるは、好むべきことにあらず、よりに幕府に勸告して、大政を返上せしむるを第一とするのみ。而して之を用ひざれば、止むを得ず正々堂々討幕の義兵を起す決心にて慶喜公に勸告せしに、同公も大に同意せられ、直に決行せられたのは、實に天下の爲慶すべきなり、慶喜公も、三百年以來の大政を擲つて政權を返上せられたるは、大に感心なりと……。

すると子爵閣下の言はれるには、それは國家の爲に賀すべき事である。どうしても我帝國を完全に獨立せしむるには政令一途は第一の急務と存じます。萬般の政務はこれより始りますと。子爵閣下の御意見と、坂本龍馬の意見と符節を合はすやうでありました。

坂本又云ふには、斯く相成る以上はどうしても天下の人材を擧げねばならぬ、適當の人を要路に登用して、政治を行はなければならぬ、先づ慶喜公の如きは、政府上席の人に擧ぐるが公平と思ふのである。然るに私はどうも經濟の事が分らぬ



が、どうしたら宜しきか、貴殿の御意見承り度いと申されました。

子爵閣下は、慶喜公の事は至極公平と存じます。又、經濟の事は決して御心配に及ばぬ。所謂王政維新の大事業をなすには、天下の資本を以て天下の事業をなすのであつて、政府一個の私事で無い。民と共に大業を更始するのである。國民の資本は即ち國家の資本であつて、唯之を運轉するの經綸を行ふのだから、決して心配は無いものです。必ず此三岡が御受合申すと云はれたので、坂本も大に安心したと見えました。

それから尙一つ覺えて居るのは海軍の事でありませぬ。坂本曰く、日本は四面の海岸をもつて居るのである。どうしても海軍を擴張して、日本の國威を保持しなければならぬ。それには多大の資金が要る。其費途に就て、何か好い御考案は無いかと問はれますと、子爵閣下は曰く、勿論海軍は大に擴張せなければならぬ。海軍の擴張は、常に國威保護の軍事上ばかりで無い。外國と貿易をするには、海軍の必要あり、即ち貿易の保護には、海軍を第一と致します。其費用を得んとするには、先づ産業の發達を圖らなければなりません。其産業の發達するに隨ひ、國民の富は高まります。國民が富めば、海軍の經費位は何でも無いものだと言はれたので、坂本も大層悦ばれたと見えました。

### 七、三岡の登京

その時坂本は、堅く三岡の登用を約し、その翌日福井を發つて歸京したが、約束の召命は一向やつて來なかつた。これは京都よりは幾度か召命は發せられてゐたが、福井藩の重役がそれを途中に抑留して三岡へ傳へなかつたのである。そのうちに坂本暗殺の報が福井に傳へられた。三岡は暗然として坂本の横死を悼むと同時に、萬事

休す焉の歎を發する外はなかつた。

#### ◎由利公正遺談

坂本は明日出立するといつて寫眞を出して呉れた。やがて宿を出ると、傳之丞は我が背を打ちて「不屈者、目付役を立合せて謀反の策を談ずるとは」と云つて、更に、眞に敬服安心したといふ。私も、今日の次第は、委しく其筋へ言上を頼んだ。十五日夕（坂本暗殺の日）家老岡部豊後の別荘に招かれ、坂本の寫眞を懐中して行つた。會見の始末を話し、夜半に川を渡つて歸る時、懷中物を落し、直に川を捜したれど知れず、大いに氣掛りと成り、京都の便りを待つたが、やがて十五日の坂本の凶變が知れ、山下、海福、中田の三人を招き、竊かに祭りをした。誠に千秋の遺憾でありました。

段々後で様子を知ると、坂本が私と別れて歸つてのち、岩倉具視公へ示談致して私を召されたさうです。併しそれが私には通じない。藩の屋敷に召狀が留めてあつたのです。其時春嶽公は此方（京都）へ來て居られました。同月六日に私の召書が出てゐるといふ事です。そしてその後五度迄召されたさうだが、龍馬の死後十二月十五日に私に召書が達した。その幾度も召されたといふことを知つたのは、春嶽公の添書があつて、それに今度は是非上京するやうにといふ依頼狀がついて來たからです。

私は呼出される時に「自分は今幽閉中であるから何も用はない筈、それとも是非用があるなれば、自分方へ參つて言へば宜いに」と甚だ不満に思つて城中へ出ました。さうすると常に異つて「用部屋へ來て呉れ」と云ふから用部屋へ出所すると「御召であるからどうか行つて呉れなければならぬ」と申します。私は「お召とあるなれば、如何にも參ります、今日朝廷の命を奉ぜぬものは生きて居られないから」と云ふ。「夫ならば實に結構だ」といふ話で、京都から直書を見せられて「斯ういふ譯だ」といふことで、全く御召書を屋敷に留めて置いたのである。



併し、遂に三岡の世に出る日が到来した。

慶應三年十二月十六日、朝廷の御召状は三岡に手交されたのである。

三 岡 八 郎

今般、無偏無黨、公平の御處理を以て、與天下更始被遊候に付人才御選舉の筋を以て、兼て達報聞候輩は、博く御諮問被爲在候に付、其藩右人體御登用被爲遊候間、早々登京致候様可申付候旨、御沙汰候事。

太 政 官

これが、三岡に對する朝廷よりの召命であつた。三岡はこの召命を交付せられるや、君命家に宿せずといつて即刻福井を出發した。それは暮れるに早い冬の日の黄昏れはじめた七ツ時……午後四時頃であつた。彼は不測の變を身近かに感じたからである。

◎由利公正談

夫れで私は「今から出ることに致さう、君命家に宿せずだから、どうか旅費を呉れ」と申せば、それならば結構だと云ふて、直ぐ旅費を持つて來た。私はちよつと宅に寄つて、直ぐ其足で出發した。其理由は、私も直ぐ出立しなければ、餘程危いから直ぐ立つたのです。それ故國元に於て、私の出立したことを知つたものは極く渺ない。私が福井を立つたのは、丁度午後の七ツ時頃であつたでせう。夫れから凡四里程行くと川が一つある。其川が出水で川留となつて居る。其處へ此方（京都）からの早驅が來まして「將軍家が二條城を明けて、大阪へ十二日に立退いた」と云ふことを聞いた。其早驅の

戻り舟で私は無理難題をして、夜通しに敦賀まで十六里來たです。處が、夜中雪降で敦賀で暫く道がとまりましたが、併し時節柄泊つたりぶらつくと宜くないと思ふて、あちらこちらで休息し、敦賀で夜の明くるのを待て出發した。其時山中峠は、大雪で二尺五寸も積つて居ると云ふ危い道を越へて、此方（京都）へ着きましたのは十七日でした。

三岡の談話にもある如く、彼は朝命を傳へられるや、直ちに福井を出發し、不眠不休で路を急いだが、折柄極月の北國路は、飛雪紛々として行路頗る困難を極めた。殊に有名な荒地山の難所では、積雪脚を没し、朔風雪を飛ばして咫尺を辨せざる有様であつたが、前途の希望にもゆる三岡は、この難路をもともせず、脚を没する積雪を踏みわけながら詠じた。

君がためいそぐ旅路の荒地越

ころもの雪を拂ふ間ぞなき

かくして彼は十二月十七日夕七ツ時（午後四時半頃）、悲なく京都岡崎の越前藩邸へついたのであつた。

八、三岡、財務長官に登用さる

翌十八日、三岡は朝廷に伺候すると、直に參與に任ぜられ、越えて廿三日には金穀出納所取締を命ぜられた。

三 岡 八 郎

兼て被聞食入候儀有之、御用金取扱の儀取締被仰付候、尤參與儘勤仕可致御沙汰候事。



追て學舎院を以て、即今の處假に金穀出納所と被定候間、同所出動可有之候。但尾藩林左門外に執次二人、同役に被仰付候間右申合勳勵可有之候事。

かくして五年もの長い間、福井の片田舎に蟄居謹慎の身であつた田舎侍が、一躍して新政府の大官となり、しかも未曾有の非常時財政を擔當して、維新の大業に參畫することとなつたのである。

だが彼は、單にソロバンを弾いて財政の收支を合せるといつた型の財政家ではない。一家の經濟學を基礎として天下の經綸を行はんとする國策型の財政家だつたから、その抱懐するところの經濟策が廟議に於て國策として決定されぬ間は策の施しやうがない。それで彼は金穀出納所へも顔を出さず、ひたすらその經濟策を廟堂に提議する日を待つてゐるうちに、正月三日の鳥羽伏見の開戦を見るに至つたのである。

以上は甚だ疎略なる記述であるが、しかしこれだけでも、三岡が京都へ出て來た時には、彼の經濟學により會つて福井に於て實驗したところのものを、新政府の國策として擴張實施せんとする、十分なる腹案をもつてゐたことは、容易に推知し得られよう。三岡の方からいへば、今や十數年間練りに練つた經國の大策を實行する機會に恵まれたのであるが、日本國としても、實にお詔向の時に詔向の財政家を待たわけである。

維新の財政は、殆どその政策の發案者である三岡一人の責任に於て行はれたのであるが、それは大體元年九月の奥羽の鎮定までであつた。元年十二月東京に於ける紙幣遣ひ出し以降は、彼の意志が政府に行はれなくなり、

幾何もなく彼は廟堂を去つたから、三岡時代ともいふべきは、大體元年十一月をもつて終つてゐる。従つて最初定められた軌道に乗つて走つてゐた維新經濟政策も、この頃をもつて終つたと見てよい。その以後は、三岡經濟に變更が加へられ、殊に紙幣相場を公許し、紙幣の政費流用策をとつたこと等のために、經濟界に意外の動搖と混亂を呼んだ。私の維新の經濟といふのは三岡經濟時代をいふのであるが、維新の事變が成功裡に處理せられ、新日本建設の方向と基礎を定めたのは、實にこの三岡經濟時代であつた。

明治維新は、政治、軍事、經濟、いづれの面に於ても難航であつた。しかしそれは經濟の面に於て特にひどかつた、といふのはその政策に對する内部の反對が激しかつたからであつた。軍事に於ては、内部に多少の異論があつても、西郷や大村の意見に眞正面から楯つくやうなものはない。また政治に於ても岩倉や大久保の意見で大體纏まりがついて行つた。ところが經濟の方は最初から、三岡經濟に對し異論百出だつたために、内部の意見を纏めるだけに、非常な骨を折らせられた。三岡の場合は、眞に惡戰苦闘の連続であり、且つ孤軍奮闘であつた。當時廟堂には彼の經濟學を理解した上で協力する經濟知識の所有者は、殆ど一人もなかつたのである。

かゝる内部的の困難があつたうへに、外部的にもいふべからざる困難があつた。第一は、恐れながら朝廷の御威信は薄かつた。何といつても七百年近くも政權を武家に委ねられてゐたのだから、政權を回收したといつても急に天下の民心が新政府に歸嚮するわけに行かない。殊に利にさとき町人中には、いつ形勢が逆轉し再び徳川の天下にならぬとも限らぬと考へて、日和見的態度をとるものが尠くなかつた。また三岡經濟に對する了解難も決



して廟堂諸公にゆづるものではなかつた。

また國債を徵集するにしても、人民の財力は徳川の秕政の後を受けて極度に疲弊してゐたから、徵募に名状すべからざる困難を伴つた。之を要するに經濟の面に於ては、(一)廟堂諸公並に一般國民の經濟知識が極めて低く三岡の經濟學を十分了解し得なかつた。(二)朝廷の御威信は全からず、その政策に、十分國民の信賴をつなぐことが出来なかつた、(三)國民の經濟力が疲弊してゐて、國費調達の実力がなかつた、(四)三岡の經濟學は、理論的にも實踐的にも、當時の經濟知識の水準をぬいた革新的、前進的、且つ雄渾なものであつた等の事情が伏在したために、その經濟政策は、その理念に於ても、その運用に於ても、本格的であり且つ巧妙適切を極めたものであつたにかゝはらず、一般の了解を得ることが極めてむづかしかつたのである。紙幣の如きもその趣旨目的或は運用上の創見は、十分了解されたわけではなかつたが、とにかくそれ以上の成案もなかつたので、止むなく三岡へ一任されたといふ實情であつた。その次第は、以下の各章に於て順次明かにされるであらう。

## 二、鳥羽伏見戦争と財政會議

### 一、鳥羽伏見の開戦と軍費難

既記の如く、朝廷が一金なしで御越年の三日目が鳥羽伏見の開戦である。徳川方は元旦早々より淀川傳ひに水陸から陸續と京都にむかつて兵を繰出してゐたが、岩倉具視は極力戦争回避の意嚮をもつて、はやり立つ薩長の戦争論を押へてゐた。彼は、三日の朝に至るもなほ和平工作に對する希望を捨てず、中根雪江を大阪に下して慶喜と談合ひをつけようとした位であつた。中根の手記によれば、三日朝雪江が岩倉に面會した時、岩倉は彼に對し「今朝より阪兵並會、桑兵、甲冑を帶し、伏見より次第に亂入の趣に付、打懸け可申哉と、薩、長兩藩より三遍伺ひ出候得共、及指圖迄は、決して手出し致間敷と嚴敷指揮し置候」と語り、また「何分干戈に相成候ては不相濟と、三條も同論にて大に力を得たる事なり」云々とも語つてゐる。いかに岩倉が戦争を忌避してゐたかは、この記事によつて十分知ることが出来る。



然るに岩倉のこの努力にかゝはらず、三日夕刻には、遂に伏見鳥羽の砲聲をきくに至つた。天といはるか、命といはるか。いづれにしても徳川の亡ぶべき日は来てゐたのである。

事態がかくなつては三岡も引込んでをることが出来ず、はじめて金穀出納所へ顔を出した。然るに朝廷には軍費は愚か、明日兵士に喰はせる兵糧米もないといふ有様である。

◎由利公正遺談

さうすると正月三日の騒動です。何分年の暮から評議を始めましたけれども、御所内では狭くて仕方がありませんから、堺町御門内の九條公の屋敷を假太政官に致すので、私は其掛りで、丁度三日に九條公の屋敷に居りますと、鐵砲の音がするから、始めたなあと思ふて、直きに九條様の所から御所へ参りました。

其時は未だ誰れも来ない。夫から同日の日暮迄には大騒になつて支關の前も堤灯で埋まる位で、中には御立退々々と云ふて躁いでゐる人もありました。私はどうしても御動座あつては甚だ濟まぬと云ふの赤心を話しました。

私は其時會計掛を命ぜられて居るから、金穀御用所へ参つて、戦ふ奴に飯を喰はす用意をせなければならぬ、人数は薩摩と大村とを合せて凡二百名位であつた。此時長州はまだ参らず、何分困つた。なれども固めて死ぬといふ積りでありました。

私金穀御用所へ参つた時、誰を呼んでも一人も出て来ない、大いに弱りました。併し仕方がないから、私自ら奔走して米を買ひに出た。漸く翌朝の兵糧だけを持へました。先づ其日の事は夫れで終つた。夫からやつと段取の付いたのが四日の日であつたと思ひました。同日仁和寺宮(今の小松宮)、征討將軍に仰せつけられ、東寺迄御出陣になりました。夫れ迄は實に混雑でわやでありました。

三日夜の宮中の混乱は眞に鼎の沸くが如く、薩長を京都より追ひ出して、徳川と薩長との私闘たらしめようとする論が相當に強かつたが、岩倉はよく頑張つて、仁和寺宮様を征夷大將軍として徳川征討の錦旗をすゝめることとなつた。その前に紫宸殿の階前には鳳輦がかき据ゑられる有様で、主上もあはや御遷幸と見えだが、これは松平春嶽はじめ反対の上奏が多かつたので、やうやくお取止めとなつた。實に上へ下への大混乱であつた。

仁和寺宮様が征夷大將軍として東寺まで御出陣にあつても、その軍用金はまことに心細く、漸く掻き集めた金は五百兩といふ惨めなであつた。宮の参謀であつた東久世通禧伯は次のやうに語つてゐる。

◎「維新前後」

三日の夜征討参謀を仰付られて、俄に旗を造るやら、出發の準備をするやら大騒ぎであつたが、此時朝廷に金がない。誰れやらが會計官であつたが、御所中でヤット五百兩許り掻き集めて、それで東寺まで押出した。

熊谷鳩居堂の番頭林宇兵衛談によれば、三日夕刻主人の久右衛門は飛んで店へ歸つて来て「さつぱり御所に金が無いのだから、どうする事も出来ぬ。何とも恐多い事だが見て居られぬから、取敢へず假令十兩の金でも持つて行かぬと、何をする事も出来ぬ」といつて、バタ／＼と錢函を開けて中にあつた六十六兩の金をもつてまた走つて行つたといふ。(世外侯維新財政談)東久世の御所内でやつとかき集めた五百兩といふ中には、こんな金も入つてゐるのであらう。

征夷大將軍の軍用金すらかくの如き有様だつたから、他は推して知るべしである。開戦と同時に山陰、東海、



東山方面に派遣された鎮撫總督は、いづれも軍用金の用意がなく、徒手空拳の姿で押し出したのであつた。正月五日山陰道方面に派遣された西園寺公望（當時望一郎）の一隊の如きは、途中晝食の用意すらなかつたために、その夜丹波國桑田郡馬路村に着いた時には、全隊空腹のため仕れさうになつてゐた。

◎人見龍之進談……「史談速記録」

勅使は先づ御意なく御着にはなりましたが、陣幕も何もない。第一錦の御旗がない。幕府は兩姓（人見、中川兩氏）所持の幕を御用立て、兩具の御用意もない、馬杓もないから、皆夫れ〱龍之進所持の兩具、馬杓等御用立まして、追々先御備へ立が出来ました。……勅使始め一行は、京都御發陣になりまして、終日何もろくに食せざる次第にて、此時の困却は筆紙に盡せませぬ。

此時勅使西園寺公望卿は、丁度二十歳か廿一歳か御若年のことで、御家來濱崎和泉守、幸前肥後守等より萬事相談致して種々内外の秘密の御用迄承り相勤めました。恐れ多くも軍用金の御用意もない御内情も承り、實に恐縮をいたしましたから、兩姓よりも、勅使に金五十兩献上致し、薩州隊中へも金二十五兩、長州隊へも金二十五兩寄附致しました。百兩が千兩の替りをする位の場合、誠に恐れ多い事でありました。

東海道軍も同様徒手空拳で押出したが、この方は幸にも、大津の代官所に幕府所有の金穀が相當貯藏されてあつたから、それを徵發して一時の凌ぎをつけることが出来た。

◎木梨精一郎談……「史談速記録」

第一茲で御話して置きたいのは、此等の兵を江戸まで連れて来て、どうして養ふたかと云ふのです。彈藥こそあつたれ、兵食と云ふものはどうも仕方がない。その金も、京都を出る時に御所で貰はうと思つて出ましたが、勿論御所には一錢な

し、それで各藩から用意に持出せと云ふのみで、何分金が足りませぬから、三井寺の大僧正に私が談判をした處が、朝廷の爲めならば、私の方に金が二萬圓だけあるから、此の正金を出しませうと云ふので、私は其金を受取る。海江田が一萬圓預り、私が壹萬圓預つて、其壹萬圓は長州の石部六郎に保管させて置きました。それから大津へ進んで行つたときに、石原精一郎といふ徳川の代官に正金も出させ、又兵糧も代官様へ頼んで炊出しをさせたのです。それより追々來る道途、代官所へ炊出しを申付けたので、マア大體そんな事でした。

木梨は、當時東海道軍の參謀である。

木梨の談話にある大津代官所の米穀については、同じく先鋒總督府附參謀だつた海江田信義の「實歴史傳」にも出てゐる。相補ふところもあるから掲出する。

同九日（正月）桑名藩討伐を命ぜらる。是時朝廷軍資缺乏の故を以て、大津代官石原清一郎を督して之を徴せしむ。清一郎詐りて金穀なきを告ぐ。是際恰も土州藩士岡本健三郎及今坂甘録なる者あり、來りて代官の詐妄を密告す、之に由つて再び清一郎を厳責せしに、果して金穀若干あり、乃ち金二萬兩（二朱金）を收め以て軍資に充つ。是時今坂、岡本の二人も亦軍資の缺乏に困しむの故を以て、海江田に請ふに這般の金穀を分貸せられんことを以てす、乃ち之を許し金八千兩（石原郎支配）及び米八千石（信樂村代官多羅尾繼之助支配の内。繼之助の内）を貸與せり。

次にかゝぐるのは東海道軍の先鋒を承つた大村軍の實情である。裝備や軍資の上からいへば、まるで玩具の兵隊でしかなかつた。

◎「臺山公事蹟」



渡邊清左衛門が新精隊を率ゐて京師に在り、薩兵に混じて禁門守護に當るや、天下の形勢頗る切迫し禍亂の發生且夕を測られざるものあり、乃ち急に兵器彈藥を求めて之に備へんと欲し資を參政中尾靜摩に諮りたるも靜摩資無きを以て之に應ずる能はず、止むを得ずして用達中村元次郎の義侠心に訴へ、僅に金十兩を借受け、之を資として牛皮、鉛、硝藥を求め、兵士をして各自胴亂、劍吊、革帶及びバトロン二百發づつを造らしめ、僅に二日の戦備に充てたることあり。

大津出陣の命下るに當り、清右衛門軍資千兩を靜摩に求む、靜摩先づ僅に六十兩を交付し置き後百方奔走して邸内の私金を借集め、二百兩を清右衛門に交付す。

東山道鎮撫總督岩倉具定の京都出發はやゝ後れ、正月廿一日であつたが、軍費をもたずに出掛けたことは、他の二道と變りはなかつた。行軍第一日目は大津に宿陣したが、翌日は軍費がないため出發することが出來ず、そのまゝ大津に滞留し、隨行の三井の手代を京都に戻して金策せしめた。三井の手代はその時三千兩を調達して來たので、漸く大津を出發することが出來た。出陣の翌日から旅銀もなく立往生は不可解であるが、出發の際調金上に何か行違ひがあつたことと思はれる。二十四日三井から三千兩の調金のあつたことについては、次の如き證文が残つてゐる。

記

一金三千兩

右者御用に付儘に御落手に相成候事

戊辰正月廿四日

侍從殿事

岩倉大夫殿執事

諸岡岱作  
香川敬三  
北島千太郎  
宇田栗園

かくして一行は、二月朔日大垣に入つたが、三千兩の金はいつまで續かう筈はない。また、三井の手代を京都へ返して豪萬兩を調達せしめた。この方には東海道軍の如く幕府所有の金穀を利用する便宜が尠かつた。ゆゑに、尠からず困窮した模様である。次の井上侯談はその間の消息を物語つてゐる。

◎「世外侯談新財政談」

金は一文も朝廷にありはせぬ。岩倉さんの息子の今の宮内大臣をして居る人、十九か廿歳ちやつたらう、それが何でも薩摩の兵も居れば長州の兵も居る、土佐の兵も居る、諸藩の兵を率ゐて討伐といふことで、岐阜まで行つた。所がサア金がない。動きもスゴキもならぬやうになつた。それで早飛脚が來て、其時に三岡八郎が京都の方で大藏卿のやうな事をして居る、けれども金がない。それで其時分に、三井ぢやの小野、島田、それからまだ大分居つたらうが、大阪で天王寺屋五兵衛といふ者が、其頃には餘程有名な財産家ぢや。それ等の者を説諭して獻金をさしたり何かして、借入といふ名目も付いたりして此金が出来て……それも餘計な金ぢやないが、其金で岩倉さんが率ゐて居た兵が、江戸へ向つて進むことが出



来た。

また「逸事史補」に次の如き記載がある。

又一奇話あり、岩倉公の令息其定及八千丸殿鎮撫使として被參候儀を命ぜられ候處、太刀無之に付借用の儀依頼付、所望に任せ進上す。岩倉公も太刀一振さへ乏しく在せられ候は、今日より見れば分るものなすと存じ候。

總督の太刀まで人に無心した位である。その軍隊の貧乏ぶりも想像に難くない。

この時は、朝廷の股肱とたのんだ薩摩も、軍資金が乏しく、やはり三井、本願寺等より千兩づつ出金せしめてゐる。これは大阪の蔵屋敷より廻送した二萬兩の金が淀川筋を上ることが出来ず、丹波口から迂回し、到着が遅延したからであつたが、いづれにしても朝廷ならびに薩摩までがかやうに軍費が手薄だつた上に、兵數も幕軍の十分の一位しかなかつたのだから、岩倉が容易に開戦を決意し得なかつたのも無理ではなかつた。

## 二、獻金運動の街頭進出

開戦と同時に、舊臘から開始されてゐた獻金運動は、街頭に進出した。

◎岡谷繁實遺談……「史談速記録」

明ければ慶應四年……明治元年である。人心洶々として、今にも軍さが始まらうといふのに、年が明けても 御所には金

は一金もない。諸藩は宜いが、宮様、御旗奉行等の御手當の金がない。夫れで梨子町に「金穀獻納受取所」といふ大札を一番先きに掲へまして、獻金を勧誘致しましたことで、其時小野善助が、一番先きに獻金をした。夫れは征討總督が御出馬になりましたので、あちらから五百兩、こちらから三百兩といふ様に獻金をかり集めて、漸く大阪に御出馬になりました。……仁和寺宮が京都を御發陣から御歸洛迄、其使ひ拂ひが、一萬兩に充たずに御歸りになつてゐる。

京都はさすが王城の地だけあつて、朝廷の危急を見て、進んで獻金を申出るものも尠くなかつた。舊臘獻金の諭告を受けてゐるものも、續々現金を納入した。東西本願寺の四千兩をはじめ、相國寺、鹿苑寺、慈照寺、東福寺よりも千兩、五百兩と續々獻金があつた。三井、島田、小野の三家は舊臘の諭告により各千兩を納入してあつたが、三日戦争の勃發を見るや、更に三家にて二千兩を獻金した。島田家文書によれば「明治元年正月三日、鳥羽伏見の事件に付、兵士へ下され候御給與金にも御差間相成るべきほどの御場合」だつたといつてゐる。

三家ではさらに正月十九日に金壹萬兩を獻納した。維新大業に於ける三家の朝廷に寄與した財政上の功勞は甚大である。

維新の際、財的に朝廷を援助したのは、主として京阪並にその附近の市邑の町人百姓中の資力あるものであるが、常にその資金調達運動の先登に立つて奔走したのは、京都の御爲替組三井、小野、島田の三家であつた。この三家はいづれも京都に本店を有し、代表的富豪であつたが、その商人としての格式は次の島田家の記録によつて大體推察することが出来る。



## ◎島田家文書

私儀舊幕時代、八代將軍吉宗公御代、格別の御引立を被り、蛭子を描きたる御盃を賜り、屋號を蛭子屋と稱すべき旨を命ぜられたる頃より富民の列に加はり、爾來家督相續の節は御本丸へ登城仕り、將軍の命令を以て御渡され、加ふるに十人組と相唱へ、他家組合にて數代爲替方相勤め來り候處、外八名は漸衰退仕り、小野善助並に八郎左衛門と二名のみ相残り三井組は從前の如く相勤居候に付、御維新の際金穀御用等總て三家へ被仰付、殊に御懇切の御説諭も有之、恐多き儀と奉存候に付、其々申合せ、一層勉強御用相勤居候事に御座候。

三家とも、稼業の由來からいへば、いづれも徳川家の恩澤に浴して來てゐるのだから、維新の際その去就については、勘からず迷うたやうである。町人のことだから、それは大義名分の上からといふよりも、その附和すべき勢力の判断についてであつたが、三井家はその點について、いかに周到な諜報網を張つてあつたかは、次の記録によつて知られる。

## ◎能勢規十郎(三井家手代)覺書

維新の際に於て、一個の商人として勤王黨になるか、幕府黨になるかは、一家浮沈の關するところなれば、最も重大なることにて、三井家の見世店は勤王派の中心なる京都にもあり、佐幕の中心なる江戸にもあることなれば、漫りに一方に偏するの傾を顯せば、一方の店舗は忽ちに破壊せらるゝの慮あり、故に去就容易ならぬものありしなり。故に先づこの去就を決せんためには、世の大勢勤王幕府兩派の消息に詳しく通ぜざるべからず、この點に於て高朗様が僅に想像にて知れる位にて、他の同苗の方々は之に通ぜるもの殆ど一人もなく、此點に於て高朗様は各方面に手を廻して其内情を探り、勤王方には薩長を始め各藩々に隱密を入れて、その事情を知るに力めたり。故に何事かあれば僅か半時間にして悉く高朗様の

手許に通ぜり、陸奥宗光の如きも一書生の時に之を養ふて利用したり。

又笠間藩の加藤右隣の如きは、幕吏に追及されたる時を救ひて、二條城の傍なる使用人井上某の家に遷したり。加藤は高杉晋作等と交遊ありし人にして、高朗様がこの人の手に依りて長藩の事情に通じたること多し……。

また、小野家に關しては、次の如き三岡の遺談がある。島田家とても同じやうに、一時は去就に迷つたのであらう。

## ◎由利公正遺談

右の次第で金穀出納所へは一度も行つたことはいふです。三日には私が行かないと判らぬから参りましたが、役人の名も顔も存じませぬ。又用達も出て來ない。それも其管で、市中は仲々の大騒ぎで出て來るところではありませぬ。然しにその翌日出て参つたのは小野の番頭小野善右衛門(その時は西村勘六といつた)唯一人です。而して善右衛門は二萬兩だけ金が出来たから、少々は御用だてると云ふ。そこで善右衛門をつかまへた。その金はどうか遣はずに置いてくれ、それで運轉させなければならぬからといふて、その二萬兩は遣はずに置いて、また外に取つてかゝつた。後に善右衛門から話を聞くと、鐵砲の音がし出したから、是非店を仕舞はなければならぬ。所で店々の錢を集めて如何ほどあるかと思つたら、二萬兩ばかりあつた。どうせ此騒ぎでは皆灰にせなければならぬといふので、番頭に相談した。徳川家に捧げて灰にするか、又は朝廷様へ差上げるか、孰れにしようと思ふ……商人の話は實に早いです。所が番頭共は誰れも何とも云はないから善右衛門は「自分の家は代々京都に住居して、朝廷のお膝元で安樂に商賣をして永らく御恩を蒙つたから、同じことなれば朝廷の方へ抛げよう」と云ふので、遂に同人の意見に定まつた。そこで持つて來ましたといふことでした。勿論皆自分(小野)が作つたのだから拒むものも苦情をいふものもない。別に深い考へもなかつたのです。つまり大金を持つて居



ると命が亡くなるといふ早い話であつた。

その動機はどうであつたにしても、維新の緒戦に於て私設大蔵省の働きをなした三井、小野、島田三家の功勞は、相當高く評價されねばならない。三家に對しては正月十七日次の如く達せられた。

御復古に付ては、其筋道々御取調可有之儀には候得共、即時金穀御用途の處、御差間難計、何時御用被仰付候哉に付、各分相應用意可致置、尤も被借召候次第に有之候事。

辰の正月

金穀出納所

但、相對取引の分は可爲勝手候得共、本文の通り大金融通の儀に於ては、一應金穀御役所へ伺出の上取計可致候。

「金穀出納所獻金留」によると、慶應三年十二月廿七日より同四年（明治元年）一月晦日に至る間になされた獻金並に獻納品は、次の如くであつた。

- 一金三萬八千拾五兩壹朱
- 一大判拾枚
- 一銀四千百六枚
- 一銀三貫五百目
- 一錢壹貫九百文
- 一米千貳百四拾五石
- 一錦百貳拾把
- 一炭二百俵

一草鞋千足

この四萬兩足らずの獻金のおかげで、一金も持たなかつた朝廷が、鳥羽伏見の戰爭……それはナポレオンのウオーターローよりも、家康の關ヶ原よりも、もつと／＼重大な意義を有する戰爭を戦ひぬくことが出来たのである。

この時の獻金勧誘には多少の行き過ぎもあつたらしく、間もなく停止され、政府は御用金（國債）を賦課することに決した。國民の獻金も自然にその方へ振替へられて行つたが、それでも御用金としてではなく、純獻金として上納するものが絶えなかつた。例へば元年二月に徵募された御親征費は、會計御基立金（御用金）の一部として募集されたのだが、特に「御親征費の内へ獻金」として上納したものゝ如きはそれである。この種の獻金は慶應三年十二月より明治二年四月に至る期限に金拾萬二千九百五兩二朱、外に大判十三枚、銀十四貫百五十七匁、白銀四千三百九十六枚に上つたが、なほその外に、米千八百五石、荒銅壹千貫があり、外に、錢、木綿、酒、草鞋も相當多數あつた。

### 三、意外に多かつた分捕品

開戦以來の戦勝に恵まれて、官軍の分捕品は意外に多く、まづ二條城にあつた蓄米約五千石を収めることが出



来た。

◎由利公正遺談

さて、さういふ有様である處に、二條城に米が少々ありますから、其米を出して兵糧に送らねばならぬと云ふところが、尾州公の御預りで出されぬ。其時の藩主は固いもので、其筋から分明の御指圖が無ければ出されぬ、兵士が饑へるから出して呉れと云つても渡さぬ。致し方がないから、丁度其場に居合せたは木戸君（筆者曰く、廣澤の誤りか、この時には木戸はまだ出京せず）でござりました。木戸さんに此話を致して、何分あれを早く朝廷から御達しの有る様にして呉れと云ふことで御達しがあつて、其米を受取つて来て……夫れで六日、七日時分の事であります、其時分からのところは、其米で賄いたした様なことで、金どころでない、苦しい有様であつたのであります。

また大津には、會津の貯藏米が八千九百俵ほど積まれてあつたのを、逸早く薩摩の手で分捕つた。會津の米が大津にあつたのは、京都守護職に任ぜられて以來、江州に於て五萬石の所領を與へられてゐたからである。

◎富田通信遺談……「史談速記録」

佐土原藩は正月三日の夜、大津驛出張を命ぜられ、彼處の一寺院を借受け宿陣致しました。翌四日に私は大津に既行き、五日にも陣所へ参り、諸用を辨じまするに、當日晝時頃、鹿兒島の内田正風（京都留守居）氏より秘密の書翰到達いたしました。其趣は、會津の兵糧米六千五百俵程其地に貯蓄して有りとのことと付、急速取占るべしとの密書でございます。是は大事件でありますから、兵士にも告知せませず、隊長に含め置き、先づ米商人芝屋茂兵衛を呼出して、會津の兵糧米大津に貯蓄しある由、何の處にあるかと問ひまするに、委細所在を存居りますとの答でありますから、然らば貴殿の手代を出して案内せよと申聞け、手代を呼来りました。其者に合圖を含めて、私より五六間先きに立たしめ、兵隊は巡邏を

成して私に續かしの巡行しまするに、彼の手代は合圖の如く袖を隠して私を顧みましたるに由り、私は其店先に立ち、俄に兵士を止め、案内さして這入り、此内に會津の兵糧米貯蓄ある由、體に有るやと尋ねましたに、手代共は大に驚き、三人坐を下り、土間に手をつけて答へまするに、仰せの如く會津の兵糧米は體に御預り居りますと云つて、土藏に案内しましたから、兵士を繰込むで検査し、俵數何程あるかを問ひましたに、八千九百俵有りますと確答致しました。

依て手代共に論しまするに、會津藩は聞及びたる通り、鳥羽伏見に於て官軍に抗敵し、戰爭中なり、故に是は敵の兵糧米なるを以て、官軍の手に引揚る段可然了知すべし。然るに其方達忌憚の念なく、明白に申立てし事奇特の至なり、依て當座の褒美として米五俵づゝ與ふるに付、只今目前にて持去るべしと申しましたに、手代共大いに悦びまして、各々米を荷ひて其場を立去りました。

依て跡は芝屋茂兵衛を呼出して、只今より夕刻迄に引取る事を申付けまして、數百の入夫を集め、残らず片付けて、翌六日早朝内田氏に右の始末を述べましたら、同氏も大に喜悅せられ、實は大勢の兵士上京以來、兵糧に心配の處都合合なりと申され、早速村山才助を出張致させ、牛車にて晝夜運搬し、二本松邸に届けました。其内二千俵は佐土原へ賜り度いと請求致しましたら、詮議の上賜る筋に決しまして、以後は兵糧には事缺かぬことになりました。

また大阪城には銀錢も相當遺棄されてあつた。

◎兒玉忠談……「維新戦役實歴談」

大阪の城に這入つて丁銀の這入つた藏がある。官軍の方で分捕をした。それを吠に入れてある。藏から丁銀を出すのに三日掛つた。終ひの日に面白いことをした。人足を皆集めて、藏の二階へ梯子を掛けて、吠を開いて、貴機等に皆やると、五六十人の者に撒いてやつた。これは實に愉快であつた。



なほ同書に掲載されてゐる長州の大谷靖の談にも「奉行所や何かには天保錢の吹立てのやつが非常にあつた。それから奉行役宅か何かには金があつた。其金をとつて使つたものである。其時岩國の兵隊の賄は殆ど分捕品でやつてしまつた」とあるが、みなこれ戦勝の餘澤である。

中には、こんな滑稽もあつた。

◎同上

それから時計の箱が大阪の城にあつた。「其箱は何にしたのだ」「これは眼鏡を入れたものだ」「眼鏡は片眼のものがあるものか」「片眼のものも居る」「片眼の者が居ると云つて、これだけ澤山あるが皆片眼しかない。何程敵が片眼が多いと言へこんなにある譯がない」とう／＼譯が分らぬ、京都へ來ると時計屋があつた。其處で時計の箱を見て、初めて時計の箱であつたと知つた。

「徳川慶喜公傳」によれば、慶喜遁走後の大阪城中より「勘定奉行並小野主膳正、その古金十八萬兩をば、板本和泉守に囑して軍艦に搭載し、銀錢八萬餘兩、難波の米一萬石をば大阪市民に頒賜す。九日大阪金奉行大久保鍋之助も亦千兩箱二十個ばかりを城外に搬出したりといふ」とあるが、これは烏羽伏見開戦に先立つて、かなり潤澤な手當金を麾下の將士に分配した残り金の幾部分なのだから、大阪城中には、よほどの金穀が準備されてゐたことは想像に難くない。「海舟日誌」にも「今大阪一敗して敵の有となる。我が失ふ處米穀凡五萬俵、金銀銅錫の類悉く集めて繋げば百二拾萬内外に下らざるべし」とあるから、之を明日兵士に食はせる糧米もないといふ官

軍に比べると、比較にならぬ潤澤さである。それに兵力に於ても、官軍の一に對して一〇の多數であつたにかゝはらず、戦開僅かに四日にして潰え去つたのである。兵は必ずしも數に非ず、チャートルとルーズベルトは、今この事を皇軍によつて實物教訓されつゝあるのだ。

また烏羽伏見戦争に勝利を得て以來は、諸方にある徳川天領内の貯藏金穀で、官軍或は勤王諸藩兵に押收せられたものが相當數に上つた。「復古記」正月廿七日の條下に、舊幕領作州村々の年貢米五萬四千九百俵が備前藩に取押へられたことを記載してゐるが、他にもかやうな例が尠くなかつた。これらの金穀は、米は大阪に廻送させ、金銀は京都の會計局に送付させた。

この外に一時徳川方に組した藩からは贖罪金なども徴したが、他方支出の方では、正月廿四日、伏水戦に盡力した諸藩に對して恩賞が與へられた。島津忠義、毛利敬親に對しては各二萬兩、徳川徳成、淺野茂長、松平茂昭、山内豊範、伊達實徳に對しては各壹萬五千兩を下賜されたから、この合計拾壹萬五千兩である。當時の朝廷にどうしてこれだけの金があつたか甚だ疑問であるが、これは大體佐幕藩よりの贖罪金だつたやうである。

#### 四、參百萬兩御用金案決す



鳥羽伏見戦は、徳川氏にとつては、まさにナポレオンに於けるウォーターローであつた。徳川の壊滅はこの一戦によつて決定されたのだが、しかし戦前の勢力からいへば、前記の如く兵力に於ても戦費に於ても、また戦争資材に於ても徳川方は遙かに優勢で、負ける戦ひではなかつた。殊に地の利からいへば、京都は由來攻むに易く守るに難き地とせられ、補正成の如きも、この地に據つて敵を迎へることを避けた位である。然るに徳川は、この攻めるに利ある地に向つて、敵に十倍する兵力をもつて攻めかけながら、戦運に恵まれず、三日以來連日敗退して六日には遂に牧方まで退却してゐた。

大阪城にあつて、連日の敗報に魂を消してゐた徳川慶喜は、五日には早くも大阪退去の意を決して、六日夜ひそかに城を脱出して天保山沖に假泊せる幕艦開陽艦に乗り込んでしまつた。かくして彼は、折柄上陸して大阪城中にあつた艦長榎本釜次郎すらも置き去りにして、遽々然として江戸へ逃げ歸つたのである。大阪城中に取り残された數萬の將士は、悲憤の極腹を割き刃に伏するものもあつたが、首將すでに無く豈殘兵全からんや、彼らは或は銃劍を井戸に投げ込み、或は頭髮を剃りこぼつて、思ひ／＼に大阪を落ち去つた。

かくして難攻不落とうたはれた大阪城を、官軍は一人の犠牲者も出さずして占領したのであるが、實にこの大阪城の占據によつて、維新の大業の成否は決せられたのである。これによつて徳川はみづからの朝敵たることを自己紹介し、併せてその兵力の脆弱頼むに足らざることを天下に廣告したのであつた。

朝廷に於ては、正月七日夜、各宮殿下を始め奉り、議定參與の面々悉く登朝し、小御所御殿に於て大會議を開

き、徳川慶喜を朝敵として追討する旨を決したが、同時(本會議の後、少數の關係者だけが居残つたものと思はれる)に、徳川追討に伴ふ軍費の問題について相談が行はれた。朝廷は十二月廿六日爲替方三組へ獻金を命じて以來、足らぬ勝ちながら日々獻納される金穀で、どうにか日常の用度を辨じて來たが、徳川追討と決しては、もはや獻金などに倚存してをるべき場合でない。改めて非常時經濟體制を確立して、王政復古、維新大業の完遂を期さねばならない。議題は「經濟を如何せん」といふのであつた。

#### ◎由利公正遺談

八日(七日か)の晩に小會議がありました。其小會議は「經濟を如何せん」といふ議題であつた。其時の列席者は、廣澤兵助、岩下左右衛門、後藤象二郎、福岡藤二、大久保一藏と私と六人でありました様に思ひます。いよ／＼伏見まで仁和寺宮が御出ましになる筈、それから東海道へ有栖川宮が御出ましにならうといふ内評の所、其經費が如何とも仕方がない。そこで軍用金を如何せんと廣澤が口を切つて、私に二十萬兩の金を心配して呉れと云ふた。實に面白い話で……其時は二十萬兩と云ふたのは、餘程思切つて言ふたのでございます。私は其位の金は何の足しにもならんと云ふた。そればかりの金でどうする積りか。是非ともいるだけの金は拵へねばならぬと云ふ。

然らば貴様の考にはいくら程要る見込みだと云ふから、差向き三百萬兩位は要る。つまり江戸まで攻めて行くだけの旅費をつくらなければならぬ。大津まで行つて、又それから先の軍用金を募るといふやうなことではいけないと云ふと、それなら其金が出来るかと云ひますから、出来ぬでも造らねばなるまい。出来ないからといつて戦事を止めることはなるまいから、是非ともやるに仕様ぢやないかと云ふ話になつて、愈々「やらう」と云ふことになつた。私は出来る出来ぬに論なく、是非拵へるといふ考なれば必ず出来る、諸君がさういふ氣になつてをらるゝ事なれば、自分十分盡力するといふので



それで三百萬兩の御用金といふ根が出来たのであります。

廣澤の二十萬兩説より一躍三百萬兩に飛躍したが、御用金論には變りはなく、且つ三岡の三百萬兩といふのも實はかう切り出して置いて、取れるだけ取つてゆく……小く切り出して置いて後で追加しては不可ないといふのだから、これはさして強い反対もなくその場で内決した模様である。

三岡談によれば、この御用金案が廟議にかけられた時には、公卿方から多少の反対もあつたやうだが、非常時財政には御用金といふのは當時の常識だつたから、この御用金案だけは、正月十二日に廟議の決定を見た。

#### ◎由利公正遺談

然らば、さういふ事に仕やうと云ふことで、夜分長く掛つて三百萬兩仰付けられる様にと云ふことに、六人で極まつた。ところが、其の御達しをして貰ひたいが、中々その事が極まらぬ。なぜ極らぬかといふと、この覺悟を極めた參與歴々の者も經濟の事は、豫て少しも考へたことはない。どうして天下を持つものであるかと云ふことを考へて居らぬ。さういふ時勢であるから、其上に居らるゝのは諸侯、天下有名の諸侯、夫に連れて居らるゝのは御公卿さん方、これらの方は、一寸も知つた者はない。今日に致しても、諸侯方が、口で理屈な事を云つても經濟は分らぬものである。偕て、さういふ時であるから、運用總體の事は知つたものはない故に、評論が定まらぬ。今日一方の方は、頻りに金でなければならぬと云つて矢の催促、朝廷に早駈けで来る。私の家へ早駈けで来る。何分附いてゐて離れない。さういふことを云つても仕様がなかつた。さういふ有様であつたところに、漸く十二日であつたらうと思ひますが、三百萬兩の御用金を仰付けらるゝと云ふ事が極つて、御達しになつたのであります。夫れは會計の基本金として、三百萬兩を調達せよと云ふ御達しで……。

### 五、三岡、紙幣發行論を提唱す

談はまた七日の會議にもどる。

七日の會議に於て、三百萬兩募集の談が大體一段落ついた時、三岡から、三百萬兩を調達せしめるはいゝとして、これをどうして返してやるか。それだけの金を人民の懐から取上げ放しにして、その後の始末をしてやらなると、國民は産業資金を失ひ、生活にこまつてしまふ。御親政のもと、一人の餓ゑに泣くものがあつてはならない。諸君はこの始末をどうするつもりかといふ質問が出た。

徳川式そのまゝの頭腦で、御用金は取上げ放しですむものと考へてゐたその場の人々は、この質問に少からず當惑した模様である。御用金を返す……これはもとより當時の人々に解き得る問題ではない。三岡からその解決策として提出されたのは、實に三千萬兩の紙幣發行案であつた。その紙幣論の提出理由は三岡の遺談や手記によつて推想すれば、大體次の如きものであつた。

- (一) 三百萬兩の資金を取上げた後の資金缺乏を救済する必要があること。
- (二) 全國大名はいづれも財力疲弊して、徳川征討の兵を出すことが出来ないから、朝廷に於てこれを補助してやらなくてはならないこと。



(iii) 三萬兩は事變處理費すなはち徳川征討費であるが、朝廷としては更に新日本の新秩序建設のために、殖産興業に着手する必要がある。それには大資本を要するが、日本には正金はまことに乏しいから、その代用物……紙幣を發行して、これを信用で廻す外はない。そしてその金額は日本全国の祿高三千萬石、全國人口三千萬人と押へて三千万兩を程度とする。

これを要するに、三岡は曾て福井に於て實施した殖産貿易策を、國策として實施せんとしたもので、紙幣の金額は五萬兩より三千万兩に變つてゐるが、その趣旨には何の變りはなかつたのである。

◎由利公正遺談

そこで、之を(御用金)一時に取上げると、却つてかつてしまふ。そこで先づ札(紙幣)を貸してやる。それを正金に引直る様に、其間札を融通して物産を興す事を怠るな、かういふのが此方の趣意だ。さうすると、後に金が出る。札が換つて金に成つて来る。まだ公債といふものが無い時だから。萬石に萬人といふ事は大體普通の豫算だから、萬石に付一萬兩貸付けると算用した。

而して之は國主に渡し、國主から民間に配當することにした。何故なれば、大名にも金は三文もない、兵は出さによならず、金は無い。随つて御奉公が出来ぬのを、此の如く仕向けたので御奉公も出来、民間の融通も開ける。それで彼方の算盤は合ふだらう。算盤が合つたものだから、皆御奉公も仕り、佐幕が勤王になつて来ると言つても差支ない位で、誠にハヤ紛雜な事であつた。

また曰く、

愈三百萬兩の軍用金を作るになつて、返済の方法は箇様々々で、つまり紙幣の發行であると云ふた。即ち十三年限の太政官札のことである。其理由如何となれば、今日では、箇様の時勢となつて、各國と交際せねばならぬ國體と成つた。即ち朝廷が天下の政治を御持になつた以上は、各國に恥ぢざるやうに遣らなければならぬ、併し今日の金では仕方がないから、信用で通用する處の流通物を一つ作つて、是から先は無限の努力で遣らなければならぬと申すと、皆云、そんなうまい事が出来るか……私はいかなければ死ぬるか、出来なければ斯くしなければならぬと申した、それなればさうしませうと云ふことになつて、そこで内輪話を定めて、それから表向持出したのでござります。

三岡の紙幣案については後に詳説するが、概略をいへば、全國の諸大名に萬石萬兩の割合で紙幣を貸付け(農商へも貸付ける)、それによつて産業を起さしめ、その一割づつを十三年間に返納せしめる。然れば十三年後には國民の労働の結晶として三千九百萬兩の金が残るといふのである。次に掲ぐるは當時三岡より提出された建白書である。後にその仕法は少しばかり變つたが、趣旨に於ては變りはなかつた。

- 一 民命の得る處者、金穀の多寡並に融通、辨利に關係仕候儀にて、總て信義を以て被行候儀と奉存候。右は大抵日本國中のみに應じ、萬石萬兩の割合を以て、紙幣御仕立相成、諸侯は勿論、夫々高割を以て拜借被仰付、御直領の儀は、別に法則を定め、市在一統御貸渡相成候様有御座度候事。
- 但諸侯へ御貸渡の儀は、各國仕來の政度差支も有之向は、拜借の儀勝手次第可爲、上納の儀は、壹年一割一步、又は一割貳歩の上に御取極相成、拾ヶ年上納相違候上は、最早不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>上納<sub>一</sub>候事。
- 右上納の内、一割は拾ヶ年切捨可<sub>レ</sub>申、外貳歩或は壹歩の分は、役所平用並に非常の用に相備へ可<sub>レ</sub>申事。
- 一 御直捌市在貸付方の儀は、物産又は家業に應じ、夫々負數取<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申、利足並期日の儀は、兼而御勘定相成候上、時宜



により用捨可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事。年々御切捨の儀は、諸侯分配同様可<sub>レ</sub>爲、右御利潤分は、御奉所御用達に差出可<sub>レ</sub>申事。

右者生民の都合御賢察被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候上、追々御仕出相成候共可<sub>レ</sub>然哉奉<sub>レ</sub>伺候。

右は當今西洋の紙幣と事替り候へども、一先右の御仕向無<sub>レ</sub>御座候ては、一時盛大の道相開け申間敷、右の筋被<sub>レ</sub>行候上、人心の開發に應じ、公明至當の御仁惠を以て、夫々御取相成候は、一時に盛大の道被<sub>レ</sub>行て、更に世界の上に相進み可<sub>レ</sub>申哉に愚慮仕候事。外に海陸軍備並外國交接物産仕向、又は機械製造の廉々、且又金銀銅座の次第、數條御座候得共、追而奉<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>度候。

だが、當時の人々には、この紙幣發行の趣旨は容易に受入らるべき性質のものではなかつた。その次第は後段に詳説するが、何しても肇國以來それまで、日本に於ては中央政府から紙幣が發行された事實がない。その上に當時諸藩で發行してゐた藩札はいづれも引換準備金なしの虚札で、非常に弊害の多いものだつたから、その藩札同様の虚札を三千萬兩も、御親政の勞頭に於て發行するといふ案には、廟堂諸公が遠かに賛成し得なかつたのも無理ではなかつた。

この最初の會議の期日が、由利談が六日、七日、八日、九日と、その談話により區々になつてゐるが、私は七日をとつた。これには旁證もあるが省略する。但し、この種の會議は、恐らく連日に亘り開催されたものと思はれる。由利談の日附の區々となつてゐるのもその關係から來てゐるやうである。出席者の顔觸れも、七日には大久保は缺席した筈であるが、(彼は七日は仁和寺宮に扈從して前線に在つた)その後は出席したことと思はれる。木戸孝允は上京前だから出席はしてゐない。

## 六、幕府發行の紙幣と藩札について

前文に、日本は肇國以來、中央政權より紙幣を發行した事實はないといつたが、實際は徳川幕府は、その瓦解前後に三種の紙幣を發行してゐる。しかし發行後間もなく幕府は倒壊し去つたから、その紙幣も發行とは名のみで湮滅してしまつた。従つて大局的にいふ時は無視されてよいが、参考のため次にその概略だけを述べて置く。

幕末に發行した幕府紙幣には三種類ある。(一)は慶應三年秋、神奈川開港の費用を捻出するため發行したもので、江戸金銀座並に三井八郎右衛門をして發行せしめ、流通區域は江戸及び横濱となつてゐた。向う三ヶ年に兌換することになつてをり、九月中に發行を見たやうだが、流通の事實は明かでない。

(二)は、やはり兵庫開港の費用調達を目的としたもので、大阪、兵庫の富商をして發行せしめた。金額は百萬兩である。近畿地方をその流通區域としたが、その發行は大政奉還後であつたから、これも發行とは名ばかり、廣く流通を見るに至らずして湮滅し去つた。

なほこの二種の外に、關八州を流通區域とし、御用金と引換へを目的とした紙幣も發行された。その布告は慶應三年十月廿日に出てるが、その流通の程度は明かでない。

以上三種の紙幣は、いづれもその流通區域は一小區域に限られて居り、且つ幕府自ら責任を負はず、町人の引



受發行だつたから、藩札類似のものに過ぎなかつた。

徳川幕府自身は、三百年の治世中、遂に紙幣を發行せず、正貨主義で押し通したが、各藩には藩札の發行を許してあつた。その最初のもは、寛文元年福井藩に於て幕府の許可を得て發行したものであつた。維新の新政にあつて日本最初の政府紙幣を發行した三國八郎が、この藩の出身者であることも奇しき因縁である。

幕府は寛文四年に一度藩札の發行を禁止したが、享保十五年にその禁を解いたので、爾來藩札の發行は急増し殊に幕末維新の際には各藩濫發の姿であつた。

明治四年の調査によれば、藩札の發行數は二百四十四藩、十四代官、九旗本領であつた。藩札の種類は、(一)金札(二)銀札(三)錢札(四)米札(五)永札(六)傘札(七)紐絲札(八)輕轆札等で、各札の種類は千六百九十四兩の多きに上つてゐた。またその流通金額は、札の額で三千八百五十五萬千三百三十二兩餘といふ巨額であつたが、市價は八十分の一に下落してゐたものさへあつた。藩札の中でも流通額の多かつたのは熊本藩の預り手形(百九十萬圓)、金澤藩の錢札(百八十萬圓)、山口藩の銀札(百四十萬圓)、徳島縣の銀錢札(百三十萬圓)、和歌山藩の銀札(百萬圓)等であつた。

藩札の呼値には金目のものゝ外に銀匁あり、錢何貫何百何十匁とせるあり、或は米何石何斗何升とせるあり、區々であつた。また同一の藩から、金目のものも銀目のものも發行されてゐる例もあつた。その大部分はその藩内だけの通用に限られたが、中には隣接の數藩に通用されたものもあり、大阪や兵庫等の大都市に於て立派に流

通したもの(山口藩札の如き)もあつた。

兌換を原則としたが、その多くは不換紙幣であつた。

維新の際には、全國二百數十藩の大部分が藩札を發行してゐたため、各藩とも自藩の藩札の下落を恐れて、政府紙幣の貸下げを悦ばなかつたといふ事情もあつた。彼等は借受けた紙幣を大阪に於て賣る……正金に引換へんとしたために、紙幣の下落に拍車をかける結果となり、政府當局者をして尠からず困惑せしめたのである。

藩札の發行には硬貨の不足といふ理由もあつたが、多くは藩の財政救済のためのものであつた。しかし藩自らその發行に當らず、有力な町人を札元とし、これより一定の運上金を收めさせるとか、御用金を納入せしめるとかいふ方法をとつてゐた。また金紙の開きの生ずることを怖れて、金銀貨の使用を禁止した例もあつたが、紙幣増發のためその下落が甚だしくなると、札潰しといふやうな暴舉をも斷行した。札潰しとまで行かなくても、新札を發行し、不當な開きをつけて舊札と引換へるを例としたから、藩札に對する一般的感情は極めて良くなかつた。これが維新の際、政府紙幣の發行に反對の多かつた一原因でもあつた。しかし藩札中にも信用の高いものもないではなかつた。山口藩札の如きは、十分な引換準備を有し、いつでも兌換に應じたので、遠く大阪、兵庫邊に於ても額面通りに使用されてゐた。しかしこれらは稀有の例で、紙屑同様のものが尠くなかつた。



第二編 御用金經濟篇

—會計御基金(國債)の募集—



## 一、大阪十富豪に登京を命ず

まづ内定された御用金の募集より話を進める。朝議に於て御用金募集のことが決定された時日については、はつきりした公の記録は見當らない。「大蔵省沿革志」に「十九日（正月）金三百萬兩を近畿諸國の豪商に宣募す」とあるが、さういふ事實はない。また澤田章氏は正月廿三日説をとつてゐるが、その誤りであることは、これから記述されるところによつて自ら判明する。私は正月十七日に朝廷の役人が下阪してその募集の豫備工作を開始してゐる事實より見て、三岡がその決定を正月十二日夜としてゐる談話（既掲）を、一應信じて置いてよいと考へてゐる。

この御用金は新政府の事變公債である。この成否は直に大業の成否をも決するのだから、朝廷に於ても萬全の策を講じた。それに金額も三百萬兩といふ巨額である上に、相手は老獪狡智の大阪の町人が主である。かやうなことにまだ経験のない新政府にとつては、これに數百萬兩の大金を調金せしめることは、戦争と同様の冒険でもあつた。

かやうな大金は、もとより天下の富庫たる大阪を除外しては集め得ない、併し徳川時代より大阪は常に御用金を課せられ続けて來たために、町人もすつかり御用金ずれがして、至極の難物と化してゐた。殊に大富豪はその



財力をたのんで人を凌ぐの概があり「大阪の町人一度怒れば、天下の諸侯慄へ上る」と評されてゐた位だから、政府もこれに對して大事をとつたのも無理はない。

大阪の富豪に對しては、新政府は、客臘すでに林左門と熊谷久右衛門とを下阪せしめ上京を命じたが、彼等は言を左右に託して應じなかつた。その時はまだ伏水戦の前だつたから、町人の方の事情も諒とせねばならなかつたが、今度再び左様のことがあつては、朝廷の御威信にもかゝはる失態となる。何とかしてうまく京都まで彼等呼び寄せ、朝廷の御威信を十分示した上で、御用金を受諾せしめなくてはならない。

慶應四年（明治元年）正月十八日、禁裡御使後院北面衆畑肥前守の名をもつて、大阪の名ある富豪十名に次の如く通告された。

今般御一新之次第被仰渡候儀有之候間、北組總會所へ、明十九日辰刻、本人に重役之者付添、各參集可有候也。

正月十八日 禁裏御役

畑肥前守

- 鴻池屋善右衛門
- 加島屋久右衛門
- 加島屋作兵衛
- 米屋平右衛門
- 平野屋五兵衛

- 辰巳屋久左衛門
- 千竹屋龜之助
- 炭屋安兵衛
- 炭屋彦五郎
- 米屋喜兵衛

十九日、十家の主従が指定された時刻に出頭すると、畑肥前守より次の如き御召狀を手交された。

此度大政御變革に付、御用之儀有之候間、主人に重役附添、早々登京可仕候事

十二月二十九日

參 興 御役所

この御召狀は客臘林左門から手交されたものと同文であるばかりでなく、その日附までそのまゝ十二月廿九日となつてゐた。一同はこれに何の氣もつかなかつたが、これが朝廷の秘策であつたことが後に至つて知られた。右の召命を交附して後、畑肥前守は一同に對し

「御用の筋、定めて心配に存ぜられべく候得共、決して心痛相掛け候儀にては無之候、併しながら、此方より内意申聞けべき筋に無之候間、委細は當地滞在の西光庵木食上人に年寄の者も有之哉に付、其方にて聞繕ひ申上ぐべき」(鴻池文書)旨を述べた。

登京御用の趣は西光庵の木食上人が承知してゐるといふのだが、その木食上人の宿所がわからない。探索の結果、それは大寶寺町三休橋筋東へ入所と判明した。しかも出頭人數中の辰巳屋久左衛門、炭屋安兵衛とがその信



心家だといふところから、兩人をしてその御用命を聴取せしむるため差しむけた。他の連中は登京の日取りを相談し、来る廿四日夕船にて上京といふことに決した。そこへ炭安、辰巳屋の兩人が歸つて来たが、その復命は、

上人へ委細申入れ候處、何分大切の御用筋に付、兩人へ申聞け候儀にも至り難く候間、相成るべくは御一同御越下され候へば、委細御咄し申上ぐべしとの返事(同上)

とのことであつた。そこでその日は肥前守へ登京の日取りを答申してそのまゝ引取り、翌々廿一日、十家名代のものが打揃うて上人方へ罷越し、御内意を伺つた。上人の答は次の如くであつた。

決して御心配筋にては無之、何分御一新の場合、深く御依頼の思食も有之候旨、段々仰せ聞けられ、王民撫育の折柄故、心配筋には無之、安心に登京仕るべく、尙上人も俱共出京周旋下さる旨仰せ聞けられ候

上人は、肝腎の登京の御用命については少しも語らなかつたが、「心配筋には無之」といふ上人の一言に安心して「一同安堵して引取り申候」と記してゐる。

御用の筋は何であらうと、大阪の大富豪が十軒も打揃うて朝廷に召さるゝなどといふことは前代未聞のことであるから、十家のものはいづれも恐懼してその準備にとりかゝつた。鴻池家では、伏見は正月三日の戦争で焼かれてゐるから、宿屋の故障があつては不可ないと、一日繰り上げて廿三日に出發した。人数は主人の外に附添二名、御側方一名、書記一名、御供三名で、都合八名であつた。他の九家も大體これに準じたであらうから、總勢約百名の大人數であつた。

木食上人は一行と同行し、廿五日には一行打揃うて京都に到着した。畑肥前守は、その前に歸京して一行を待受けてゐた。

畑からも上人からも、登京の御用命については、別に心配の筋ではないと諭されてゐたが、一同は、恐らく金持の嗅覺で、それは御用金御用であらうことは、大方察知してゐたであらう。廿六日には早くも畑のそぶりに御用金の臭氣が燻り出した模様である。「鴻池文書」には「皆々相談の處、畑氏口上振にては、如何様に風が替り候哉も計り難くと心配」とあるが、「廣岡家文書」には、「畑氏御光來にて御舌演の上、攝河泉收納米を以て、今來年にて返済遊さるべき旨仰せ聞けられ候」と出てゐる。風向は極めてをかしくなつたが、京都へ引張り出されてしまつては、もはや籠の鳥である。

正月廿七日、入京三日目である。この日木食上人は、手代の者をしりぞけ、十家の主人だけを集めて、實に思ひも寄らぬ電撃的な談話をきかせた。

◎「鴻池家文書」

其後上人え且那樣御逢ひの上、舊臘林左門殿、熊谷久右衛門殿附添御下阪有之、加久殿方へ御越にて、此度御達の書付を以て登京致すべき旨仰せ渡され候處、同家にて當箇柄月迫り、其上申合せ上京いたし候儀は、甚だ多端にて迎も仕り兼ね且は御奉行所へ相届け申さず内密にて登京仕り候も出来難き旨申答へ候由、依て御歸京に相成候。右は極月廿九日の事也早春より幕府一條の事にて大阪市中混雜につき、御沙汰も有之處、御重役方にては舊冬大阪町人共、朝命を以て召させら



れ候に登京仕らず、返答も奉らず候條甚だ以て御腹立ちにて、急度御沙汰に及び、缺所にも仰せ付けらるべき御評議、烏丸殿には、賊徒同意の町人罪科申付くべき旨、既に高札まで御認めの處、段々と上人御申しなだめ有之、左様の儀は決して之れ無き事也、篤と吟味在らせられ度由再三仰せられ候。則ち厳しく御取しらべの處、早春京都も彼れ是れ混雜に付右御達書金穀出納所に相滞り有之表向に相成り候ては、右登阪の役人不調法に相成候故、寛大の御取計ひにて、改めて畑肥前守を以て召させられ候様相成候。もし大阪に右書付滞り有之候は、不怪大變に及び申すべく、高連の事なりと御咄し有之、一同主従承り、誠に大驚いたし候。

なるほど、これでは、「主従誠に大驚いたし」たのも無理はない。

上人の談では、客臘廿九日のお召状は、混雜にとりまぎれ、金穀出納所に滞つてあつたといふが、實際は、大坂に於てその召命を立派に受け取つてゐる。もしその書付が大坂で受取つてゐるならば「不怪大變に及び可申」……朝命違反の罪科により缺所にも及ぶといふのだから、一同は驚天した。上人は、今回は幸にその書付が金穀出納所に滞つてゐたといふが、それはさういふことにして御見のがしになつたので、今後もし朝命に違反する……御用金に不服をいふやうなことがあれば、直に朝命違反として缺所流罪に處せられることを信外にほのめかしてゐるのだから、一同の心膽は完全に縮み上つてしまつた。

ところが「廣岡家文書」には、當日「山階宮様より十人の者へ、御菓子一箱づつ下され候事」とあるから、朝廷では、一方に於て前記の如く嚇しつけて置いて、他方またこんな懐柔策をとつてゐたのである。この邊は實に七擒八縱の妙を極めてゐるが、町人の方に見れば、もはや釜中の蛸同然、もう手も足も出ない。

正月廿八日……この日一同は木食上人に引率され、日の御門學習院内の金穀出納所へ罷り出ると、林左門が應接に出て、金穀出納所は昨日二條城内に移轉したから、明日その方へ罷出るやうといふ談であつたが、なほ明日は特に御達しの儀があるからと附言した。一同そのまゝ宿所に引取つたが、林の談話中に御用金の匂ひでもしたのか「鴻池文書」には「上人にも意外の事故」とか「畑氏へ參られ、今日の異變のため、腹立ちにて申立られ」云々とあるが、畑は上人の詰問に對して「至極御尤ものことで拙者も意外に存じましたが、今朝に至り岩倉殿より申立てられ、かやうの仕儀に相成りました趣で、拙者からも、種々議論に及びましたが、御採用がなく、そこ許等に對しては、何とも面目次第もござりませぬ、かくなる上は、拙者も退身の覺悟でござるが、そこも等も、定めし御立腹のことござらう、どうか鹿末の首でござるがせめてこれなと御持歸り下されたい」といふ挨拶をした。畑の生首をもちつた處で仕様がな。一同「致方之なく引取り候」外はなかつた。木食と畑との談判は、もとより八百長である。

「廣岡家文書」では、御用金の談の出たことを、判然書いてあるが、畑の態度については、次のやうに言つてゐる。

肥前公殊の外立腹にて、是迄御談事の模様、總て大變革相成候。折角御上京成下され、實に御苦勞に候へ共、私共申分相立ち難く、今更實に心外、各々方へ面皮無之、手も無く一計相懸り候次第、誠に以て無念に候得共、致方御座無く、此上は明日御出勤の上、各々方御思召次第計ひ可被成候。



嫌は空とぼけて「手もなく一計相かゝり候次第、誠にもつて無念」などと云つてゐるが、事實はその逆で、彼の方で「手もなく一計相かけ」たのである。

## 二、參百萬兩御基立金の諭告

「鴻池文書」正月廿九日の條下に「巳の刻より大阪町人共一統、二條御城へ罷出て候様、昨夜林左門殿より申し来る」とある。巳の刻といへば今日の午前十一時であるが、一同は「油小路二條三井氏の玄關待合」へ集合したのは、もう晝近くなつてゐた。まだ揃はない顔もあつたが「刻限切れ等に及び候ては如何」と心配して、揃つた連中だけで急ぎ登城した。

この日は寒雨蕭々として降りそゞぎ、京都特有の底冷えのするいやな天気であつた。雨天につき服飾についてお伺ひしたところ「羽織下駄がけにて宜ろし」といふ御沙汰だつた。主人は帯刀、名代は無刀にて出掛けたところ、一同は「金穀出納所疊の上へ土足」のまま上げられて、こゝで長いこと待たされた。疊の上へ土足の一語よく混雜不行届の模様を寫してゐる。もつとも金穀出納所はその前々日二條城へ引越したばかりであつた。

八つ時……午後の二時頃になつて朝廷のお役人は漸く出座された。會計總督中御門經之をはじめ、長谷三位、西四辻公業、淺野茂勳、戸田大和守、鴨脚長光、三岡八郎、林左門、木村東市正等の大官がづらりと居並んだの

で、さすが大阪の大富豪も膽を消して畏まつた。この顔禍れは正月十七日の職制改革により、新たに會計官に任命された人々である。やがて三岡八郎より、次の諭告が讀みきかせられた。

此度於大政官、萬機被開召候に付ては、金穀其外民間戸口賦役等之儀、總て會計局御取扱に相成候に付、其方共、向後會計御用被仰付候間、何れも厚相心得、正路を以て上下共差支無之様、精々盡力可有之事。

尤、是迄仕來り融通は勿論、親規取引之儀も、尙儘成引當を以、手廣融通させられ度御趣意に候間、心付之次第有之候はば、早々可申出專。

金子三百萬兩

右者、此度爲會計御元立調進可有之事、右返濟の儀は、地高を以御引當に被成下候等に候共、尙好の筋有之候は、可申出專。

この諭告の文面はかなり不得要領である。十人の富豪に對し「其方共向後會計御用仰せ付られ候」まではわかるが、後の三百萬兩は、この十人に仰せつけられたのやら、それとも大阪にだけ賦課せらるゝものやら、一向判然しない。しかし御用金「金子三百萬兩」の諭告であることだけは明かである。「金子三百萬兩」ときいた時には一同その耳を疑つた。三岡の朗讀の終るのを待つて手代の一人が恐るゝ、「只今の金子三百萬兩は、金子三十萬兩の誤りではござりませぬか」と質問すると、「イヤ三十萬兩ではない、確かに三百萬兩である、三百萬兩、間違へては不可んぞ」とあべこべに念を押された。

今日の御沙汰といふのは、御用金の御沙汰であることは判つてゐても、まさか三百萬兩などといふ大金とは、



今の今まで思つてもゐなかつたから、一同たゞ茫然たるばかりであつた。「鴻池文書」には、「何が何やら分らず、混雑」とあるが、さもあらう。かくして各々諷達の寫しを貰ひうけ、臟腑を抜かれたやうに茫々然として旅宿へ引取つたのはもう灯ともし頃であつた。

畑肥前守も木食上人も、再び彼らの前には姿を見せなかつた。「鴻池文書」には「上人は明朝より御室舊庵御歸りの由申來る。是にて上人は御手離れに相成候」とあるが、持役をすました役者は、それ／＼の樂屋へ引上げたのである。

當日はまづ京都の富豪に諷告があり、それが済んでから大阪の連中が呼び出されたのだが、同日寺社關係へも別に諷告があつたやうである。

諷告書には「地高をもつて御引高と成し下され候筈」と地租をその返済保證とする旨が記載してあるが、この地高は「會計御用日記」正月廿三日の條下に「調達、族を安心のため、是迄公料と唱候收納御引當に可相成哉の事」とあり、徳川の舊公領よりの貢租の意味であつた。利息については別に記載してゐないが特別の場合の外は月一分（年一割二分）を與へた。期限も同様明記してないが、明治二年末に償還された。但し紙幣を貸下げられた分は事實に於てその時償還されたのである。

またその募集の階級的或は地域的範圍も明示されてゐない。最初は京都、大阪並に近畿地方をひつくるめて三百萬兩賦課の豫定だつたらしいが、後に京都、大阪で三百萬兩、近畿地方で二百萬兩、合計五百萬兩と變更し

た。

従來この御用金は「三百萬兩の御基金」と呼ばれ、「復古記」や「大藏省沿革志」の如き官板のものにも三百萬兩の分しか掲載してゐないが、實際は後に二百萬兩の追加があつた。

「島田家文書」には

同年正月廿日、金穀出納所に於て、御懸り様より會計御基金の儀に付、數々の御懇諭の趣も有之、依て粗ぼ見込等上申仕置候處、其後、右會計御基金參百萬兩一口、貳百萬兩一口、合て五百萬兩を京阪並に近國在在町人百姓共有福の者相選、分相應調達可爲致旨被仰付……

とあり、三井家の「御用勤方記」にも

會計御基金三百萬兩一口、二百萬兩一口、都合五百萬兩被仰出、上納方先立調達仕度、諸方調達方相進め、御返済方は私共話合に相成り……

とある。

同文書の他の箇所にも

追々諸方御入用莫大の御事に付種々苦心仕、何分にも上下人心一致無之では御大業難相成と存じ、京阪並近國在々町人百姓え、會計御基金御用達被仰渡候様、朝廷會計御掛り様え御談申上候處、會計御基金三百萬兩一口、貳百萬兩一口、都合五百萬兩被仰出……

と、はつきり三百萬兩の外に、二百萬兩の申渡しがあつたことを記載してゐるから、後に近畿地方の市邑に對して二百萬兩の追加があつたことは確實である。



「會計御用日記」二月五日の條下に「江州以下町人々金二百萬兩御被仰、付御用達の儀總督以下於面謁所被申渡之事」とあるから、二百萬兩の分は、二月五日江州へ申渡したのを皮切りに、堺、西宮と次々に申渡したのである。なほ澤田章氏の「明治財政の基礎的研究」では、「基金三百萬兩調達に決した事を、金札發行決定以前とするは誤りである」とし、正月廿三日紙幣發行の件と一緒に決定されたとしてゐるが、その誤りなることは既述の經過で明かである。

### 三、募集臺帳作製の苦心

御基金募集について、實際的準備の一つとして、募集すべき町民の名簿を作製して置く必要がある、かやうなことも、すべての調査登録の行届いてゐないその頃にあつては、新政府の手に了へる仕事ではなかつた。やはり三井の如き舊家に依頼する外方法はないので、朝廷では正月廿三日三井組の手代を呼び出し、次の如き理由の下に、京阪地方の富豪名簿の調製を命じた。これが御用金募集の臺帳と判つては面白くないからである。

#### ◎三井家文書

辰月正月二十一日、金穀出納所に於て渡邊出雲守殿、木村東市正殿、澤村加賀守殿、林左一殿、有栖川宮様より御立會、城多圖書殿並に參與より御立會、鴨脚加賀殿、三岡八郎殿夫れく御列席にて三岡殿より當地金銀座其外兩替向銀主等都

て身元宜敷者名前早々承知致度、尤近任の向且つ大阪向大家も相心得居候はゞ名前書出すべく、彌々亞人（米國人）京都へ相登りの節は、彼國商人は蒸汽船二艘、小船五十艘位所持の商人は並の商家に候間、和國（日本）にては、當時節代りの折柄、豪家の向、賊徒其外等の儀にて、全く此處にて持金散亂相成候様成行き候ては相成らざる次第、御一新については、勤王第一の御場合、大家益々繁榮相成らず候はでは御國辱勞々、前件大家の名前早々相分り候分認め申すべき様、仰せ渡され候

これで見ると、この町人の名簿作製を依頼するだけでも、政府は、並々ならぬ苦心を拂つてゐることが知られる。たゞこれだけのことを命ずるのに、宮様の御列席を煩はし、且つその諭告には、亞米利加が京都へ攻め登るかも知れぬといふやうなことをいつて、左様な場合にお前達の「持金散亂」してはいけないから、政府に於て保護してやる、だから金持の名前をかくさず書出せといふのである。

木食上人といふ世捨人を使つて、まんまと大阪の富豪を京都まで誘ひ出した趣向といひ、この金持擁護に辭を藉りて富豪臺帳を作製せしめた妙計といひ、當局者の苦心は察するに餘りある。それにしても、三岡はじめ當局の要人達が、槍術や劍術で鍛へた松の木の子の如き腕を拱いて、かういふ奇思妙想……今日から見ればむしろ滑稽に類する珍案を捻出した苦衷には、何か笑はれぬ酸鼻さを感じずにはゐられない。

三井家では、命を受けた翌日、直に「京都並近在荒増名前書」一冊、「大阪荒増名前書」一冊、「江州荒増名前書」一冊を提出した。これが三百萬兩會計御基金の募集臺帳となつたのである。



朝廷が、三井にこの名前書の調製を命ずる際、三百萬兩調達金の豪帳たることを明かにしたやうに記載してゐるものもあるが、前掲「三井家文書」の記載によれば、その事は無く、單に金持ちを保護する必要上名前書が入用だといふ御沙汰だったのである。

◎「岩倉公實記」

此時に方り軍需不實、諸幣の發行を俟つの暇なし、朝議先づ畿内の富農豪商を曉諭し、金三百萬兩を募集し以て會計局の基金に充てんことに決す。二十九日會計事務總督中御門經之、淺野茂勳、京師大阪の爲替方兩替店等を招致し、度支の事に服し、且基金の募集に應せんことを懇諭す……

而して爲替方兩替店等は、疑懼して之を逃避せんとするの狀あり。是に於て具視は三井三郎助、小野善助、島田入郎右衛門を本邸に招集し、之に曉諭するに朝旨の在る處を以てす。三郎助等皆家資を傾け命に應せんと答ふ。此地の富豪にして具視が曉諭を聴き、其募集に應ずるもの甚衆し、是に由て軍需漸く措辦することを得たり。

#### 四、會計御基金の性格

この三百萬兩の御基金は（後に二百萬兩の追加があつた）、一般に御基金と呼ばれて來てゐる。お上の御用途金といふ意味なれば、それで差支ないと考へるが、しかし性格的には舊幕時代の御基金とは、全くその性質を異にしてゐることを忘れてはならない。徳川時代の御基金は殆ど献金同様のものであつたのに對し、これは新政府の

國債であつて、利子並に償還が約束され、且つ履行されたのである。

明治維新の際とられた經濟政策を特徴づける一つの事實は、徳川の觀念からの離脱である。徳川の御基金は、返済するとは單なる名目に過ぎず、實際は強制献金であつた。また觀念的にもそれは徳川の御臺所經濟の救済に止り、そこには何等日本國のためとか、日本國民のためとかいふ國家的觀念がふくまれてゐなかつた。従つてそれを醸出する町民の方にも、何等國民的感激も熱意もなく、ただ幕府の權力のもとに屈して、泣く泣く出金するといふ實情であつた。然るにこの御基金は、左様な徳川式な觀念を脱却し、全國民が天皇と共に維新の大業を完遂するといふ大政翼賛の觀念のもとに、各々力あるものはその力を致すといふ建前で出金するものであつた。朝廷に於てもまた、舊幕府の如く、これを取上げ放しにせず、利息を與へ、適當の時期に償還することを約束してあつたから、徳川御基金の獻金或は徳川家の私債的性格だつたのに對して、これは愛國公債的性格をもつてゐた。

三岡は「かゝる大業に天子ひとりを苦ましむる法はない、その費用を國民は負擔するのは當然である」といつてをり、また「維新の大業は國家の大事だから一部國民の私事ではない、國民の總力によつて完遂すべきである」といふ意味のこともいつてゐるが、この御基金には、「國民の大業翼賛」、「全國民の一致協力」といふ二つの新しい……それは幕府時代の御基金には決して見られなかつた新思想が盛られてゐたのである。この御基金は「御基金」「御元立金」「御基金」「御元金」等いろいろに書かれるが、普通御基金（モトダテ）と書かれてゐる。



る。「御基金」の字面の由来或は字義は明かでないが、私は慶應三年十二月九日の王政復古の大号令の中に「之に依て叔慮を決せられ、王政復古、國威挽回の御基を立てさせられ度候間」云々とある思想から來てゐるもので「王政復古、國威挽回の御基を立てさせられる資金」……要するに維新の大業完遂のための基金と解して然るべきものと考へてゐる。

實をいふと、正月廿九日の諭告は、新政府最初の内國債、それも三百萬兩といふ巨額の募債諭告としては簡單に過ぎ、徹底を缺く憾みがある。もう少しその募債趣旨を明確に説明すべきではなかつたかと思はれるが、政府でも最初はその計畫だつたやうである。「戊辰日記」一月廿三日の條下に「今日議事相決し、御布令に可相成御趣意御書面如左」として掲げられてある一文が、この御基金の趣意書だつたやうである。左の如し、

今度朝廷與天地更始一新、公明正大に御政道被爲行候に付、費用金先づ三百萬兩被爲積置度御主意に候、仍之京大阪は不  
及申、無遠邇富饒の者共調達爲致、是を國債とし、萬國普通の公法を以て可及返辦、決て後日の難澁不相成様可取計候間  
無懸念早々調金の儀、會計事務裁判所へ可申出事。

會計事務總督 印

これがどうして當時布告せられなかつたのか、その事情は明かでないが、この趣旨は、恐らく當日三岡から口頭を以て説明せられたことであらう。

前掲の趣意書によれば、徵募金は「國債として」且つ「萬國普通の公法」を以て返済すべきことを約束し、徳

川式御用金よりの離脱を明かにしてゐる。萬國普通の公法によるといふ意味は、恐らく外國に於けるが如く一定の利息を附し、償還期限を設け、萬事外國流に公明正大を期するといふ意味であらう。但しさういふ當路者が、外國公債について、どれだけの知識をもつてゐたか、これは極めて疑はしい。だが、政府が新政勢頭の御用金に國債的性格を與へたことは、經濟理念の一進展であつて、後に述べる皇道經濟主義の一つのあらはれである。

上述の如く維新の新政府に於ては、施政の劈頭より、舊幕時代の御用金の觀念を離脱して、國債方針に轉換してゐるにかゝはらず、當時の人々にはこのことがよく判つてゐなかつたものと見え、明治二年、公議所の議題として小野清五郎なるものより、御用金を廢して國債によるべき議が提出されてゐる。それには舊幕時代の御用金の弊を論じ「一度御用金の命あれば、唯でも取らるゝごとくに思ふ者あり、されど下々とし命令を背くこと能はず、かなし／＼上金をなす、かゝる心得違ひの者の其心には、賊に逢しと相さる事遠からず」といひ、外國では國債として利息を附し、元金返還の法が立つてゐるから「國人も金を政府に出す事を嫌はず、政府より出す所の手形は國中に互に相場を立て賣買し、金札に異なる處なし」と論じ、最後に「方今御一新の際、前々よりの陋習を一洗し、西洋國債の法を御斟酌あり、良法御設けに相成、斷然として御用金御廢の方可然奉存候」と結んでゐる。

この提案に對し、賛否交々あつたことが「六合新聞」第三號（明治二年三月廿七日發行）に報道されてゐるが、それによると、佐原侯の藩士依田幸藏（後の依田學海）が「百姓町人各々産業をはげみ、能勉むる者は富、怠る者



は貧す。勉て貯る財を、御用金なればとて猥りに獻金さすべきの理あらず」と原案に賛成したのに對し、某藩士は「普天の下、率土の濱、何れか王土にあらざるなし」と説き起し「天恩のため獻金をなす事勿論の議なり」と反對し、御用金説を固持してゐる。また中には「御用金も苦しかるまい、國債も亦可ならん」といふ八方美人説を出すものがあるかと思ふと、反對に「御用金もしかるべからず、國債も僻事なり」と論ずるものあり、珍論奇説紛々たる有様であつたが、結局「依田氏の論然るべしと衆議一決したるよし」と出てゐる。彼等は御新政の劈頭において、いち早く徳川式御用金觀念は揚棄せられ、左様な獻金式御用金は一金も徵募されてゐないことを知らず、口角泡を飛ばしてゐたのである。しかも四月に至り、その決議書をつくり太政官に送り、次の如く附言してゐる。

御用金を廢し、國債法御設の儀決議相成候に付、以來不得已の費用有之節は、國債法を以て、御借入れに相成、且御一新以來今日に至る迄、農商等へ御申付相成候御用金は、即今之を國債と致し、其者共申立次第、國債法割合、利息御拂に相成候様仕度奉存候。

三岡が新政早々すでに實行してゐる國債主義は、一向認められてゐなかつたのである。

既成書の多くは、この御基金金を徳川式の御用金としてゐるはまだしも、甚だしきは紙幣發行の準備金としてゐるものが尠くない。しかもかやうな謬りが「復古記」や「明治史要」の如き官板書によつて冒されてゐるのは不思議である。「復古記」には「紙幣準備三百萬兩を課す」といひ「明治史要」では「紙幣製造(三百萬兩)の議を

決し……其準備金を京都、大阪の豪商に課す」と一向わけのわからぬことを記載してゐる。

また竹越與三郎氏はこの御基金金を獻金なりとし、その「日本經濟史」に於て「政府の命令を遂行すべき財本なきを以て、幕府の爲せしが如く、先づ大阪の富豪より獻金せしめんと欲し」「彼等をして京、阪其他の市邑の富豪を勧誘して五百萬兩を獻金せしむ」といつてゐるが、かの如き權威書としては驚くべき不詮鑿といはねばならない。なほこの機會に於て一言して置きたいことは、かの「明治財政史」(明治三十七、八年)がこの御基金金について、何等記載するところがないことである。既述の如く、これは實に維新財政の根元をなす有力な財源の一つであり、且つ維新政府最初の國債でもある。鳥羽伏見戦争以後上野彰義隊戦争までの國費、戦費はすべてこれによつて賄はれたのであるから、この御基金金を除外しては、維新財政を語り得ない筈である。「明治財政史」ほどの權威書が、どうして左様な取扱ひをしたのか、その事由を知るに苦しむが、これも學界の維新財政に對する無關心の一つの現はれと見ることが出来よう。



## 一、御親征費の徵募と東征軍の進發

### 一、御親征費十萬兩の徵募

正月廿三日の廟議により紙幣發行のことが決議され、同廿九日には、三百萬兩御基金立金徵募の諭告がすまされ、た。これで政府の戦時經濟の端緒だけはつけられたが、現金が現實に政府の手に入つて来るまでには、相當の期間がある。紙幣には紙幣製造に相當の時日を要し、御基金にしても、一般的募集までには踏まねばならぬ諸般の手續きや順序がある。それまでは政府の収入は獻金以外に手頼るところはないのだから、東征の軍を進むる段ではなかつた。そのためか、鳥羽伏見の開戦と同時に景氣よく押し出した東山、東海の鎮撫總督も、前者は大垣に後者は桑名に滞陣したまゝ動かなかつたが、一月末になると江戸の事情も漸く明かになり、廟議はいよいよ江戸に向つて東征の師を進むることに決した。二月三日、天皇には二條城に臨幸遊ばされ、親しく御親征の詔を下し給うたが、二月十一日には京都の富商十六名に對し、三岡八郎より次の如く諭告して御親征費五萬兩の調達を

命じた。

此度御親征に付當月先づ浪華へ行幸被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候。右御用途筋の儀は皇威弛張の根基に候て、御親征御成功の御要務に候間、御趣意を以て其方共へ右御用途被<sub>レ</sub>仰附<sub>二</sub>候。千古未曾有の御大業に候得ば、能々朝恩を相辨へ、一盃の御奉公可致候。尤暫時の御融通を仕り上候迄の事にて、必竟此度の御用途は、御國內一般合力の御處置も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候間、即今出銀致し候者共の難澁相成候様の儀は決て無<sub>レ</sub>之候。至急の場合を存上げ心入宜<sub>レ</sub>候へば、別格の御賞美も可有<sub>レ</sub>之候。萬一心得違致し、其力ありて其力を盡さざる者は、逆意に均き筋に候。此點屹度可<sub>レ</sub>相心得<sub>二</sub>候事。

二月十一日

三井、小野、島田の三家の如きは、舊臘以來すでに壹萬數千兩の獻金をしてゐるが、御親征費とあつては遑巡すべき場合ではない。殊に「其力ありて其力を盡さざる者」……つまり調金を否む者は「逆意の筋」にあたる……；反逆者と見なすといふのだから、一同恐懼して退き、翌日次の如き受書を差出すと、早速の御受け、神妙の至りであると賞譽せられたが、續いて「現金は明日早々上納せよ」と嚴命された。

◎京都の御親征費引受高

一金 參 萬 兩	
三井 三 郎 助	島田 八 郎 左 衛 門
一金 壹 萬 兩	小 野 善 助
下 村 庄 太 郎	
一金 壹 萬 兩	

第二編 御用金經濟篇



伊勢屋彌太郎 竹原彌兵衛 萬屋忠兵衛 甲屋次郎兵衛  
萬屋甚兵衛 近江屋九郎三郎

京都の富豪に對する諭告をすませると、三岡は、三井家の手代山中傳次郎、小野家の手代西村勘六を伴つて大阪にくだり(十二日)、鴻池善右衛門外十四名の富豪に對して、次の如き召喚狀を發した。

右者相尋度儀有之候間、只今早々天滿西寺町正泉寺屯所へ罷出候様取計可給事

二月十三日

官軍隊屯所

町役人中

官軍隊屯所よりの呼出しには、呼び出された連中相當驚いたらうと思はれるが、これは呼び出す方にも、多少威嚇の意圖もあつたやうである。といふのは、この頃の大坂富豪は、必ずしも朝廷の政策……御基金の募集に協賛の態度を示してゐなかつたからである。元來大坂の町人は舊幕府から常に御用金でいためつけられてゐた關係もあり、今度の御基金に對しても、舊幕府の御用金に對すると同様の觀念から、快く協賛の態度を示さなかつた。「兩替商沿革史」には「斯くて世は明治維新と爲り、會計官三岡八郎より大阪出納掛屋會計官御用掛を、兩替商鴻池善右衛門を首め其他重なるものへ命すべく思ひ至りしが、之より先幕府に對して尠からざる損耗を受けたる事として、今又重ねて新政府の掛金御用掛を勤むるは甚だ當惑するとの廉を以て謝絶せしに付き、更に京都より會計官御用掛なる三井、島田、小野の三名大阪へ出張して掛屋を勤むる事と爲りたり」とある。もしこの記事

に誤りないとすれば、大阪の十富豪は、正月二十九日に京都に於て會計官御用掛を命ぜられたるに對しこれを謝絶したのである。のみならず、次にかゝぐる三井、小野、島田三家名代よりの上書によれば、そのうちのある者は、調達金忌避の行動さへとつてゐたことが知られる。

乍恐口上書

此度京阪町人共被召、被仰度候御次第柄、難有奉拜承候。實以て盡力が仕儀勿論の御事に付ては會計御取立金高三百萬兩と被仰、莫大の御事と乍申、今一段廣大にも仕り度被仰出の通、上下共差支無之様の御趣意、難有相貫き申度、皆承り候得共、大阪名の聞え候町人の内、戸メめ或は休店仕候向も有之故に承り、當時大切の御場合、右様相成候ては、不人氣の基、私共儀は御爲替御用被仰付候儀に付、俱々融通相成候様心願に御座候。尙御役所御役人様方並熊谷久右衛門始め、上下共一應無御腹藏心底打合せ置、此度被召候町人の内にも不心得の者候得共、論談仕度く奉存候。併し深き思召も被爲在候處え、右様の儀奉申上候も奉恐入候得共、唯一心に御趣意相貫き申度き心底に付奉申上候。若し御差支被爲在候は、御開流し可被成下候様奉願上候。以上。

二月三日

爲替方  
名代連印

金穀出納所御役人中様

大阪はかゝる状況であつたから、朝廷の方も多少強藥を使用したのであらう。

大阪の富豪がいかに幕府御用金に苦しめられたかについて、「兩替商沿革史」は次の如く述べてゐる。

東西奉行所の係り兩替は鴻池善右衛門、白山安兵衛の兩名相勤め居たるを以て、町方諸商仲間組合よりの冥加金及び其他

第二編 御用金經濟篇



の雑種上納金を、總て隱家の手形に依りて奉行所へ上納する事となり居れるのみならず、奉行所<sup>に於て</sup>も亦他に支拂ふべき金は、件の手形を以て一切支拂ひたるが故に、毫も正金銀を用ふるに及ばずして其用を辨じたりしが、幕府の末年に及びては收支常に償はず、爲めに掛屋よりは莫大なる金を奉行所に對し貸越す姿となり、其結果兩家の損耗を來たし、白山安兵衛の如きは遂に倒産するの非運に陥りたるは、全く此等が重なる原因を與へたるなり。

かゝる事情だつたから、大阪十家の富豪が朝廷の會計官御用掛たることは怖れをなしたことに、多少諒とすべき點もないではない。

幸田成友博士によれば「大阪の富商家といふ向でも、表から見える所の壁は、荒壁のままにして置く家が多い。これは御用金を命ぜられる場合に、昨今は不手廻りで、外部の壁さへ満足に塗れませぬと、指定高を値切るためであつたと言傳へる位で、町奉行から指定せられた米高金高を、その儘承知することは決してなかつた。色の口實を設けて減額を企てる。掛與力や掛惣年寄からいへば、成るべく請高を多くするのが手柄であるから、指命せられた家の代人と掛の役人との間に押問答が始まる。例へば指定高一萬兩とあれば、町人の方は先づ二千兩と書出す、當方では身代相應に申付けたのに、かやうな請書を出すとは不届である。早く書直せと云はれて今度は二千五百兩と改める。また叱られ二千八百兩に増すといふ有様で、その間に同様の申渡を受けた何屋が、何程の指定高、何程の請高で開濟になつたかとを搜りを入れて参考とする。七回まで請書を改めて、八回目に漸く請高が開濟になつたといふ實例がある」(江戸と大阪)といふ具合だつたから、その時も三百萬兩の御用金ときい

て相當御用金避けの習性を發揮したやうである。

京都の富豪が、産を傾けてよく朝廷に盡した裏面には、次のやうな事實も伏在した。それは幕府は、京都にだけは朝廷に遠慮して、御用金を課せなかつたといふ事實である。「大阪には幕府の頃より御用金等を仰せつけらるるに究竟の地と見做され居たるの状態なりしが、之れに反して京都は毫もその煩累を蒙りし事なく、唯だ大阪にて取立てたる金を、入用の時まで定期を以て重なる町人に預け、その間の利子を上納するに止る耳。其故は、京師は輦轂の近く居を占むる町人なれば、幕府に於ても特に優待したるものと知るべし」(兩替商沿革史)とあるがこれを連年御用金の上納に苦しめられた大阪に比べると、實に天地の差ともいふべき優遇である。これみな皇室の御威光の餘澤であるから、京都の富豪としては、あの際朝廷と浮沈を共にするの覺悟をしたのは、當然だつたともいへる。

召喚された十五家の主従が惴々焉々して屯所に伺候すると、京都同様の諭告を讀み聞かせられ、五萬兩の調金を命ぜられた、翌十四日次の如き分擔額を決定して請書を差出したが、現金納入は三月朔日であつた。

◎大阪の御親征費引受高

- 一金五千五百兩
- 一金五千五百兩
- 一金五千五百兩

- 鴻池屋善右衛門
- 加島屋久右衛門
- 加島屋作兵衛



一金四千五百兩  
 一金三千五百兩  
 一金三千五百兩  
 一金三千五百兩  
 一金三千五百兩  
 一金二千七百兩  
 一金二千五百兩  
 一金二千兩  
 一金二千兩  
 一金千八百兩  
 一金千五百兩  
 金五萬兩

米屋平右衛門  
 辰巳屋久左衛門  
 平野屋五兵衛  
 千種屋龜之助  
 米屋喜兵衛  
 鴻池屋荏兵衛  
 米屋伊太郎  
 加島屋作五郎  
 鴻池屋市兵衛  
 加島屋十郎兵衛  
 米屋長七郎  
 島屋市之助

この御親征費は最初京都で五萬兩、大阪で五萬兩申渡されたので、普通に「十萬兩の御親征費」と呼んでゐるが、實際はその後京都に於ても大阪に於ても追加があつた。京都に於ては二月十九日、松前屋源四郎外九名に對し、更に五萬兩の調達を命じたが、引受高は三萬三千兩に過ぎなかつた。しかも數回に分納されてゐる。引受高は次の如くである。

金五千兩づつ  
 金三千兩づつ  
 金二千五百兩  
 金二千兩  
 金千五百兩  
 金千五百兩  
 三萬三千兩

松前屋源四郎  
 池田屋長兵衛  
 越前屋彌右衛門  
 近江屋利八  
 譽田屋仁兵衛  
 譽田屋庄兵衛  
 紅屋平兵衛  
 柏屋孫左衛門  
 糸屋長左衛門  
 伊勢源助

大阪に於ては三月朔日、さきに御受けしてある五萬兩を上納すると、即座に二萬餘兩の追加を命ぜられ、しかも明日にも京都へ納付せよと仰せ渡された。  
 また京阪町人の出金は、鳥羽伏見戦の終了までは獻金だが、その以後は御用金である。但し御用金といつても國債的觀念をもつて募集されたもので、明治二年末に悉く返金されてゐる。三井、小野、島田等が維新の際調金した金は、徳川式御用金同様悉く獻金式に收納されたものゝ如く傳へてゐる著書もあるが、三家の純獻金は伏水



戦までの豪萬五千兩に過ぎない。他は短期公債の應募である。

二、御親征費か東征費か

この時の御親征については、「岩倉公實記」は「正月廿六日具視は三條實美に謂て曰く、大久保の遷都の議は千古の卓論なりと雖も、今遽に之を採用せば、物議百出して徒に紛擾を招くに過ぎざらん。因て願ふる車駕親征の典を擧げて先づ大阪に幸して海軍を親閲し、暫く蹕を此地に駐め給ふて太政官代を行在所に移さるときは、亦天下の耳目を一新し大政の綱紀を恢復するの一計ならん、乃ち意見書を奉る」と記してゐるが、なほその外に東征費調達といふ一石三鳥の狙ひをつけた秘策だつたやうに推せられる。といふのは第一御親征といつて、大阪へ行幸遊されるのである。それに二月十一日京都に於ける御親征費調達の諭告には「此度の御親征に付、當月先づ浪華へ行幸」云々とあり、京都負擔の御親征費五萬兩は、二月十三日に取り急ぎ納入させてあるにかゝはらず、二月中には御發聲がなかつた。そして三月朔日には大阪の五萬兩も納入されたが、それでも御動座はなく、漸く御發聲を見たのは三月廿三日であつた。然るに東征軍の方は、京都の五萬兩が納入された頃から、恰も冬眠から醒めたやうに動き出してゐる。

東海道軍の桑名出發は二月十三日、東山道軍の大垣出發は二月十八日、大總督官の京都御出發は二月十五日で

ある。そして京都では二月十二日町人どもより御親征費のお請書を差出すと、現金は明日上納せよと嚴命してゐる等の事情より推測して、この時の御親征は、天子自ら徳川を討たせ給ふといふ意味ではなく、この御盛舉に名を藉りて、急場に迫つた東征費を調達しようといふ秘策だつたやうに考へられる。蓋し當らずといへども遠からざるものであらう。

またこの頃は、朝廷の會計は、舊臘以來の支拂ひ残りや、鳥羽伏見戰の臨時費やらにて、非常に金の必要に迫られてゐた。廣岡家文書の中に「出張所より爲御見被下候算用書」といふものが残つてゐるが、「出張所」とあるは、京都會計官の出張所を指すのだから、これは三岡あたりから内示された朝廷のさし迫つた御入用……諸支拂の見積書のやうである。これで大體當時の朝廷の會計に對する見當がつけられる。

○出張所より爲御見被下候算用書之寫

卯十二月 慶應三年 拂残り 一、銀四百二貫七百四拾目餘

正月分 拂残り 一、金二百三十三兩二步  
一、銀千九貫二百六拾一匁

二月 廿日迄 一、同六百二拾貫三拾目

二百三十三兩二分

二千三百拾二貫三拾一匁

右勤使修職等役所入用高

第二編 御用金經濟篇



- 三千兩
- 五百四拾五貫七百八拾目
- 右太政官代御入用
- 一銀三百拾九貫九百三拾六匁八分
- 右御踐祚以來御服入用
- 一金壹萬九千三百拾六兩
- 右准后御新屋敷御造立舊冬拂残り
- 一銀百七拾六貫五百七拾八匁六分
- 右九條殿所え假建物御入用
- 一金三百拾四兩二分壹朱
- 右は立候假建物並御修覆御入用
- 一同七千八百三兩
- 右獻貢米にて被行御祿、時祭御下行米凡積
- 一同七萬二千兩
- 右獻貢米六萬俵代凡積
- 一同五萬兩
- 右太政官月金正月分凡積
- 拾四萬九千四百三拾三兩二分壹朱

四百九十六貫五百拾五匁四分  
 合拾五萬二千六百六拾七兩壹朱  
 四百九十六貫五百十五匁四分  
 總合計 拾八萬三千四百拾兩  
 外に拾壹萬五千兩 七藩え被下候

これで見れば、政府はこの時當面の支出金として大體三拾萬兩を必要としてゐたやうだが、その大部分は前年十二月すなはち王政復古以來の諸拂未済の分だつたことが知られる。この外に東征費といふ急を要する使途が生じたのだから、政府は御親征に托して東征の費を急徴したものと推せられる。勿論理窟からいへば、御親征といふのだから、東征費と解して差支ないのだが、その御親征が江戸と反對の大阪を目指してゐるところに、無量の含蓄がある。

三、御基立金の全般的募集に着手す

この御親征費は御基立金の一部として計算されるのだが、急を要する處より、少數の富豪に特に調達せしめたのだから、三國は御親征費諭告後も引續き大阪に滞在し、御基立金の一般的募集に着手した。募集の第一着手は



市中の町人を呼び出して、募集の趣旨を諭告することである。

彼はまづ二月十八日北濱の三井元之助宅に會計事務局出張所を置き、同十九、廿日の兩日に亘り、町人六百五十名を呼び出し、募債の趣旨を諭告した。諭告はこの後も引續き行はれたが、何してもこの募債の成否は、維新大業の成否にかゝるはる大事であるから、政府は總力を擧げて努力した。

◎後藤象二郎談……「史談速記録」

維新の際穀穀乏し之を調辦するを得ず、會計法案を吟味したるに、紙幣を發行するか又は金穀課出を命ずるかの外なし。然れども急速に應せんには、用金を命ずるの外なしと決したり、尤も未だ全國に課するとの運びに至らざれば、先づ京攝間の商賈に用金を命ずべし、若し應ぜざれば兵を率ゐて取り立つべしと決したり。

岩倉公の談に、金穀一件目下の必要件なり。故に余に參與の職を帯びて大阪に下り、用金の取立に盡力せん事を請はる。

これによると、この時の後藤の大阪府知事任命も、御用金取立てがその主なる使命だったのである。

余、用金取立を爲すに當りては、すべて大阪市中身代ある家を調べたり。之れを調ぶるには、名主等に就き人々の身代を申立てしめたるものなり。

サテ、余は大阪町奉行所に右の人々を召集し、當今の時勢を説き、王政復興の成立を陳へて、各自王政に盡力すべき旨を申聞け、更に曰く、抑も今般伏見戰爭は至極大切な事柄にして、若し該戰にして勝利を得ることなくば、其災厄鳥羽伏見に止らず、必ず延びて大阪に及び、必ず灰燼を免れざりしなるべし、然るに官軍粉骨碎身して終に此の大捷を得て徳川の兵日ならず退去したるは、實に各自人民の爲め幸福のことなり。申せば朝廷の御恩澤と云ふべし。若し官兵進まず徳川の兵退かず、戰端結んで解けざれば、大阪市中は其災厄を蒙り、灰燼に歸せんこと疑ふべからず。然らば、各自財産を

蕩盡するのみならず或は生命を失ふに至るべし。今日安穩なるを致せしは、全く朝廷の恩恵なり、故に此の必迫の時機に際して、徳川征討の用金を命じ給ふに當りては、進んで其の御用に應ずること固より本分なるべし。若し無謂出金を拒む如きことあれば、官命にして之を取立つべし。然る時は、汝等の帳面を取り集めて取調を爲し、身代の半を折て出さずとも又難きに非ず。然れども、王政維新は此の如き虐政を爲し給ふ所以にあらず、故に各自の良心に訴へて、進んで出金に及ぶべしと説論したり、此人員は、毎日百人位づゝ凡そ七日間に及び、凡そ人員七八百人なりしならんと思へり、斯くして姓名録を調製して三回へ廻はして、取立に着手したりき。

又三井を呼び出し、余親しく論して曰く、汝の家は代々徳川家の爲交換御用を勤めたるものにして、朝廷より申せば彼と同じく朝敵の片破なり、故に此の會計逼迫の時に當りては、汝の家産を擧げて没收するも苦しからず、然れども朝廷に於ては、斯の如き非理のものに非ず、故に好く王政一新の情實を了察して用金調度の御用を勤むべし。然し故障を申出で拒むが如きことあらば、斷然命を下して没收するも苦しからずと嚇せしに、大に恐れ入りて承諾の旨を答へたり。實に此等の威迫手段も又止むを得ざりし時節なりし。

「伯爵後藤象二郎」にも次の如く出てゐる。

伯、先づ疾雷耳を掩ふに及ばざる活手段を以て、守錢奴の體を奪ひ呉れむとて、一夕突然、市中警衛と號して、豪商某々等の住宅を圍みて、兵隊を分屯せしめ、之と同時に、主人を府廳に呼出し、國債三百萬兩御借上の儀を、儼然として申渡したるに、孰れも股栗して、敢て仰ぎ見る者なく、即座に御受申して退出したりき。

また當時大津縣にあつて御用金取立に従事した籠手田安定も次の如く語つてゐる。この取立ての成否は實に維新大業の成否を決するのだから、朝廷の方も眞剣だったので、今日の心をもつてその手段を批判することは出来



○籠手田安定遺談……「史談速記録」

當時縣廳（大津縣）の事務は如何といふに、唯日々金を取り立て政府へ納めるのが仕事で……正金を米麥のやうに斛で量つて、千兩箱に入れて、之を馬に駄して政府へ送るのであります。其時の私の相手は、山田伍次郎と申して、會計官權判事でありましたが、此人が京都より出張になりまして、私と共に提げ刀にて、出席の縣下の人を呼出し、財のあるものは勤王の爲に出せといふ嚴達を致して、彼の三岡君が作られた紙幣と正金と交換せしめたのです。實に刀を提げて金を出せといふやうな不都合なことがあつたのです。

其時、大奉書を三枚位續いた紙に趣意を書載せ、人民に讀み聞かせました。丁度訴訟で罪人に宣告する様な仕方です。私は決してそういうふ身代ではありませぬといふと、汝は實に不都合なことを云ふ奴だ。苟も勅命に背く乎と云ふと、ハハハツと言も無い、據なく金を出すといふ有様で、伍次郎と二人で一生懸命に金を取り立てました。江州一圓より出た金が凡百萬兩に僅か切れたと思ひます。尤もそれは、彦根領でも、又は他の大名領でも、皆大津縣へ呼出して、何郡の何某は何程と、此方で鑑定をして喚出狀を遣る、甲はこれ位の身代であるから三千兩、乙はこれ位であるから一千兩……千兩五百兩といふ様に目安を極めたのです。その呼出した者が、私はそれだけの金は持たないといふと、今の傳で、大きな聲にて讀み渡し、其上、十分説得して、泣く泣く出す金を取り上げました。

かうして朝廷が閏四月下旬の三等大監察使下降費の募集までの間に集め得た金は約二十萬兩に達してゐた。但しこの金額の中には、御親征費として急徴された分も合算されてゐるから、それを除くと全般的募集として集め得た分は五萬兩程度に過ぎない。その内譯は次の如くである。

- ◎京 都 八萬三千兩
- ◎大 阪 八萬六千六拾七兩二分
- ◎伊丹その他 三萬二千四百四十五兩
- ◎大阪近郷
- ◎堺 二千兩
- 合計二十萬三千五百十二兩二分

一般的募集、殊に近郷分の成績の悪かつたのは、まだ募集に着手したばかりだからである。堺なども僅か二千兩の納入に過ぎないが、その諭告を受けたのは二月晦日と三月朔日であつた。後に二萬三千兩（總額）を調達した。他の地方の納入も多く六月以降で、それも三四ヶ月の月割となつてゐる。

しかし最初納入成績の悪かつたことについては、いま一ツ根強い事情のあつたことを見逃すことが出来ない。それは一般に徳川式御用金の觀念から、金を出し盡つたことである。朝廷の信用も全からざる際だから。これも無理もないが、これらに對しては、三井、小野、島田の三家が、その償還を保證して出金せしめたのである。また最初の間は、御基金證書を引當に紙幣を貸下げるといふ方法も行はれなかつたから、それやこれやで納金の成績は思はしくなかつたのである。

○島田家文書

右會計御基金參百萬兩一口、二百萬兩一口、合て五百萬兩を京阪並に近國在々町人百姓共有福の者相選分け、相應調達



可爲致旨被仰付、三井、小野、私上納方先達ら調達仕候得共、其頃人心區々にして兎角危疑の念を懐き候に付、御返納方は私共受合に相立ち、漸く別冊名前書の通り取集め、京阪併に在々にて凡高金百三拾萬兩調達仕候事。

#### 四、薩長二藩の納地建白

こゝで一つ考へさせられることは、朝廷がかやうに會計難に苦しんでゐる際、薩長二藩は何故にこれを扶援しなかつたかといふことである。王政復古の大號令は、實際には岩倉一派の公卿と薩長二藩の合作である。従つて新政に對しては兩者は連帶の責任者である。されば、朝廷がかやうな窮境に苦しんでゐる際、薩長二藩はたゞこれを傍觀して濟ますべきではない。徳川追討のために出兵してゐる諸藩の戦費は自辨だからといつて、朝廷の會計はそれで濟むものではない。全く收入源のない朝廷の窮状を見ながら、薩長が何等扶援の舉に出でず、徳川に對してだけ納地の即行を追つたのは、あまりに勝手過ぎるやうである。だが、實際には、元年二月に薩長二藩からそれ〴〵納地の申入れがあつたが、朝廷はこれを許さなかつたのである。

##### ◎「孝子伊藤公」……末松謙澄

兵力は目前の必要だけは諸藩より徴發して征討に従事せしめたが、朝廷が殊に苦んだは財力の不足であつた。諸藩の兵などは概ね其藩をして費用を自辨させたが、それにしても朝廷では非とも支辨せねばならぬものが少からず、征討總督が出陣しても、軍費が來ぬ爲め途中に滞在したやうな有様であつて、富豪の商家に借財して且々其日を濟すといふやうな有様

であつた。

要路に立つた薩長の政事家、即ち木戸、大久保などは、最も心を勞し、そのため大久保は薩州から石高の内十萬石を獻上して國費の一端を助けばやとの考を起して居つた。木戸も長州からは石豊二州の古領地を獻納して目前の缺乏を補はゞやなど、考へて其事を伊藤に話した。

長州からは、慶應二年の四境戦によつて得た石州濱田領全部及び豊前の小倉領の一部企救郡を獻納したき旨を、明治元年正月廿一日、書面をもつて申出てゐるし、薩摩からは、二月十一日付を以て、十萬石返獻の儀を願ひ出てゐるが、その願書で次の如く云つてゐる。

(前略) 抑、朝廷上の儀、止むを得らせられざる事には候へ共、兵馬不備、器械不盈、御薄力の故を以て、勿體無くも屢蒙塵の辱を受させられ御失體を相醸し候儀と奉存候間、今日の急務は大に海陸軍を興張せられ、親兵嚴列、亂賊犯すべからざるの御威力備へさせられ度、積年奉懇禱候處、即今の形勢皇國統一の御成業に不至、理財の道立せさせられ兼候御儀と奉恐察候に付、代々奉預候領地の内十萬石、萬分一には候へ共、御用途として返獻仕度奉願候。全體封建の制にては、其力難解分裂、各國に比敵相成り難く候に付、復古の實義に従ひ、鎌倉以前の如く奉還候て至當の儀と奉存候へ共、未だ時勢其宜を得ざる次第も御座あるべくと奉存候(後略)

かく薩長二藩からは領土奉還の願ひがあつたにかゝはらず、朝廷はこれを許可しなかつた。その事情については「孝子伊藤公」に、「然るに條、岩二公の立脚地より見れば、建武中興が、朝廷は薄恩なりといふので武人の感觸を害し、遂に躊躇に至つた前例もあり、容易に斷行の場合に至らず、隨て木戸の意見(藩籍奉還論)は未だ廟



議の問題となるに至らず」云々とあり、「大久保利通文書」の解説には「然れども朝廷に於ては三月に至り薩藩も亦軍資多端の際なればとて、返献のことは許さざりき」とあるより察すれば、朝廷では、金錢的關係より建武中興失敗の轍をふむことを怖れたものゝやうである。

なほまた會計を主管してゐた三岡八郎は、この維新の大業は國民一致の協力によるべきものであるといふ信念から、事件費としては國債的性格を帯びた御基金により、新秩序建設は紙幣發行による建前をとり、特に二三雄藩の支援に倚ることを避けたものゝやうにも考へられる。

徳川が政權を恣にしたといつても、それは結局財政の權を一手に掌握してゐたからに外ならない。然れば、朝廷は財政的に薩長二藩に倚存することは、第二、第三の徳川を製造する惧れなしとしない。三條、岩倉などの胸奥に、かういふ杞憂が全然なかつたとは云ひきれない。いづれにしてもあの際朝廷は、あくまで全國民と共に大業完遂の建前をとり、特殊の雄藩に對し、財政的に倚存することを避けたのは賢明な措置であつた。

### 五、東征軍の金穀調達方針

元年正月、鳥羽伏見の開戦と同時に山陰、東海、東山の三道に派遣せられた鎮撫軍は、混亂の渦中から出發し、尤から、軍費の支給もなく、軍規軍律の如きものもなく、たゞ向う見ずに押し出したのだが、二月更めて江戸に

むかつて東征の軍を進むるに當つては、軍隊の兵食、輜重その他についても、一通りの規準が定められた。

二月七日、諸隊に對しては、次の如く布告された。

日々通行の時は、諸隊の兵食は其驛にて取付け置候て、滞陣相成候へば總兵糧方にて兵食の世話取計ひ可致、尤も金米共是迄徳川領地に貯蔵有之分は、取越相用ひ不苦候事。

沿道諸藩に對しても同日「驛々通用の兵隊へ給り候米穀は其方角にて取計ひ置可申、跡にて朝廷より金穀とも下置候事」と布告された。

なほ官軍の金穀徴發の趣旨が東山道軍が笠松藩に與へた次の諭告によつて知ることが出来る。

東海、東山、北陸三道より、近日大軍關東へ御打入被仰出候付ては、軍費の莫大なる事は勿論に候。雖然、民に課して金穀を出させ候様の思召は素より不被爲在、徳川舊領地の租税を以て軍費に充つべき旨、兼て被仰出候次第に有之候故、江濃の舊幕領總て近地の大名へ取調被仰付、關東御征討相濟候迄は、假りに御預りに相成候……

結局官軍の兵食は、(一)沿道諸藩をして負擔せしめるが、それは後日返辨する。(二)舊幕府貯蔵の金穀は徴收使用して差支ない、(三)一般人民には一切負擔せしめないといふ方針だつた。兵士に對する給與は、泊驛白米五合、金一朱。休驛は白米二合、錢百文と定められた。

かくて東海道軍は、二月八日を以ていよく桑名を進發したが、兵員は約五千人であつた。しかしこれには計算もれもあり、その外大總督府の人数(江戸入府の時は約千五百人)が加はるから、東海道の諸藩は約六、七千人



分の兵食を負擔したわけである。

兵食は沿道諸藩で賄つたが、それ以外の軍費は、大體各藩自辨の建前であつた。先鋒鎮撫總督や大總督府の費用は、勿論朝廷より支給されるのだが、先鋒總督と大總督府の會計關係はどうなつてゐたか明かでない。

會計の實務には、三井、小野、島田三家の手代數名が、苗字帯刀を許されてその任に當つた。

◎木梨精一郎談……

三井寺から受取つた金の使ひ拂は總督府（先鋒）部内の使ひ拂になつて居ります。各藩で各藩の兵隊を養ふのは別です。兵隊も皆な各藩の扶養といふ命令にしたので……總督府（鎮撫）だけは今の私がやつたのですが、各藩までやつては耐りませぬ。各藩は各藩でみな内證頼みをしたのです……

總督府は總督府の會計、各藩は各藩毎の會計で、總會計を總轄してゐる處はなかつたのです。それで總督府から各藩に向つて無心を言出しもせず、各藩からも彈藥が足らぬとか、金が足らぬといふやうなことは言て來もせず、會計はみな各藩各自にして居りました。

二月の東征軍進發の時には、朝廷の會計はまだ献金倚存時代で窮迫を極めてゐた。二月十一日と十三日に京都と大阪に於て御親征費の調達を命じたが、現金の即納したのは京都の五萬兩だけで、大阪は三月朔日に延びてゐる。かやうな次第だつたから大總督宮の御親發にあたつても、錦の御旗の調製費を節約して、緞子で間に合せるといふ有様であつた。この一事は當時の朝廷の會計状態を物語つて餘蘊なきものである。

◎岡谷繁實遺談……「史談速記録」

辰正月三日の戦争が起つ處に、錦の御旗がない。其節戸田大和守忠至は御所の會計の御用を勤めて居りましたから、御旗を拵へる様御沙汰になりましたが金が更がない。呉服屋を呼び出して、錦の御旗を拵へる代價を積らせるところが馬鹿に高い。錦では續かないと言ふことで、段々御評議になりまして緞子にしました。

されども拵ひが出来ないから掛買である。漸くのことで、諸道の總督に渡す緞子の御旗が出来ましたので、此事を、戸田が歎息して話しました……御一新の時に、諸道に御渡しになつた御旗は錦ではない、緞子であります。朝廷の微々たることは、思ひ遣らるゝことでございます。

王師をすゝむる錦の御旗を調へる費用がなく緞子の御旗とし、しかも掛買ひにした、嘘のやうな話であらる。

だが、それが確かに緞子の御旗であつたことは、「岩倉公實記」に「二十一日具定、八千丸陸辭し、錦旗を奉して京師を發し」とあるが、その錦旗の下に註して「一旒は緋色純子、一旒は白色純子」云々といつてゐることで明かである。兵士どもはこんなことゝは知らず、この緞子の御旗を押立て、「宮さん／＼御馬の前に、ヒラ／＼するのは何ぢやいな、あれは朝敵征伐せよとの錦の御旗ぢや知らないか。トコトヤレトヤレナ」と勇躍して進軍したのである。

南北朝時代には、紅白の木綿を縫ひ合はして錦（二色）の御旗としてゐたと傳へられてゐるが、これは經費の都合といふよりは、錦の布を得られなかつたからであらう。然るにこの時の緞子の御旗は、全く經費の都合から來てゐるのだから悲惨である。後にはこの緞子の御旗すら御節約とあつて、諸藩に自費で製作するやう命令した。

正月廿日の布告中に「追討仰付られ候諸藩出兵の面々、以來一隊一旒宛菊御紋御旗下され候間、家々に於て相調



「へ可く候」とあるが、仙臺藩では、天朝より下賜されてこそ錦の御旗である、私製の御旗に何の權威があらう。自ら費用を負担するから、天朝より下賜されたいと願ひ出てゐる。至極尤もな抗議であるが、朝廷とて、それ位の道理の分らぬ管はないが、會計の苦しきのあまり、心ならずもつた措置に過ぎない。緞子の御旗さへ思ふに任せなかつた會計をもつて、あの維新の大業をやり了せたことは、むしろ奇蹟である。

王政復古の大號令の渙發される直前、品川彌二郎は岩倉具視の委囑を受けて數旒の御旗をつくつてあつたが、これは玉松操の考證になる本式のものであつた。正月四日仁和寺宮の持出されたのや、高野山に據つた鷲尾隆聚の一隊に授けられたのはこの方で、緞子でつくつたのは二月に東海、東山、東北方面まで鎮撫總督を派遣するやうになつた時のことである。

#### 六、派遣軍の軍資窮乏……東海道軍の場合

東海道軍がいよ／＼江戸にむかつて桑名を出發したのは、二月十三日であつた。進軍の沿道は徳川發祥の地であるから、官軍に於てもあらかじめ警戒するところがあつたが、錦の御旗（實は緞子の御旗）に靡かぬ草もなく、途中何の故障もなく、二月廿五日先鋒總督はまづ駿府に着陣し、ついで三月五日、大總督官も目出度く駿府城に入城遊ばされた。

官軍はあらかじめ吉田藩に命じ、駿府城内の金穀を調査せしめてあつたが、入城によつて納め得た金穀は、大體次の如きものであつた。（復古記）

米	二千五百餘石
粃	二千八百餘石
金	五千七百兩餘

これらは直に先鋒軍隊の軍用となつたことはいふまでもないが、大總督府の方には、かういふ微發の金穀もなく、京都からの送金もなかつたため、駿府へ到着の時は、その軍用金は殆ど盡きてゐた。

この時總督府の参謀としては、西郷隆盛と林政十郎とが任命され（この外に公卿参謀兩名あるが、これは軍に員に備はるに過ぎない）、兩名は總督官に扈從してその帷幄に参したことになるが、西郷は總督官に先立つ二日前（二月十三日）に京都を出發したきり、二月廿五日先鋒總督が駿府に入るまで、その行方が知れなかつたのである。二月十三日京都出發以來、凡そ二週間ばかりの間、彼は何處で何をしてゐたか、全く不明である。

京都出發の際の中合せによると、江戸討入りについては、駿府に於てあらためて軍議を凝らすことになつてゐたのである。然るに西郷は二月廿五日頃、忽然と駿府にその委をあらはすと、折柄到着した先鋒部隊をして、獨斷をもつて函根を越えて江戸進撃の態勢をとらしめた。従つて大總督官が駿府御入城の時には、官軍の先鋒はとくに函根を越えてゐたので、殆ど軍議といふこともなく三月九日に、來る十五日をもつて江戸討入りのことが全



軍に布告せられた。山岡鐵太郎が、勝安房守の手書を携へ、西郷の旅宿に訪ねて来たのは、實にその當日であつた。

この西郷、山岡會談により、徳川の恭順意思もはじめて官軍にはつきり傳へられ、西郷もこれを諒として、山岡に對してその恭順條件を内示したのであるが、これを契機として江戸に於ける三月十三、十四兩日の西郷、勝會見となり、遂に四月十一日江戸無血開城を見るに至つたのである。

この間大總督官には駿府に御滞陣になつてゐたが、あてにしてゐた駿府城中貯蔵の金穀が案外少かつた上に、京都よりの送金がなかつたために、非常な會計難に陥り、遂に軍票の發行を計畫し、これを京都に稟請した。その間の事情を「大藏省沿革志」は次の如く傳へてゐる。

大總督府商議に曰く、目下軍資金穀缺乏して其度支に艱む、因て官軍の駿河國府中に屯割するの間、本地の市民に用達を命じ、以て金銀を公貸せしめんとす。蓋し先鋒の軍隊も亦費途置少にして相濟ふ能はず……

先鋒軍もまた戦費の缺乏に悩んでゐた。曰く。  
而して前月貴局に要求せる金銀も亦輪到せず、故に已むを得ずして此措置に着手せり（軍票發行をいふ）……苟も明信を失はざれば則ち此の稱借を舉行するも妨げ無るべし。請ふ權宜の處分の情狀を領奏せよ。

次にかゝぐるは、右の申請に對する京都會計官よりの回答である。

別紙來狀の趣拜見仕候。御軍用の儀は方今の御一大事に御座候得共、兼々奉申上候通、當局の會計は名計りにて、空局同様の儀、全く借入金のみ目當に御座候間、局中の日用をも辨じ兼候次第に御座候。右に付、御出先御用途の儀は、先達

て勘辨の上打合せ置候通、金手形を以て一時御用辨用被成置、追て當會計局より、正金と引替候様に仕度奉存候。且又兵士え總督府よりの御取計は、御差止にて可然哉と奉存候。諸藩え拜借の儀は、事實御吟味の上、前條の金手形御貸渡の方可然奉存候。尤金手形の儀は、向々より返答申來次第、幾萬兩にても差送り可申心得に御座候。此段奉申上候。

四月 四 日

會計局 判 事

「當局の會計は名ばかりにて空局同様」だから送金は出来ない、よつて一時金手形を發行して始末をつけてくれといふのである。だが實際問題として、敵の出城ともいふべき駿府で軍票などを發行しても、果して通用するかどうか極めて疑はしい。それでこの軍票案は中止となり、御用金を賦課することに模様がへとなつたが、官軍としては、これも不本意千萬だつたことはいふまでもない。この不本意な措置を不本意ながらとらねばならなかつた處に、その會計の苦しさが讀みとられる。

この時大總督が駿府に於て得た御用金は、僅かに五人より五千兩を徴し得たに過ぎなかつた。京都よりは池邊藤左衛門を急派して江戸で金策せしめた。

◎小野善右衛門筆記

大總督有栖川宮東海府中、駿府御本營より金策のため急使到來せしを以て、池邊君 藤左衛門 俄に出發せられ、此附屬として小野より手代の者三名を同行し、江戸に於て金策するの見込みなり。此時江戸に於ては、人心の向背未だ定らず、彰義隊など屯集して官軍を敵視し、暴殺を企つる者多し、依て府町より悉く町人體に裝ひ、窺に江戸に入るを得たり。然れども各支店に於ても、賊軍より軍資金穀調達の強迫談を受け、戦々競々たる時なれば、其嫌疑を怖れ、他所に止宿所を



設くる等にて、種々困難の事情あり。

かうした苦心のもとに江戸で調達された金は、三萬兩であつた。

◎三井家文書

一、去辰四月中大總督官様、東海道より芝増上寺へ御着府の節、御軍用一時調達金左之通

三井

金三萬兩島田

小野

### 七、派遣軍の軍資窮乏……東山道軍の場合

正月廿一日京都を出發して大垣にむかつた東山道軍の會計困難の状況についてはすでに述べたが、二月に江戸へ進發の命に接した時も、その會計困難には、依然變りはなかつた。この東山道軍へ加はるため、二月十三日京都を出發した土佐藩の軍監谷干城は、同藩軍隊の會計について次の如く述べてゐるが、他藩もこれと大同小異であつた。

◎「東征私記」……谷干城

此行軍資金頗る乏しく、京師にて評議區々たり、時に我老公（容室）之を聽きたまひ、嚴命を下し給ひしその言に曰く、

古より食盡きて戦ひ出来ぬと云ふ事はあれども、其金なくして戦ひ出来ぬといふ事は聽かず、速に發すべし、一時不差支は後にて如何様にもなるべしと、余等此の意を拜するより直様出發す。東征へ持參する處わづかに壹萬五千兩也。大垣滞陣の兵隊（先發の土佐兵）に四五千有餘ある積りの處、是も已に底を拂ひたる由、難澁これに越したるはなし。

かういふ事情は、隨從のどの藩にもあつたことと思はれるが、先鋒總督府自身の會計もまた同様だつた。笠松藩並に大垣にあつた幕府貯藏の米穀を賣拂つて軍費に充てる豫定だつたのが、急に進軍命令が來たためにそれも間に合はず、東本願寺に對して、二月十六日左の如く三萬兩の借用方を申込んでゐる。

以手紙致啓上候、今般於其御門主は、官軍糧食補闕のため、勅命を被爲蒙御下向の趣承知候。就ては當道御軍用の儀、笠松表及び大垣御預り所の著穀御賣拂の上、右代金を以て御準備可被成御手順の處、最早御進軍期限相迫り候事故、迺も調達難出來、差當り御差支にて、於總督も深く配慮被遊候御事に候間、乍御太儀其御方にて金子三萬兩許り御調達相成候様致度、尤右著穀を以て爲引當、相應の俵數差入置可申候間、宜しく御盡力御願申入候。

これについては「復古記」に「光勝（門主）供億の顛末は、諸書に見る所なし」とあるが、恐らく不調に終つたのであらう。

この時の東山道軍は七藩で約四千人であつたが、その外に赤報隊の如き浪士隊と交つてゐたから、大體五千人と見てよいやうである。會計については爲替方三家の手代が隨行し、沿道諸藩をして兵食を辨せしめたことは東海道と變りはなかつた。大總督の京都出發より後れて、二月十八日漸く大垣を出發したのも、戦費の關係からだつたやうである。



東海道軍の方は、函根あたりで一戦争あるものと豫想されたにかゝはらず、軍事的には何の故障もなく江戸へ入ることが出来たが、東山道の方は、途中甲州勝沼と野州梁田に於て小競合があつた。勝沼は有名な近藤勇の一隊との衝突で、梁田は古屋作左衛門の率ゐる徳川脱走兵との衝突である。かういふ事件があつた關係もあらうか、この方も江戸近くなつてから、隨行の爲替組手代に對して金穀の調達を命じてゐる。

三月拾二日、總督が駿驛に滞陣中（梁田戦争は三月九日）三家の手代は白米千俵の調達を命ぜられた。三井の手代堀江清六と、島田組の手代山本卯兵衛の兩人は、急遽江戸へ潜行し、必死の努力で漸くそれを買ひ集めたが、その代金は千七百拾二兩餘、兩につき平均二斗二升五合替であつた。三井家の記録には、當時の事情は次のやうに書き残されてゐる。

右様御軍第一の御用（白米買入れの件）仰付けられ候段有難き仕合、身命を投うち、速に江戸地へ乗込み店表主人手代とも申合せ、御打入の妨げ無之儀屹度相勤べき旨御請申上候處、右仰出されたる御役人は、早速鎮撫使岩倉様の御前に伺候し、何事歟申上げられ、御中仕切の機をサツと押開かれ（著者曰、この邊は全く芝居がかりである）御前に於て天晴れの返答感心の至りに候、凡そ人数五千人の命を養ひ候周旋を一人にて引受候段格段の盡力、御上様（明治天皇）にも御満足に思召さるべく、此方にても満足に至り、直様彼地（江戸）へ差越し、屹度首尾よく勤めらるべしとの御沙汰に相成候故、即刻駿驛より發足し、板橋と庚申塚との二ヶ所に幕府より建てられたる關門を首尾よく通り抜け、同日江戸表駿河町の店表へ到着致し候。

今一つは板橋宿陣に於ける十萬兩の調金命令である。これも三組の手代が江戸へ潜行して百方奔走したが、三

萬五千兩しか出来なかつた。しかもその金を江戸から運び出すのさへ容易ではなかつた。「小野善右衛門筆記」に「又其折柄江戸に於て北陸道（東山道の誤り）鎮撫使へ納める爲替金あり、其途中頗る危険なるにより、家根付の遊船を借り、尋常の遊船に偽装し、賊目を欺き、此舟底に金を入れ、千住の本營に送致せし事あり」とあるが、これはこの時の輸送苦心談である。（これは甲州迂回軍の分である）

以上の外に、東山道軍は、沿道諸藩より、かなりの金穀を徴収してゐる。今「復古記」に登載されてゐる目ぼしい分だけを拾つて見る。

- 一、二月十七日、飛騨高山（舊天領）に貯ふる處の金千兩を收む。
- 一、三月四日、金三千兩を高遠藩、高島藩より收む。（この分は後に官軍の賄方を勤めたるをもつて上納を免ぜられたるが如し）
- 一、三月十四日、堀之美より金千兩、米七百俵（代金七百兩）を收む。
- 一、三月十七日、本多助成より金壹萬五千兩を收む。
- 一、三月廿日、戸田忠成より米五百俵を收む。
- 一、三月廿六日、同人より更に米七千俵獻納。
- 一、三月廿日より追々調達

金二百三十八兩餘  
 金五百兩  
 金千九百兩

木野春四郎  
 内藤志摩守  
 牧野遠江守



金六百九拾兩  
 金百二十五兩  
 金千 兩  
 金三百 兩  
 金百九拾二兩餘  
 金千百五拾八兩餘  
 金千二百七十三兩餘  
 金六拾兩餘  
 金百八拾三兩  
 金千五百九十兩  
 金四百六拾五兩

大給縫殿頭  
 阿部美濃守  
 尾州藩  
 座光寺右京  
 近藤利三郎  
 堀三之丞  
 松平範次郎  
 小笠原兵庫助  
 知久左衛門五郎  
 松平欽二郎  
 眞田信濃守

勿論これには書上げ漏れも相當あること、思はれるが、右の外高遠藩、高島藩の儀は書上げ被置候處、甲州路より市ヶ谷の方、因州、土州賄方相勤罷在候に付、歎願にて御免に相成申候に付、上納不仕候」とあるから、賄方を勤めた藩は納金を許された……つまり賄方をまぬかれた藩が、金穀の上納を命ぜられたのである。

こんなことが原因したのか、後日東山道軍に對し會計上の非難があつた。岩倉總督に對し父の岩倉具視よりも詰問があつたのに對し、兩總督より分疏狀が出されてゐるが、それによつて鎮撫軍の軍費の使途などもいくらか

彷彿することが出来るから、次に掲出する。但しこれは同軍が兩毛地方へ再出發後のものであるが、大體に於て當時の官軍の態度を知ることが出来る。

○「岩倉公實記」

當府のみ莫大の軍金を消費候と御不審の條々蒙御誣責、飲泣無言の至奉存候。當三月以來數箇度の戰爭にて部下諸藩の兵士死傷も不少、傷者は悉く療養を加へ、死者は葬祭を厚くし、或は米穀を買入れ、或は小銃彈藥を買入れ、或は部下の諸藩に多分の金を貸與し、或は罹難者に金穀を施與し、或は通行の宿驛には厚く金錢を惠與して民心を治めて宿陣致し候儀に候得ば、東海北陸兩道の如く戰爭も無く、農民の蜂起も無く、平穩無事の藩陣とは事情大に異なる處有之候……

云づれにしても、東山、東海、北陸（この方の事情はあまり明かでないが、やはり軍費缺乏のため、京都へ金の無心をしてゐる點には變りはなかつた）ともに軍費缺乏のため、京都にむかつて急使を派して居催促をする有様であつたが、京都もまた「空局同様」でいかんともすることが出来ず、この間に於ける會計官の苦心は名狀すべからざるものがあつた。次に掲ぐる談話はその間の消息を物語つてゐる。

○由利公正遺談

あの時は誰を頼んでも會計の事は、決して手傳ひも何もする人はござりませぬ。故に諸方から請求されるのみで、事務は誰れも助けてくれる人が無い。ために私共の日々の繁雜なことは此處に御出での西四辻様も居られましたが、私共の處へは早亟の三度も参らぬ日は無いと云ふ有様でござりました。其上太政官に出ますと、支關口から待受けて居られまして、至急の事を悉く辨じて参らねばならぬといふ様な事で、此一年間といふものは、まるで火事場の中に立つと云つても宜し



い位な繁激な事でござりました。

また次のやうにも語つてゐる。

當時金もなく兵糧もなく、上下共人情大に殺氣立ち、會計のことは耳を傾くる人もなく、其困難はひどかつた。數日の間夜も寝ぬこと故、疲勞して食も通らず、身體衰弱して血便を催し、齒の根も緩むに至つた。死に至らなかつたのは仕合せといふべしだ。

また次の如き記録も残つてゐる。

○「大藏省沿革志々料」

安藤検査局長の説に曰く、戊辰正月三百萬金を募りしは、會計御元立金と稱し、軍用其他の諸費に充る者にして、紙幣製造の準備金に供せる者には非ず。此三百萬金調達の議決するや、諸局争て軍用其他の經費を請求する者頻繁にして、殆ど應給するに堪へざるに由り、三岡氏も爲に困窘憤懣して屏居事を見ざる事あり、是余の目撃知悉する處にして、以て明徴に供するに足れり。

## 二、江戸開城と經濟問題

### 一、江戸城の授受方針

慶應四年（明治元年）三月十三日には、官軍は東海、東山の兩道より江戸に向つて續々進入し、十五日を期して江戸城總攻撃の豫定になつてゐたが、三月十四日、西郷隆盛と勝安房との芝田町の薩摩屋敷における會見によつて、江戸の無血開城の議はほぼ決した。この日談判の決定を見たわけではなく、西郷は京都においてその議をまとめるために、その場から發足したが、その際江戸總攻撃の中止を命じたから、和平談判は大體決着を見たも同様であつた。

當時幕府の運命をその双肩に擔つてゐた勝安房は、西郷との和平談判が整はず、官軍はあくまで武力進撃を敢行する場合は、曾ての露西亞の對ナポレオン戦略にならひ、江戸に火を放つて焦土戰術に出る心算でその準備をしてあつた。官軍の方もまた東山道軍の參謀伊知地正治は、江戸を焼いて曠野の障を張る策を考へてゐたから、



もし兩軍が戦ひを交ふるが如きことがあれば、江戸市民の蒙る災害は測り知るべからざるものがあつたのである。幸にして兩雄の國策的談判によつて、江戸は戦火の洗禮をまぬかれることが出来た。

京都の會議において、徳川方の恭順案は大體容れられ、四月十一日をもつて、江戸城の無血開城を了したが、もし假にあの際、東西兩軍が戦火の間に相まみえたとしたら、どんな結果になつてゐたであらうか。勝はその日誌に次の如く記載してゐる。

又思惟すらく、今大阪一敗して敵の有となる。我が失ふ處米穀凡五萬俵、金銀銅錫の類、悉く集めてひさげば百二十萬内外に下らざるべし。今上國新に諸官を設けられ、諸局新建に及ば、金貨を用ゆる多くして、其出づる處豫め計るべからず。官軍東下の軍費は、寡少に算して以て糧を我に取らんとせん歟、我倉廩空虚にして今日の如くなるは外人の知らざる處なり、一戰奮勇して我に得むと成す必せり。若我至柔にして内外を包まず、條理を以て是に報答せんには、敵我が如斯空虚なるを知て、前日出師の算忽ち失すべし、また必戰を期して進む時は、道路の雜費必ず是を其領主に取らん。是尤人心を損破するの舉にして、彼が失策の一なるべし、又戰鬪には勇威を先とす、我は至柔を示して報答條理を盡さば、其區劃謀相表裏して、英氣始て挽ゆまむ歟、不可知云々。

勝は、もし官軍は必戰を期して進む時は、その費用は必ずや沿道諸藩から徴收するであらう。然れば「是れ尤も人心を損傷する舉」であるから、官軍の重大失策とならうと、暗に軍費……經濟的關係から、官軍必ずしも必勝を期し得ないことをほのめかしてゐる。

既記の如く、官軍が江戸へ入つた時の經濟状態からいへば、或は勝の豫想した如き結果を見たるやも、いまだ知るべからずである。江戸の和平解決は、實に徳川のためにも、官軍のためにも、ひいては日本國のためにも目出度い限りであつた。但し朝廷の和平方針は、京都においてすでに決してゐたもので、西郷が駿府において山岡鐵太郎に示した和平案は、彼が京都出發の際、すでに懷にして來たものである。従つて世上、西郷が勝の口車にのせられて和平案に同意した如くいふのは誤つてゐる。また西郷が官軍の軍資の缺乏を知つてゐたから、勝の提案に同じたのだといふ説にも賛成し得ないが、京都において、すでに決してゐる和平解決方針を徹塵も顔に出さず、一旦兵を江戸へ入れて置いて、勝との談笑の間に和平解決の機會を捕へたのは、西郷の偉大なる腹藝である。

扱、江戸開城によつて、官軍は經濟上どれだけ利得するところがあつたらうか。

結果から先に云へば、江戸開城にあつて官軍に引渡された金銭は、金銀錢各座に貯藏されてあつた分だけでその他には別に金銭の授受はなかつたのである。「戊辰日記」に「江戸城も明渡しに相成候へ共、帳簿と金銭は一枚も無し、何方へ隠し候哉、不思議といへる程の事の由」云々とあるが、事實金銀錢各座に於ける少しばかりの金銭授受以外には、金銭授受に關する記録は見出し得ない。江戸城授受の方法について次のやうに取決められた。

○「實歴史傳」……海江田信義

勝曰く、「武器手銃の如きは歩兵と共に之を計算し、屯所幾箇所、人員幾何とし、官舎の如きも亦同く目錄を以て小吏に付して交附すべく、又城廓の如きは、當日官兵を容れず、只上官三四人のみを以て受授式を舉行せば如何、殊に又會計の



事、身交の事如きは、其吏員と共に來る十七日を期して之を受授せん、若し其分明ならざる件あらば、我吏員前日より田安邸内に徙り、大久保（一翁）之を總理して殘務を整頓しつゝあるに依り、宜しく之に審問して一々其處置を施して可ならん」云々

とあるが、勝の「會計の事」といふのは「金銀座の員數人員」に限り、勘定奉行所や江戸城内の御金藏内の金員はふくまれてゐなかつたから、結局、江戸城授受の際受渡しのあつたのは、金銀座の有合金だけに過ぎなかつたのである。

## 二、金銀座回收始末

江戸の金銀座回收については、三月十六日京都の會計事務總督から大總督府參謀に對して、次の如き通牒が發せられてゐる。

此度通用金銀錢御改正被仰出、向後於朝廷吹立被仰付候間、江戸表坐方吹立の儀早々差止相成候様致度存候。尤坐方諸道具の儀、當表の御用にも可相成候間御取調の上御締被成置候様致度存候。此段宜敷取計可被下候。以上。

朝廷では、二月すでに金銀貨改鑄……新貨幣制度制定の議が決してゐたから、舊貨幣の鑄造は禁止する方針でこの通牒を發したものだと思はれる。だが三月十六日は大總督官はまだ駿府に御滞陣中である。この日西郷が江戸

に於ける勝安房守との會見の報告をもたらし來た時だから、この通牒は、少し手廻しは早すぎた。しかも同時に、貨幣取調方附屬林左衛門、淺香綱次郎の兩名を鑄造器械受取りのため江戸へ派遣すると會計局判事から、いつて來てゐるから、この時は江戸の器械をもつて新貨幣を鑄造する計畫だつたやうである。

これに對して總督府からは三月廿日「何分敵地の儀故、即今取調と申す次第にも參り兼候間」云々と斷り狀を出してゐるが、京都では三月三十日に會計局權判事池邊藤左衛門（節松）を金銀座回收のため出發せしめた。なるほど徳川の恭順も大體確定的であり、江戸開城も必然とはなつてゐたが、この時はまだ江戸城は授受されてゐない。池邊はその使命について次の如く手記してゐる。

節松（藤左衛門）東下の命を蒙り候は、戊辰三月三十日にて、御用向の儀は金銀銅貨各國の品位に比較し、御改鑄御内決相成、因て東下の上、金銀銅座共に取上げ、貨幣製造停止し、座方有合の金銀貨は御軍資に充て、器械は取纏め大阪へ可差廻、其外御用含められ四月二日出立……

「其外御含められ」といふ中には、既掲「小野善右衛門筆記」にあるやうに、大總督府の費用調達の使命がふくまれてゐたのである。池邊は江戸へ直行せず、駿府に滞在して四月十四日、大總督官と共に江戸へ入つた。

官軍は四月十四日、はじめて金銀座回收に着手した。金座最後の主管者である後藤吉五郎の實歴記にいふ。

四月十四日夕七時頃、本町役所へ係り勘定方竹尾正助率先して官軍の三士大總督府會計官長岡久次郎、淺香綱次郎、上原十助、公庫收在の金錢及び書物、筆筒、長持封印して去る。其他銀座、眞先百文錢鑄錢座同人罷越同斷の旨双方より拙宅